

第2章 産業財産権行政の国際化の進展

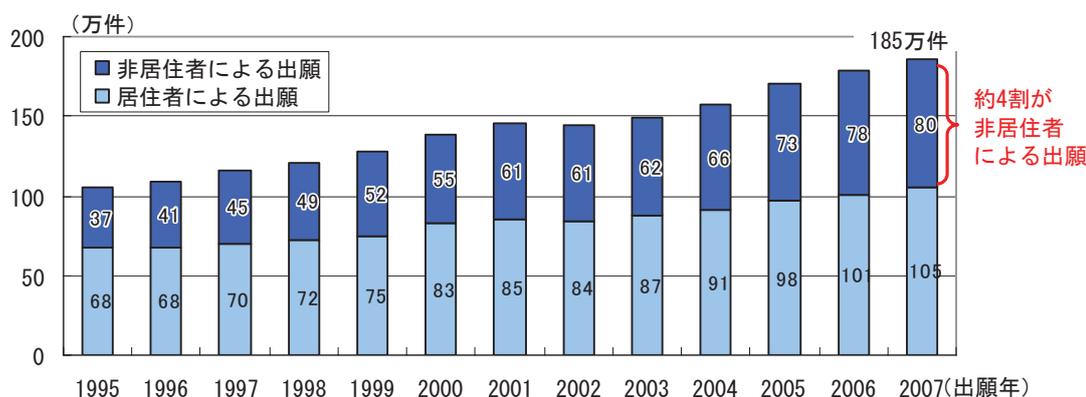
第1節 出願・登録の国際的広がり

1. 世界の出願動向

(1) 世界の特許出願件数

経済のグローバル化の進展に伴い、世界の特許出願件数は急増した。1995年は約105万件の出願であったものが、2007年には約1.8倍に増加し、約185万件に達した。この世界の特許出願件数のうち、非居住者による出願¹は1995年から2007年の間に約2.1倍に増加し、2007年には全体の約4割を占めた。

【世界の特許出願件数】

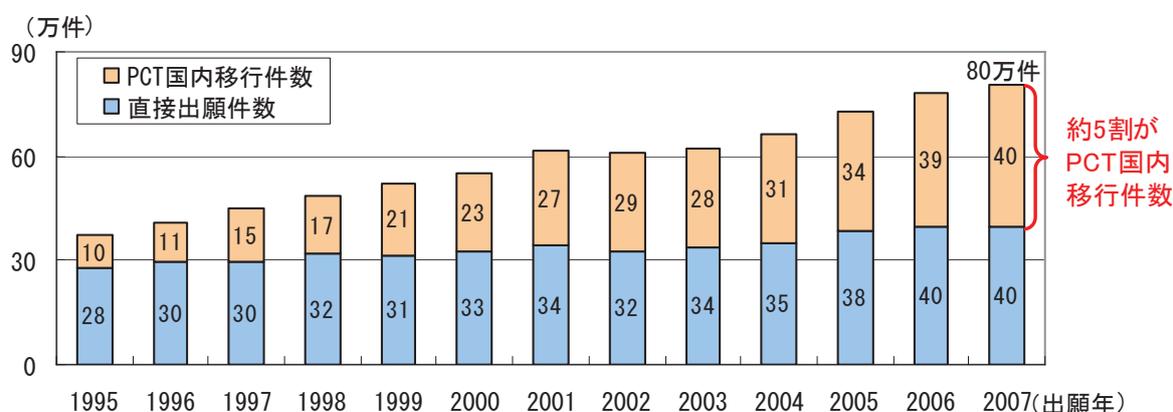


(備考) 特許協力条約に基づく国際出願 (PCT 出願) に基づく PCT 国内移行件数を含む。

(資料) WIPO Industrial Property Statistics

非居住者による出願の状況を見ると、1995年はPCT出願に基づくPCT国内移行件数が約10万件 (全体の約3割) であったが、2007年には約40万件 (全体の約5割) となり、このPCT国内移行件数の増加が世界の特許出願件数を押し上げる要因の一つとなっている。

【非居住者による特許出願件数】



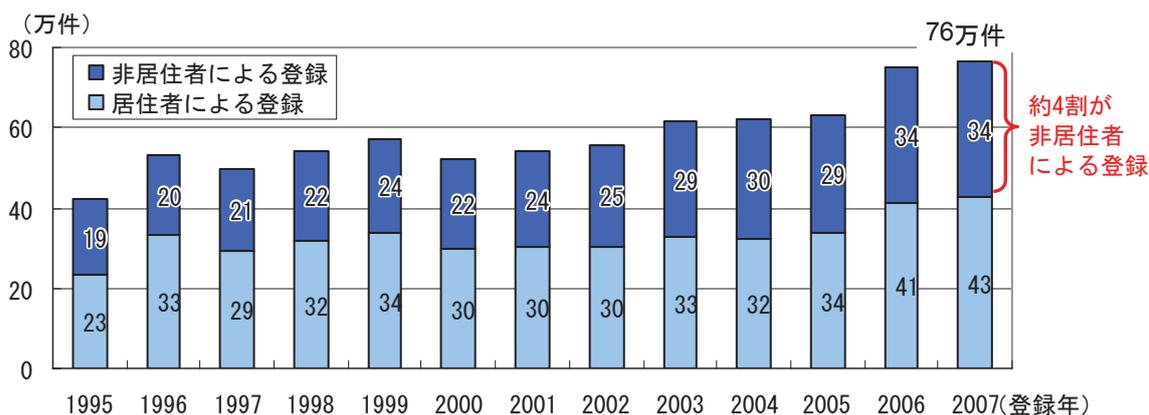
(資料) WIPO Industrial Property Statistics

¹ 非居住者による出願とは、その出願の筆頭出願人が居所を有しない国・地域の特許庁に対してなされた出願のことを指す。

(2) 世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。1995 年は年間約 42 万件の登録であったものが、2007 年には約 1.8 倍に増加し、約 76 万件に達した。この世界の登録件数のうち、非居住者による登録は 1995 年から 2007 年の間に約 1.7 倍増加し、2007 年には全体の約 4 割を占めた。

【世界の特許登録件数】

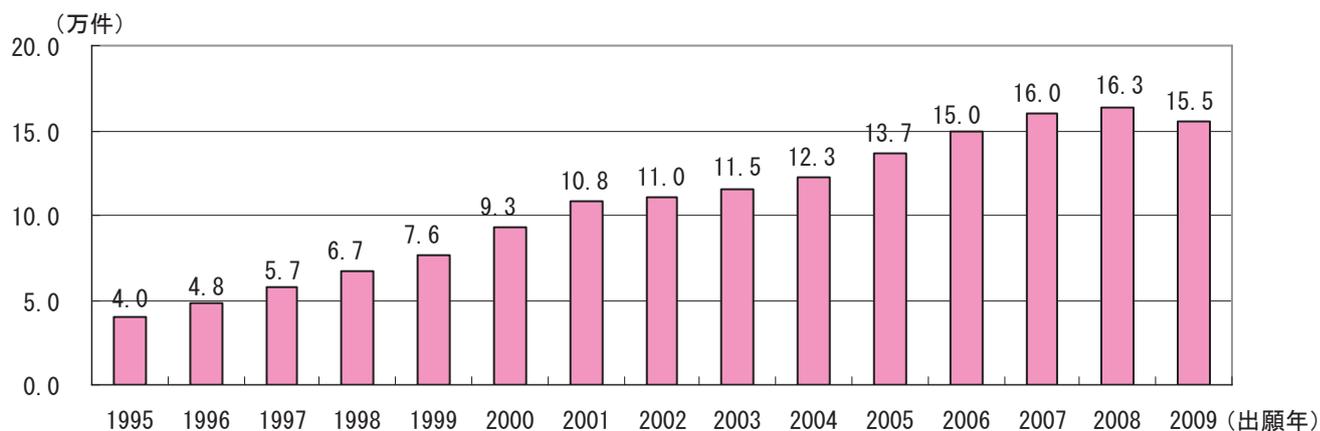


(資料) WIPO Industrial Property Statistics

(3) PCT 出願の世界的な増加

経済のグローバル化に伴い、PCT 出願件数もこの 15 年で急増した。2009 年の PCT 出願件数は、2008 年に比して減少したものの、15 万件を超える出願があり、1995 年と比して、約 3.9 倍に増加した。

【PCT 出願件数の推移】



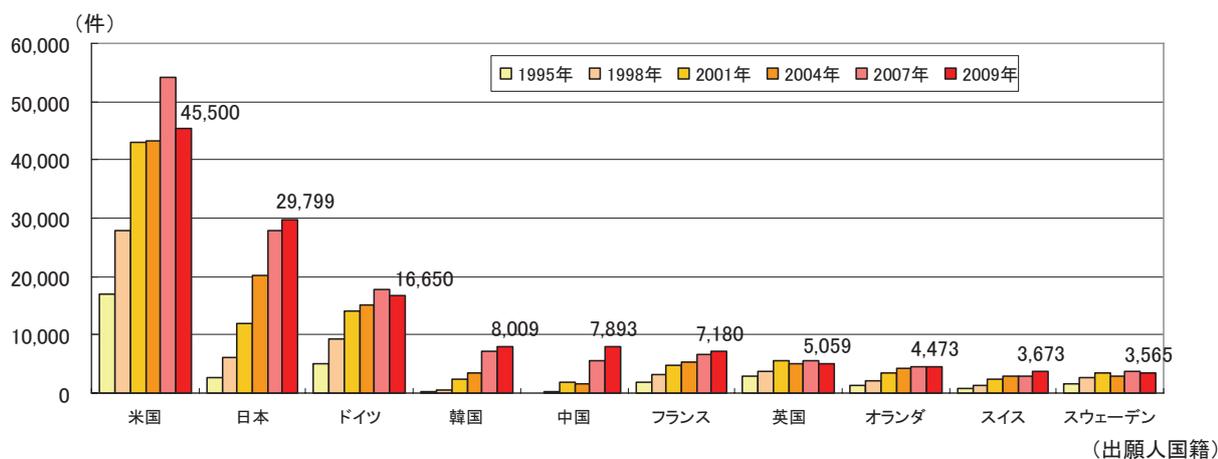
(備考) 2009 年の件数は速報値。

(資料) WIPO Industrial Property Statistics, Statistics on the PCT System, Leading PCT filings countries (Monthly), March 2010

PCT 出願件数を出願人の居住国別に見ると、日本は 1995 年は 2,775 件で、米国、ドイツ、英国に次いで 4 位であったが、2009 年には約 10.7 倍の 29,799 件に増加し、2003 年以降、米国に次ぐ 2 位を維持している。2009 年に米国、ドイツの PCT 出願件数が減少している一方で、日本の PCT 出願件数は増加している。

韓国及び中国のこの 15 年の PCT 出願件数の増加は顕著であり、韓国は 1995 年は 196 件であったが、2009 年には約 40.9 倍の 8,009 件で 4 位となり、中国は 1995 年は 103 件であったが、2009 年には約 76.6 倍の 7,893 件で 5 位となった。

【出願人の居住国別の PCT 出願件数の推移】



(備考) 2009 年の件数は速報値。

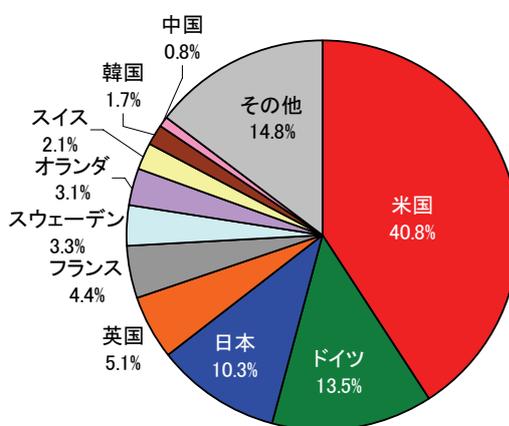
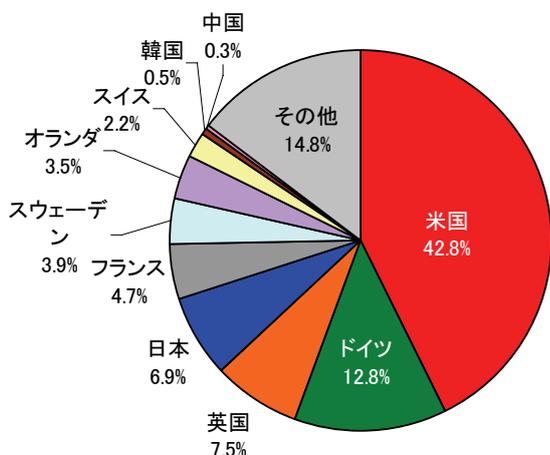
(資料) WIPO Industrial Property Statistics, Statistics on the PCT System, Leading PCT filings countries (Monthly), March 2010

出願人の居住国別の割合を見てみると、1995年においては、日本は全体の6.9%であったが、2009年には19.3%を占めた。米国の占める割合は徐々に減少し、2009年は1995年に比して13.4ポイント減少して29.4%であったものの、この15年間常にPCT出願件数世界一であった。また、韓国及び中国は1995年から2009年にかけてそれぞれ4.7ポイント及び4.8ポイント増加して、2009年には5.2%及び5.1%を占めた。また、日本、韓国及び中国の3か国でのPCT出願件数割合は、1995年においては、7.7%であったが、2009年には29.6%を占めた。

【出願人の居住国別のPCT出願件数の割合】

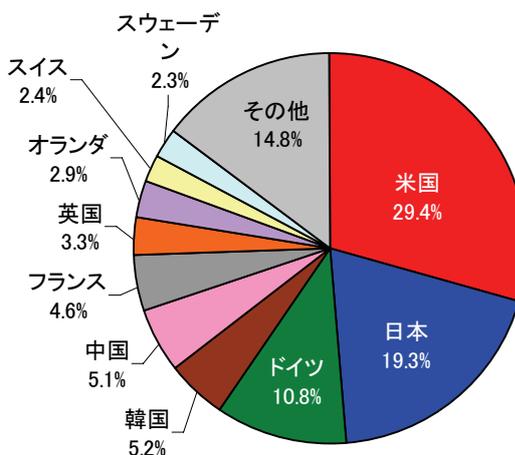
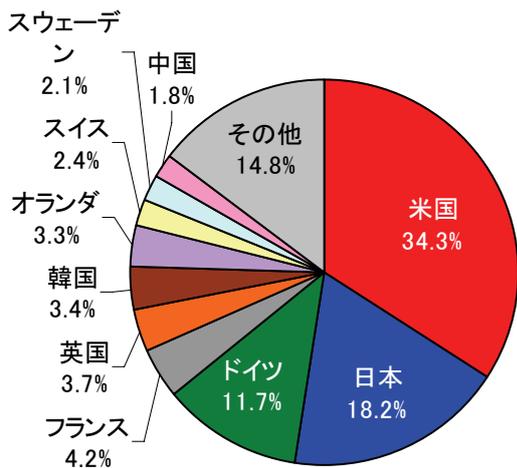
(1995年)

(2000年)



(2005年)

(2009年)



(備考) 2009年の件数は速報値。

(資料) WIPO Industrial Property Statistics, Statistics on the PCT System, Leading PCT filings countries (Monthly), March 2010

2. 五大特許庁の出願動向

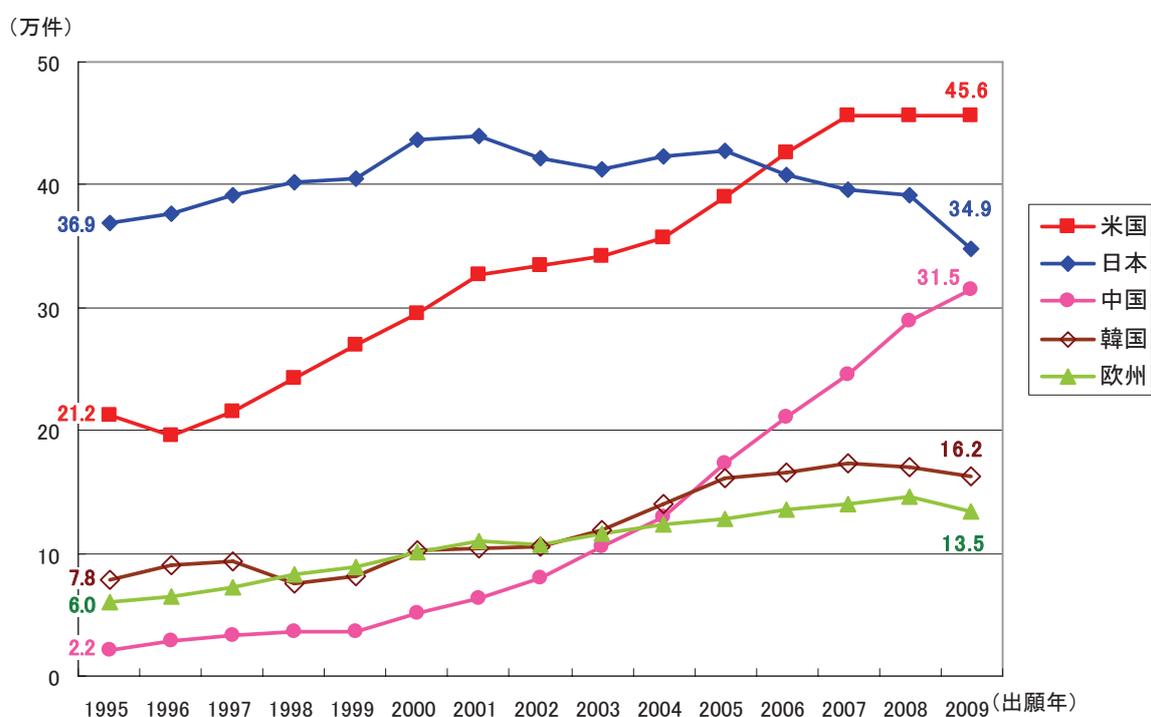
(1) 五大特許庁における特許出願件数の推移

日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）における特許出願件数の動向を以下に示す。

日本における特許出願件数は、1995年の36.9万件から徐々に増加し、2001年には43.9万件に達した。その後、2006年以降は減少傾向が見られ、2007年からは40万件を下回り、2009年には34.9万件にまで減少した。

一方、米国は1996年から増加を続け、2006年に日本を上回り、2009年は1995年と比べ2倍以上増加した。欧州及び韓国についても、毎年着実に伸び続け、近年は減少したもの、14年間に2倍以上の増加となった。特筆すべきは中国で、2009年は1995年と比較しておよそ15倍近くにまで達しており、米国、日本に次ぐものとなっている。

【五大特許庁における特許出願構造の推移】



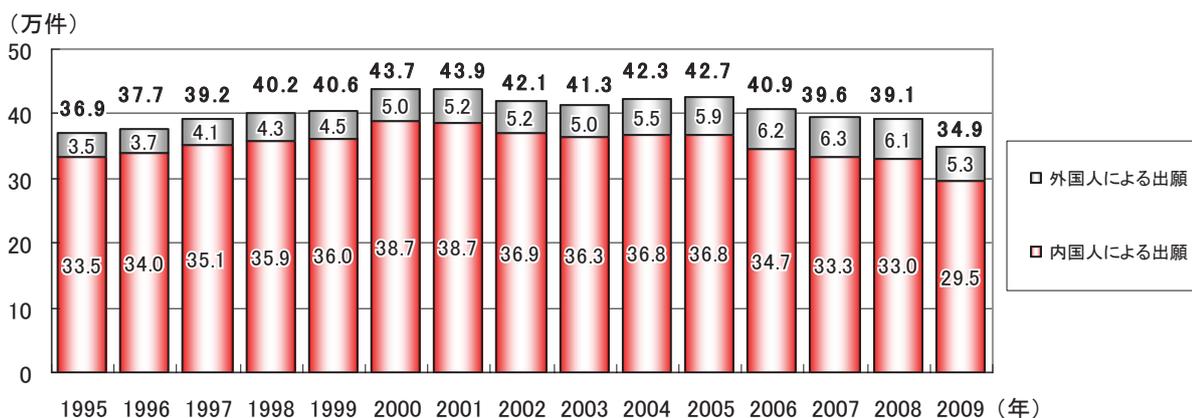
(資料) 各国・機関の年次報告書及びホームページ

(2) 五大特許庁における特許出願構造

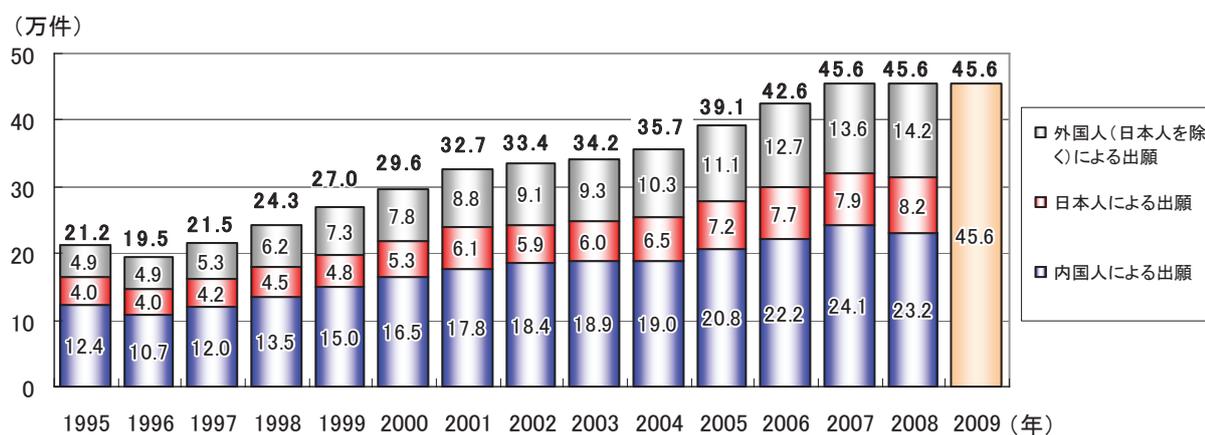
各国・機関における内国人・外国人別の特許出願件数を見てみると、日本及び韓国への出願は、内国人による出願が外国人による出願を大きく上回っている。一方、米国及び欧州においては、内国人による出願が半数程度であり、日本及び韓国とは対照的な構造となっている。驚異的な出願件数の伸びを見せている中国は、2009年は1995年と比較して、内国人による出願が約23倍となるとともに、外国人による出願も約8倍にまで達している。

日本人による他国・機関への出願は、各年を通じ相当な割合を占めている。

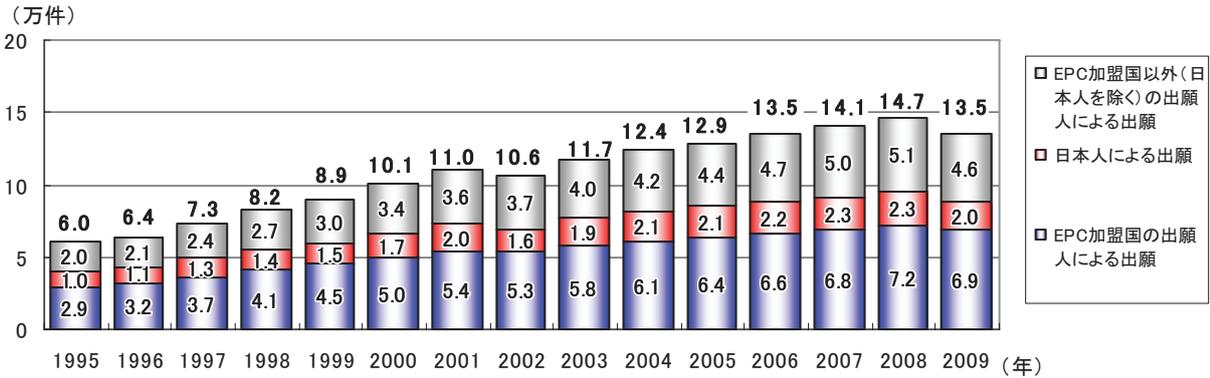
【日本における特許出願構造】



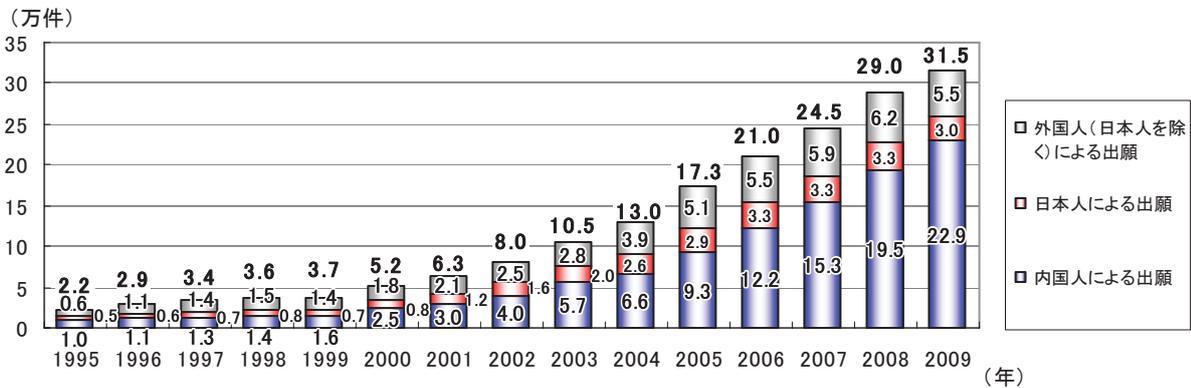
【米国における特許出願構造】



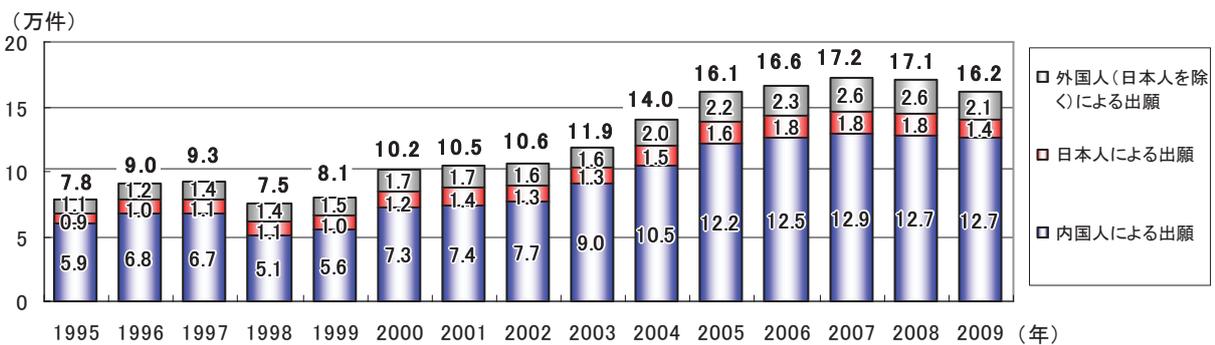
【欧州（EPO）における特許出願構造】



【中国における特許出願構造】



【韓国における特許出願構造】



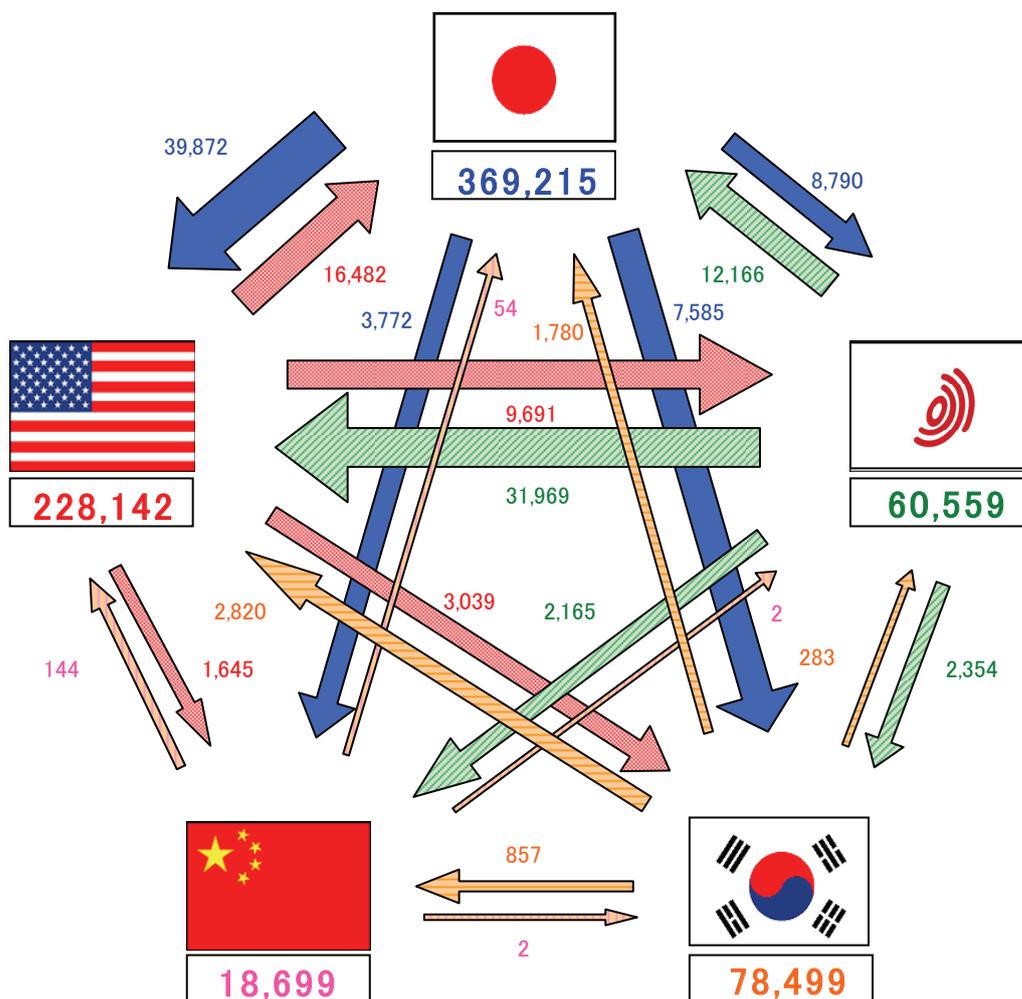
(備考) 米国の2009年の件数内訳は本書編集時点で未公表。

(資料) 各国・機関の年次報告書及びホームページ

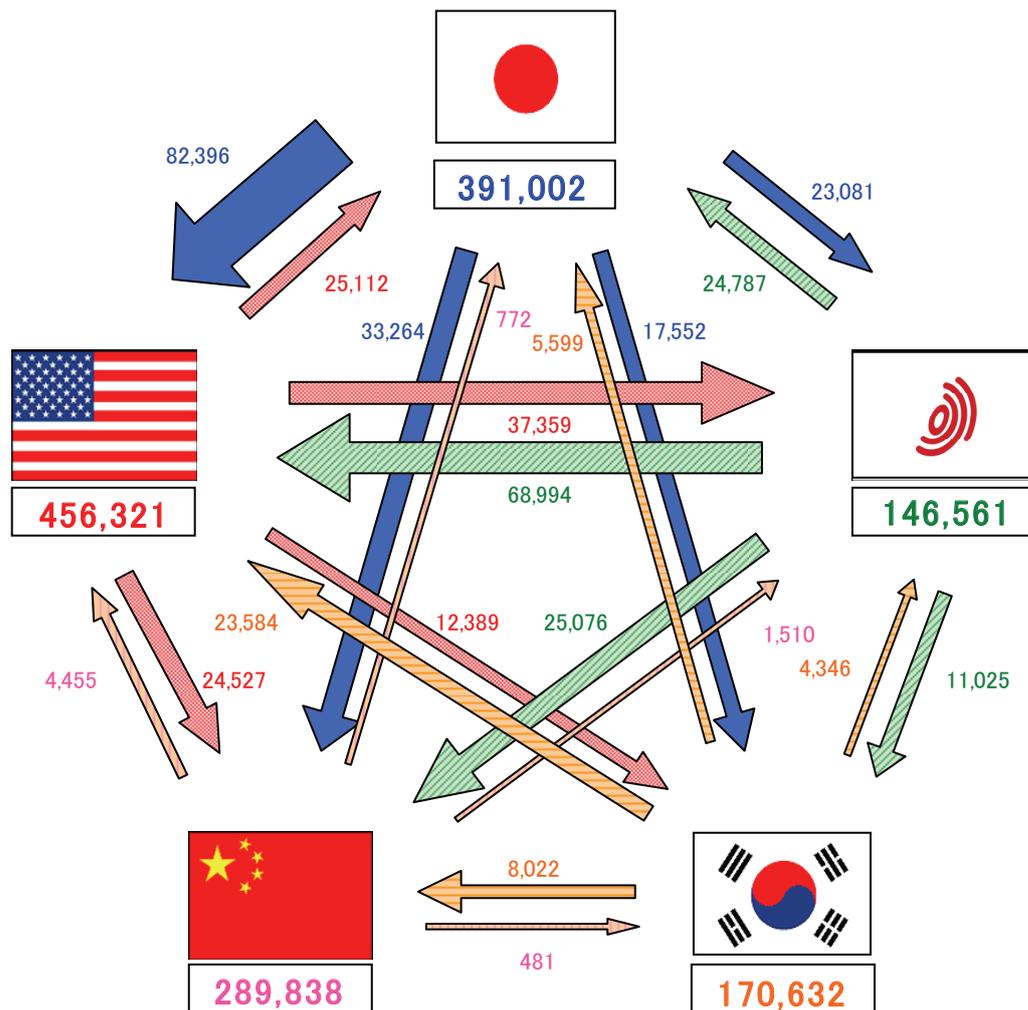
(3) 五大特許庁間の特許出願状況

1995年と2008年の五大特許庁間の特許出願件数を比較してみると、いずれにおいても、日本、欧州、中国及び韓国から最も出願が多いのは、米国へのものであることに変わりない。しかしながら、中国への出願件数が急増しており、中でも米国から中国への出願は15倍近く伸びている。また、日本、欧州及び韓国から中国への出願件数も10倍前後の大きな伸びとなった。2008年には、欧州及び韓国から中国への出願が、日本への出願を上回っており、米国から中国への出願件数も、米国から日本への出願とほぼ同数であった。

【五大特許庁間の特許出願状況（1995年）】



【五大特許庁間の特許出願状況（2008年）】



（備考）・枠内の数値は、各国・機関における1995年及び2008年の特許出願件数の合計を示す。

・欧州からの件数は、1995年及び2008年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。

・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

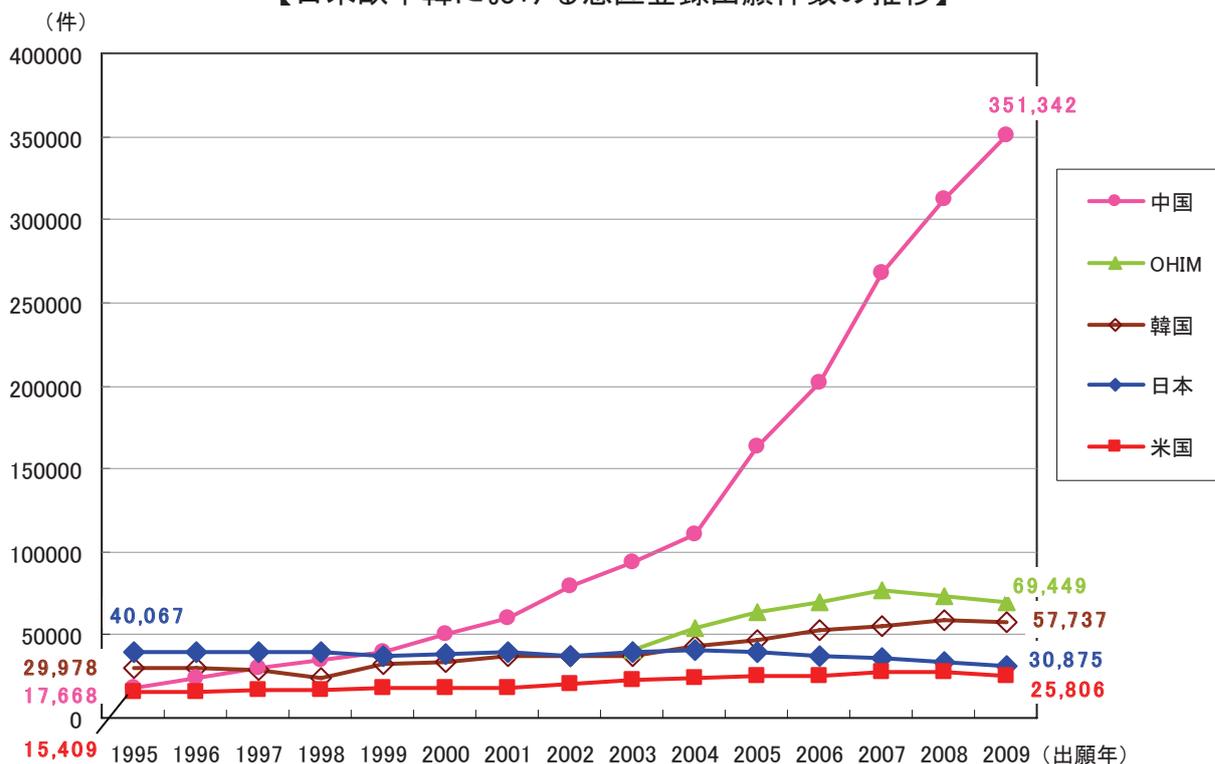
（資料）1995年は特許行政年次報告書及びWIPO Industrial Property Statistics、2008年は各国・機関の年次報告書及びホームページ

(4) 日米欧中韓における意匠登録出願件数の推移

1995年以降、日米欧中韓それぞれにおける意匠登録出願件数は、日本を除いて増加傾向を示した。日本については、ほぼ横ばいであったが、近年は減少傾向にある。2009年には約3万1千件となり、過去15年間で最も少ないものとなった。

一方、飛躍的に件数を伸ばしてきた中国は、2005年から更に勢いを増し、2009年には35万件を超え、日本、米国、欧州及び韓国の合計をはるかに上回るものとなっている。

【日米欧中韓における意匠登録出願件数の推移】



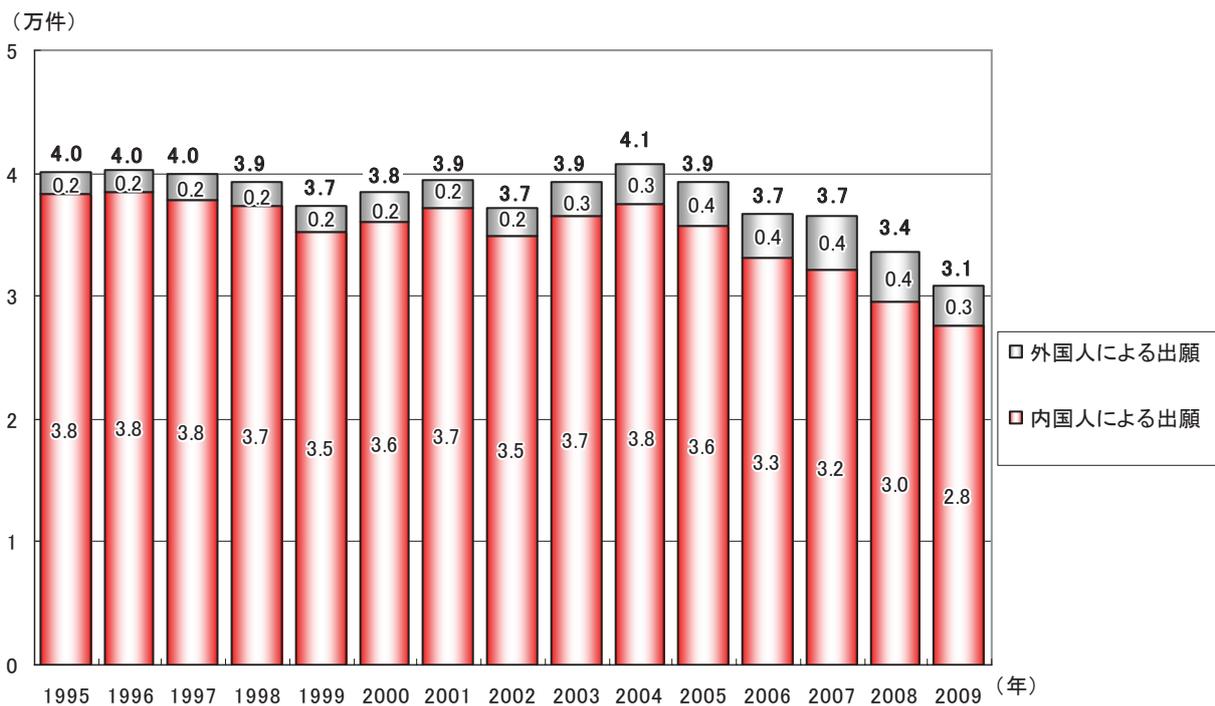
(備考) 欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) は2003年から受付を開始。

(資料) 各国・機関の年次報告書及びホームページ

(5) 日米欧中韓における意匠登録出願構造

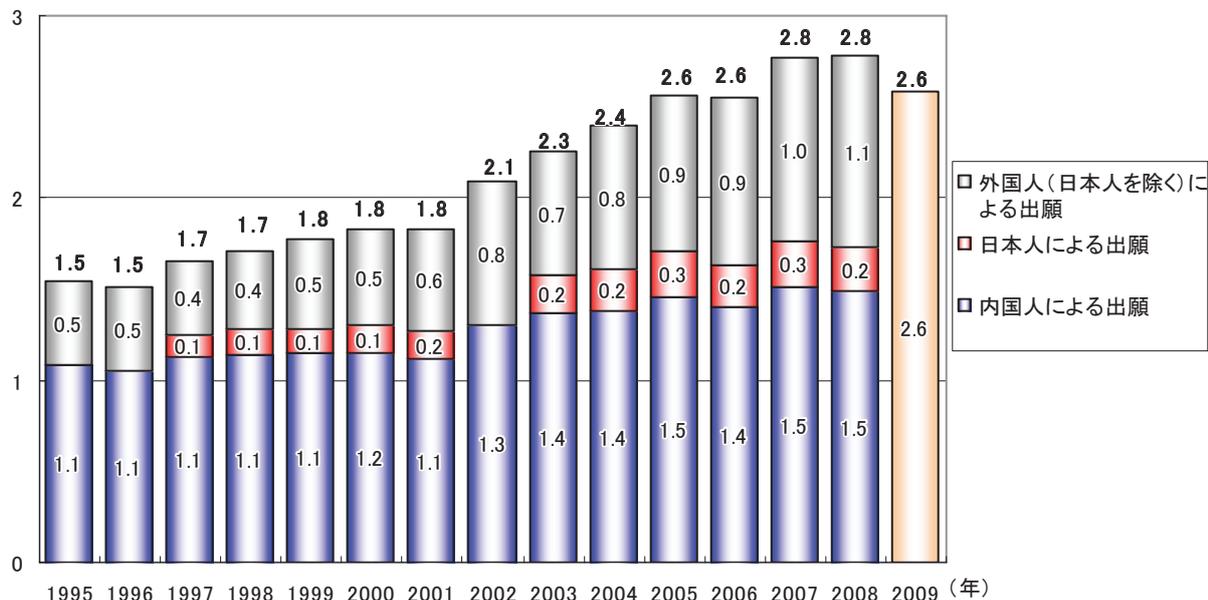
日本、中国及び韓国における内国人・外国人別の意匠登録出願構造を見てみると、そのほとんどが内国人による出願で占められているのが特徴である。1995年以降、その構造にはあまり変化がなく、出願件数が激増した中国においても、依然として外国人による出願件数の割合は、内国人による出願件数に比べれば、ごくわずかなものとなっている。欧州もEU加盟国の出願人による出願が大半を占め、外国人からの出願がほぼ半数を占める米国とは対照的な構造となっている。米欧中韓での日本人による出願は、目立った増減はなく、安定したものとなっている。

【日本における意匠登録出願構造】



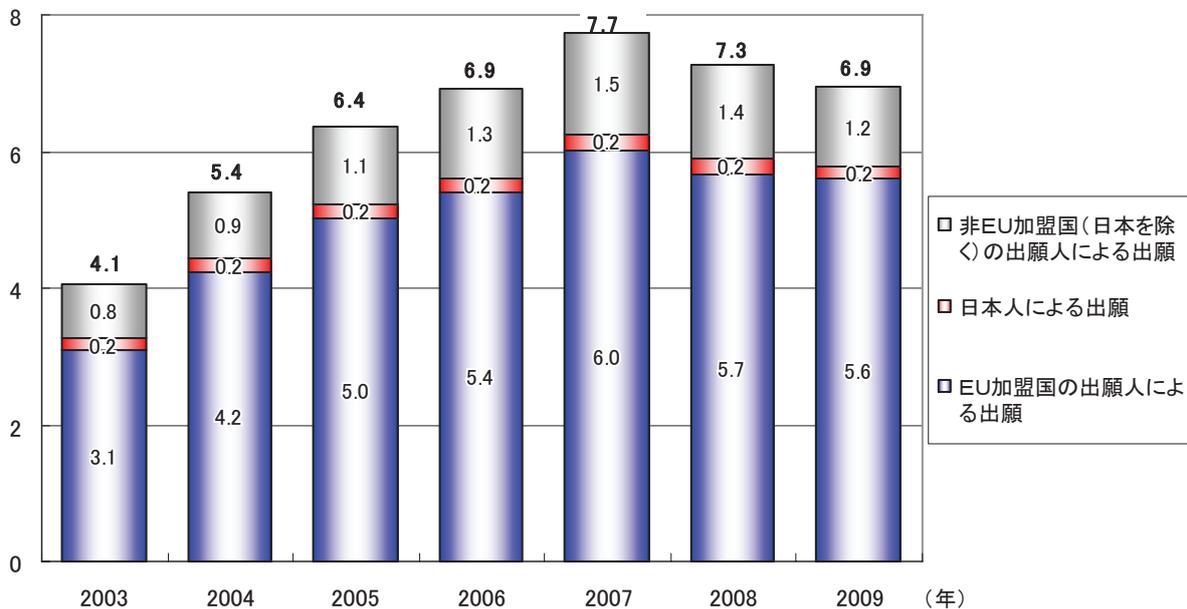
【米国における意匠登録出願構造】

(万件)

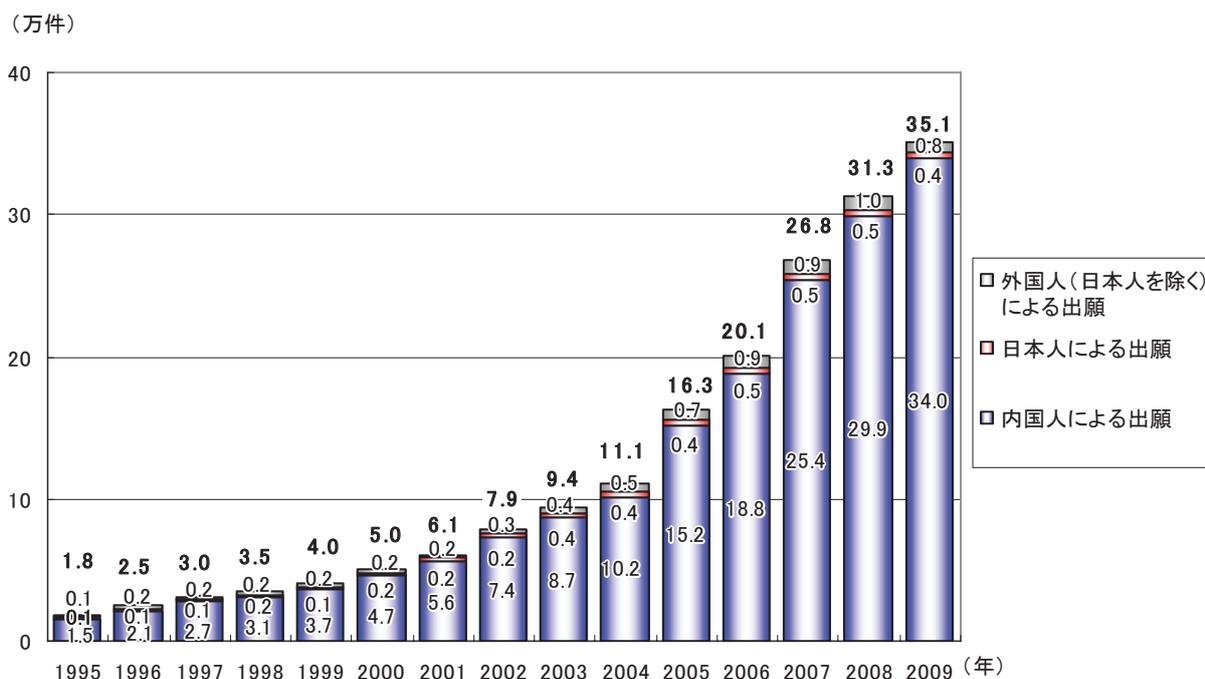


【欧州 (OHIM) における意匠登録出願構造】

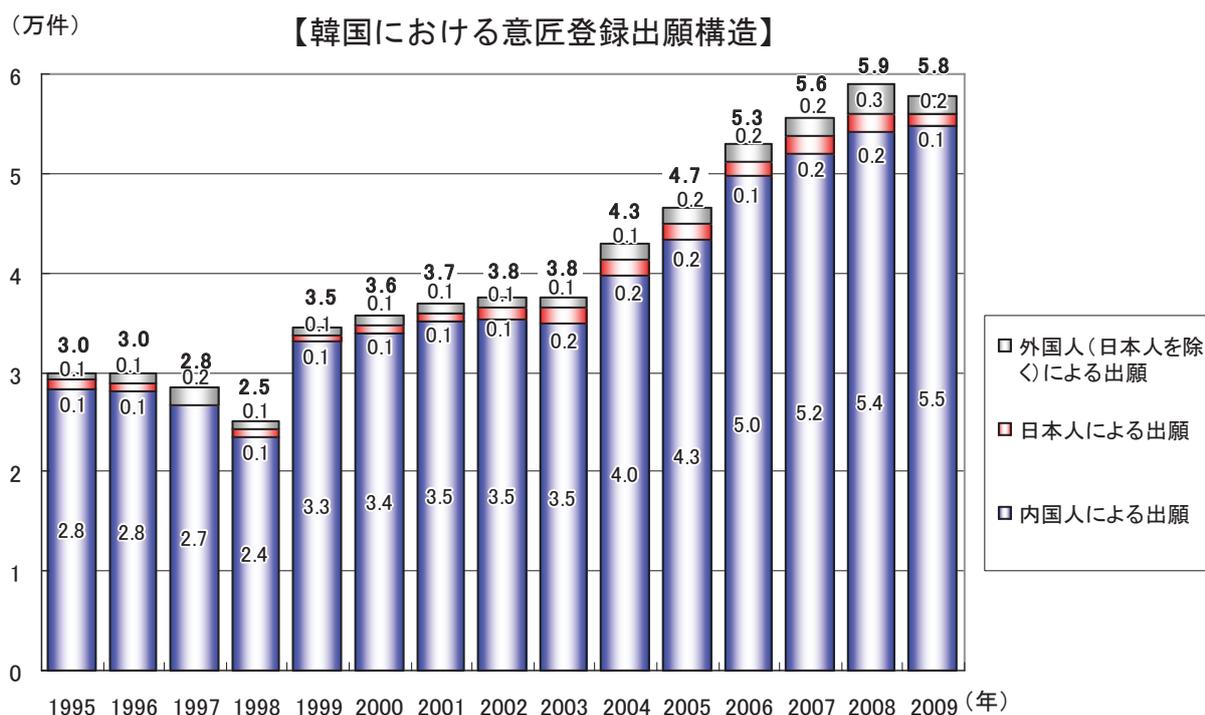
(万件)



【中国における意匠登録出願構造】



【韓国における意匠登録出願構造】



(備考) ・米国の2009年の件数内訳は本書編集時点で未公表。また、米国の1995年、1996年及び、2002年並びに韓国の1997年の日本人による出願件数は本書編集時点で未公表。

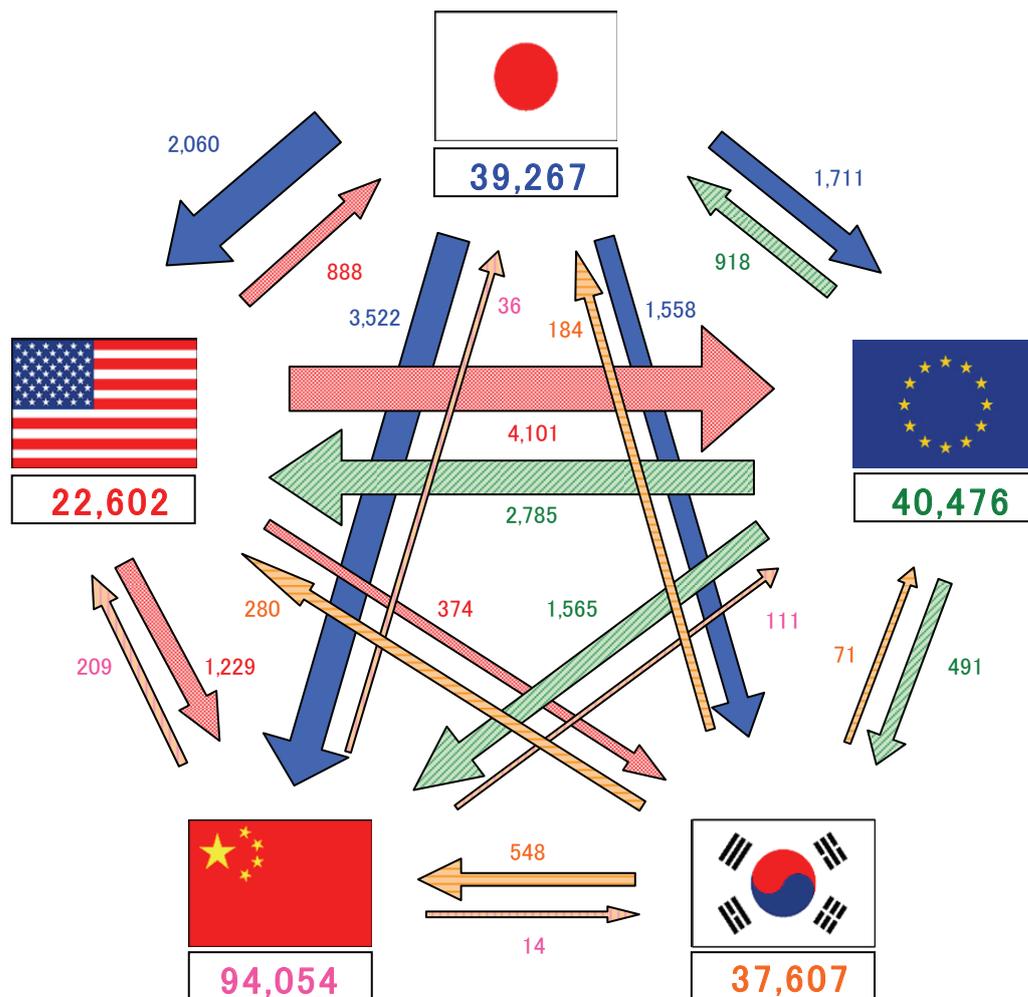
・OHIMは2003年から受付を開始。

(資料) 各国・機関の年次報告書及びホームページ並びにWIPO Industrial Property Statistics

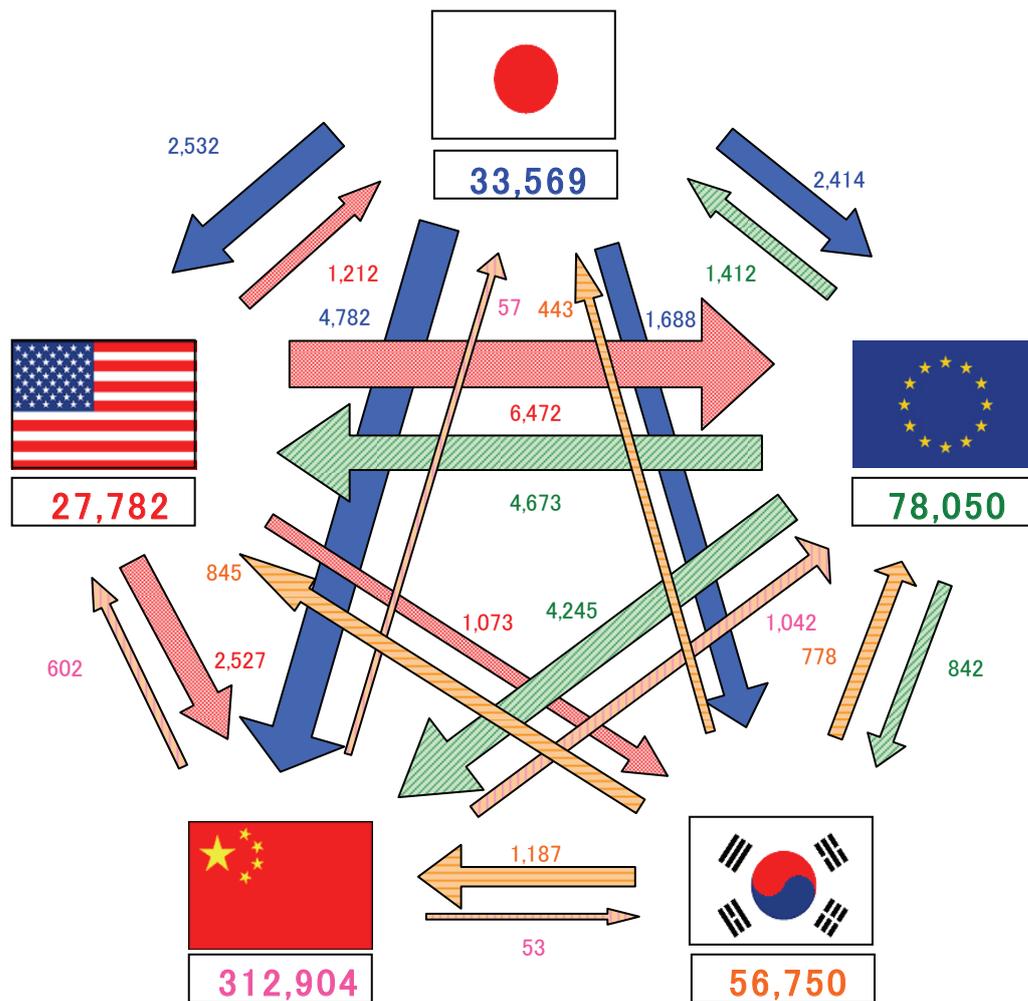
(6) 日米欧中韓間の意匠登録出願状況

2003年と2008年の日米欧中韓間における意匠登録出願件数を比較してみると、日本から各国・機関への出願及び各国から日本への出願は共に増加した。米国は、特に中国への出願が倍増となり、欧州への出願も約1.6倍増加した。また、欧州から中国への出願は約2.7倍も伸びて、欧州から米国への出願に迫るものとなっている。

【日米欧中韓間の意匠登録出願状況（2003年）】



【日米欧中韓間の意匠登録出願状況（2008年）】



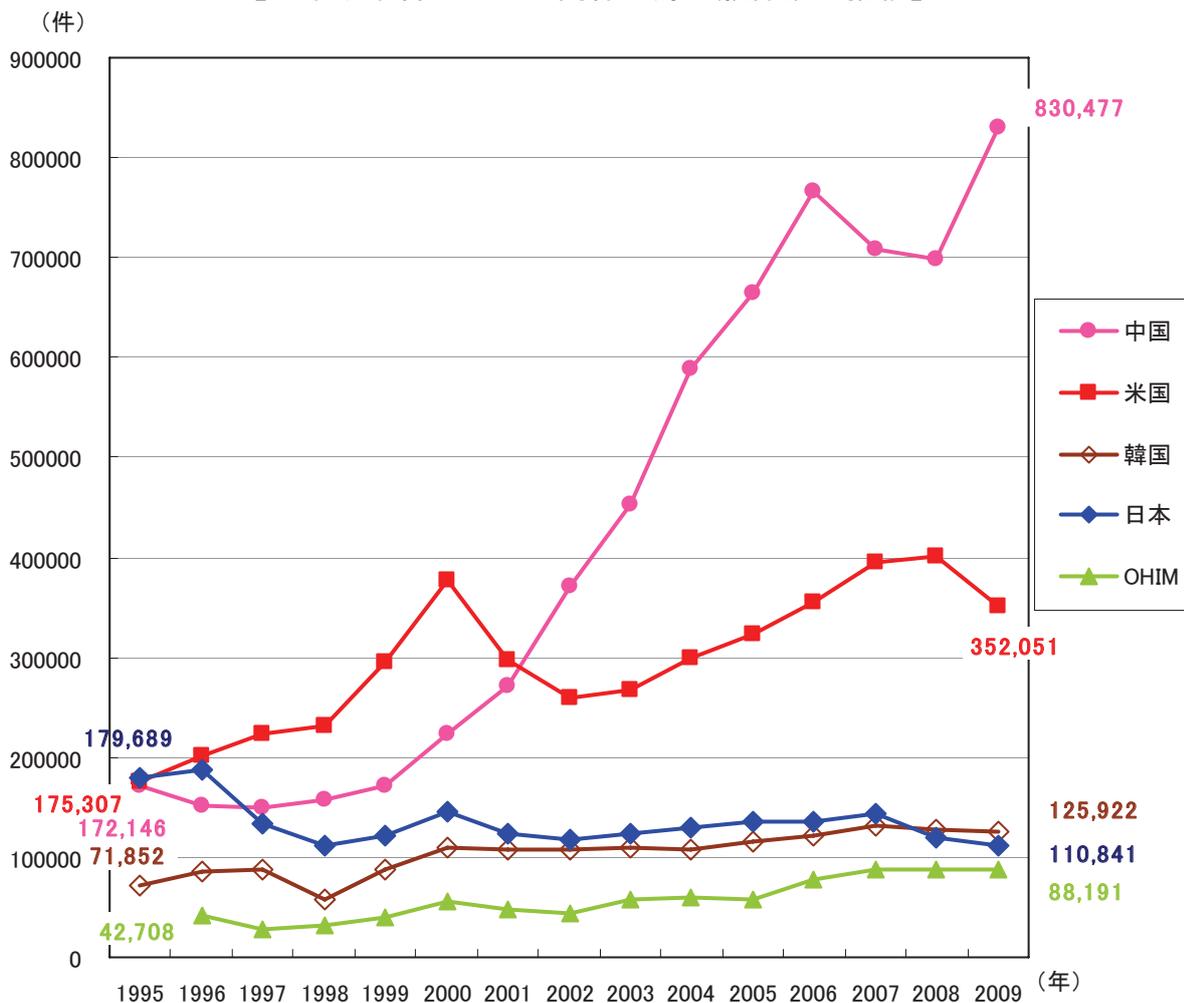
- (備考) ・ 枠内の数値は、各国・機関における2003年及び2008年の意匠登録出願件数の合計を示す。
- ・ 欧州からの件数は、2003年及び2008年末時点の欧州共同体構成国の出願人による出願件数を示す。
 - ・ 欧州への件数は、欧州共同体商標意匠庁分のみを計上しており、各欧州共同体構成国への出願件数は含まれていない。
 - ・ 比較した年は、OHIMが受付を開始した2003年と各国・機関の当該データが揃う2008年とした。

(資料) 特許行政年次報告書及びWIPO Industrial Property Statistics

(7) 日米欧中韓における商標登録出願件数の推移

日米欧中韓それぞれにおける商標登録出願件数を見ると、日本は1995年と2009年を比較した場合、約4割の大幅な減少となっている。一方、米国及び欧州の2009年の出願件数は、1995年に比べ、それぞれ2倍以上の増加となっている。中国に関しては、2009年の出願件数は80万件を超え、1995年に比べ、約5倍の大幅な増加となった。これは日本、米国、欧州及び韓国の合計を上回るものとなっている。韓国のここ数年の出願件数は横ばいである。

【日米欧中韓における商標登録出願件数の推移】



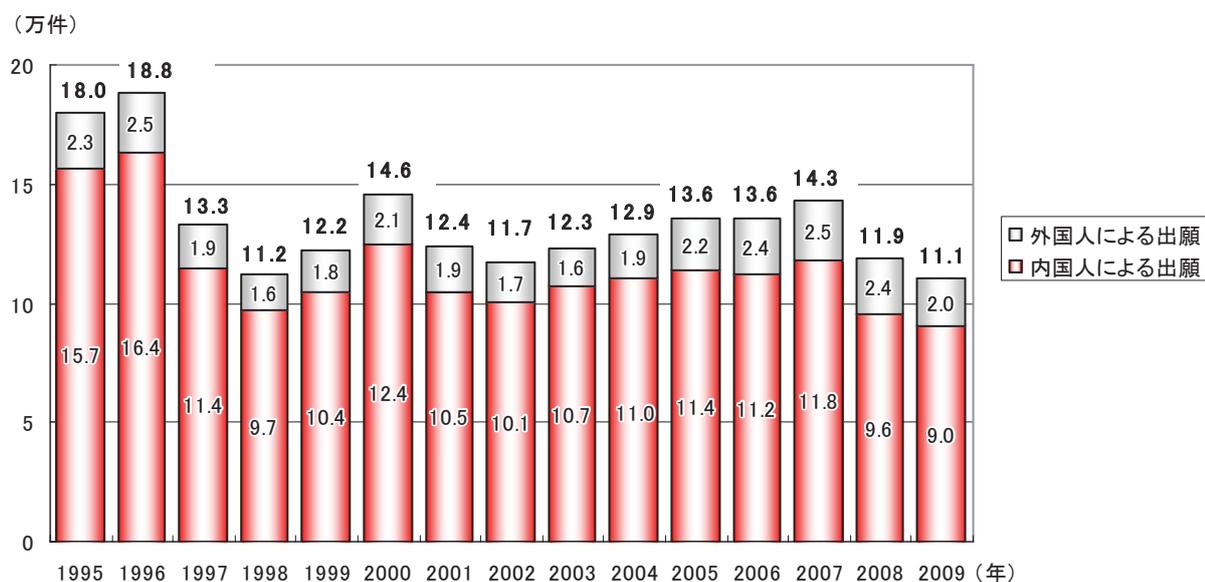
(備考) OHIMは1996年に受付開始。

(資料) 特許行政年次報告書及びWIPO Industrial Property Statistics

(8) 日米欧中韓における商標登録出願構造

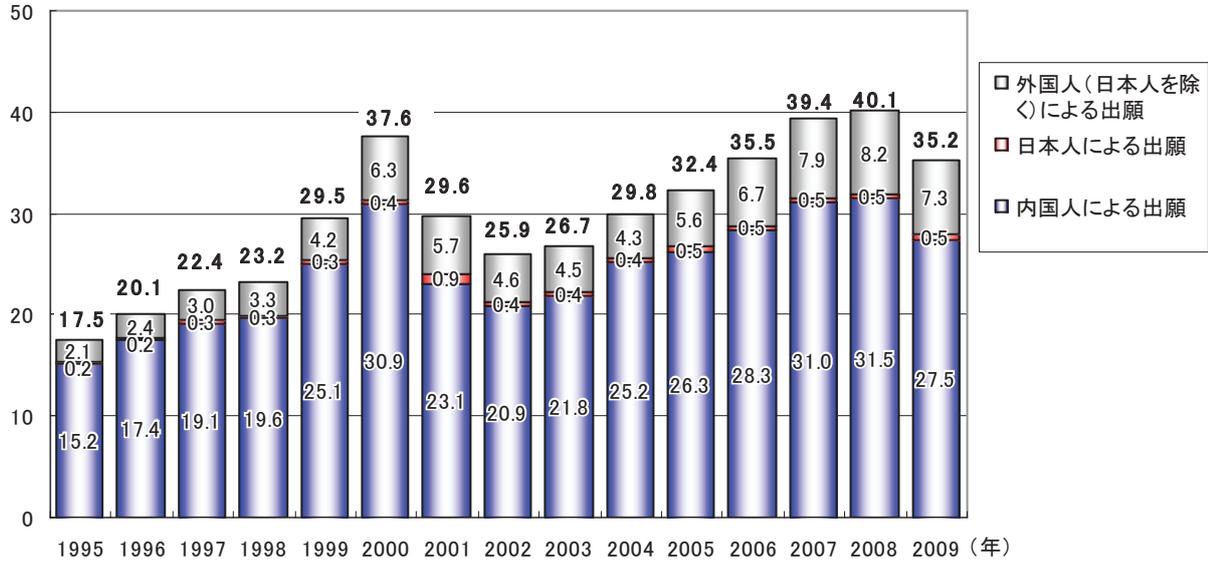
内国人・外国人別の商標登録出願構造を見ると、1995年と2009年を比較した場合、大幅に件数を減らした日本については、内国人による出願件数の大幅な減少が見られる一方、外国人による出願は、ほぼ横ばいとなっている。米国及び欧州は、内国人及び外国人による出願が共に増加しており、特に、米国は内国人による出願が約2倍増加したのに対し、外国人による出願が3倍以上増加した。中国も内国人による出願と外国人による出願が共に増えている。韓国は、内国人による出願件数が約2倍となったのに対して、外国人による出願件数は横ばいとなっている。

【日本における商標登録出願構造】



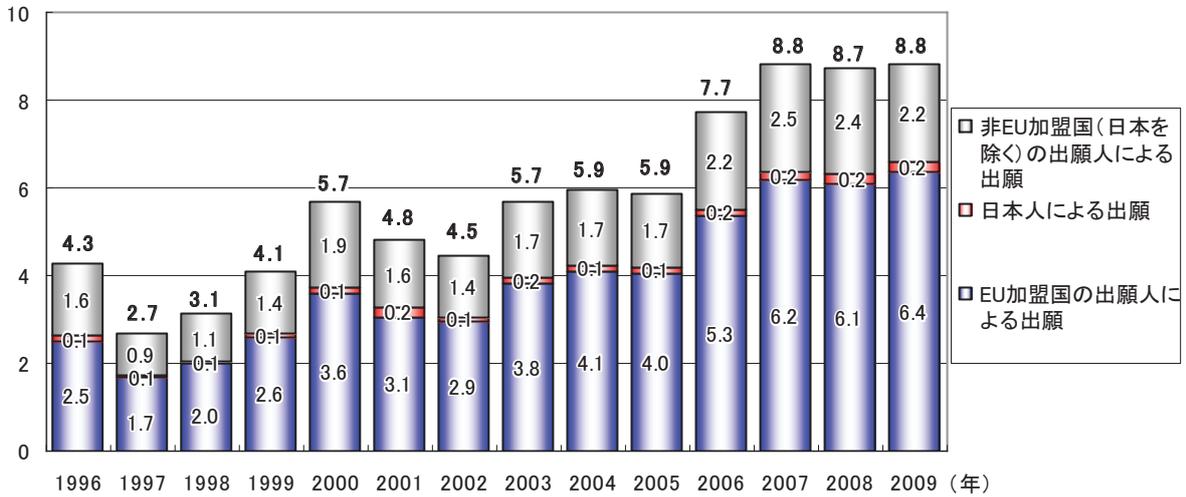
【米国における商標登録出願構造】

(万件)

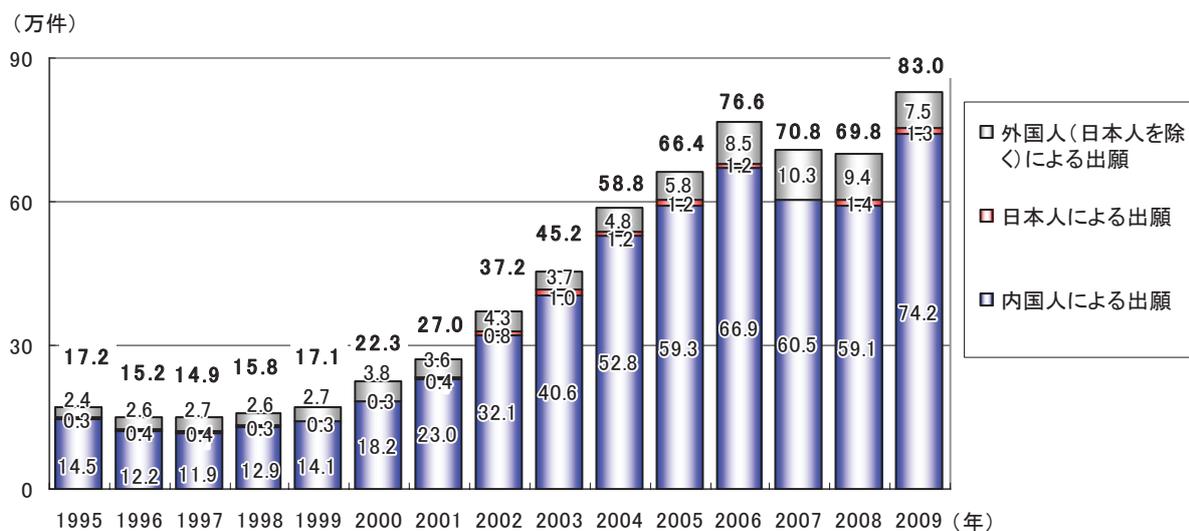


【欧州 (OHIM) における商標登録出願構造】

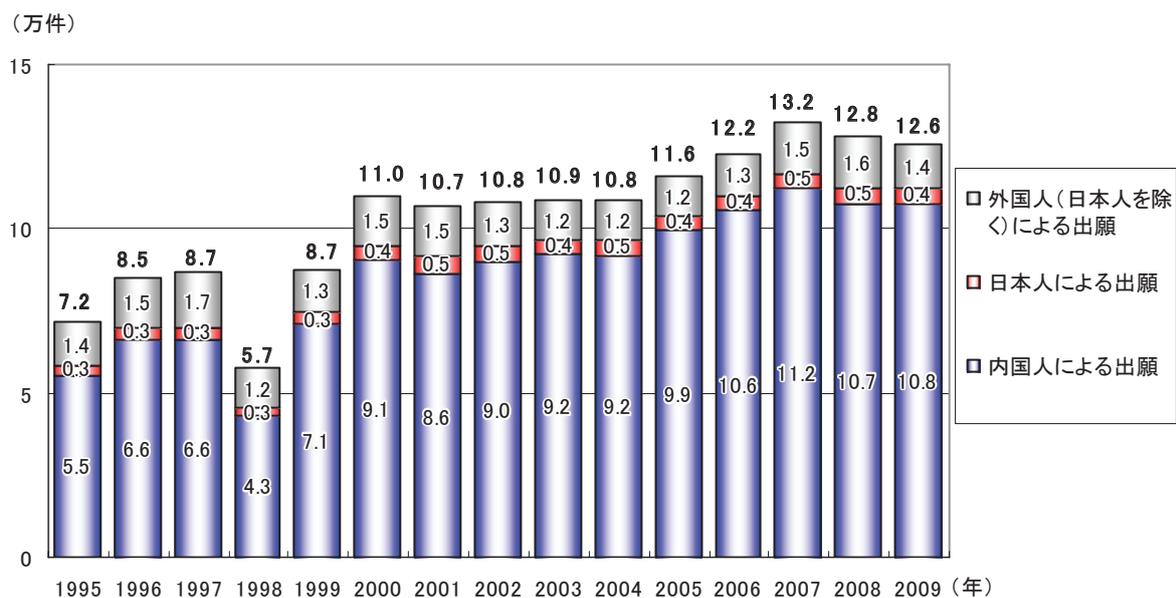
(万件)



【中国における商標登録出願構造】



【韓国における商標登録出願構造】



(備考) ・ 2007 年の中国の日本人による出願件数は未公表。

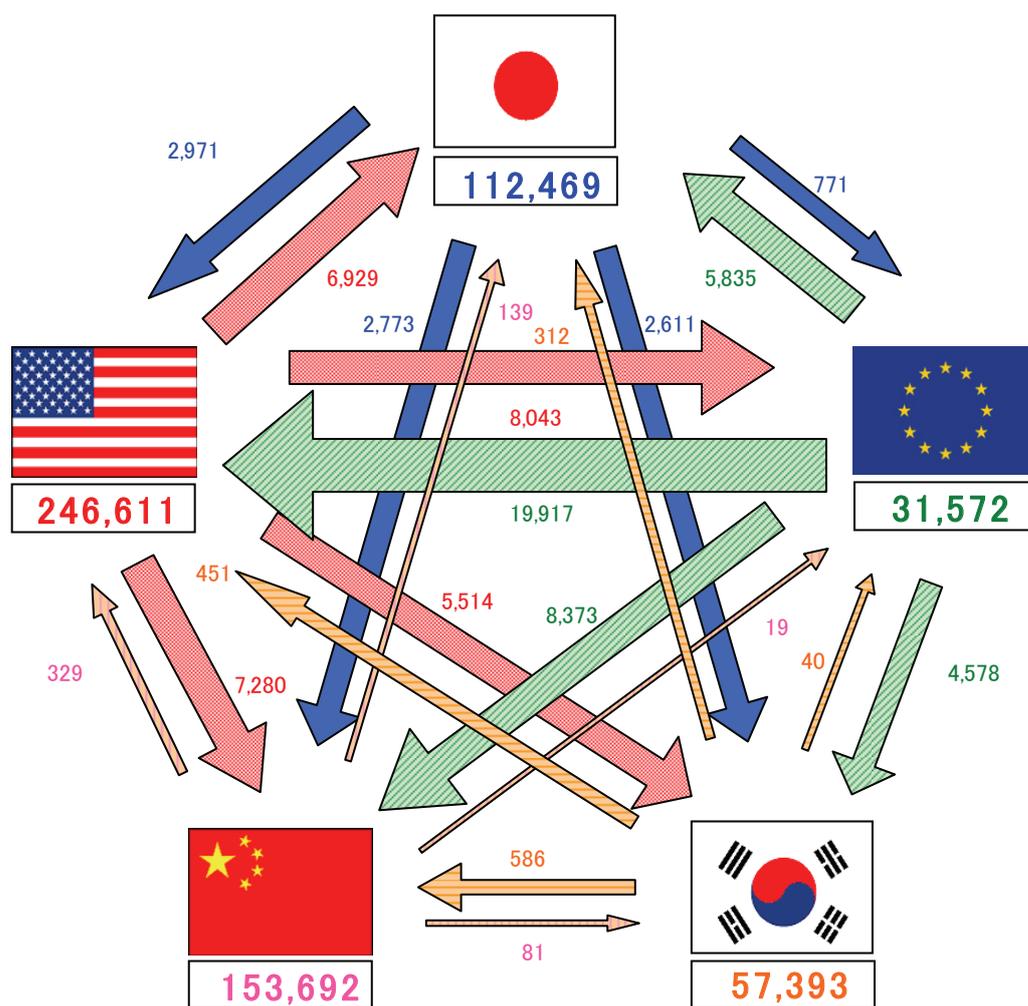
・ OHIM は 1996 年から受付を開始。

(資料) 各国・機関の年次報告書及びホームページ

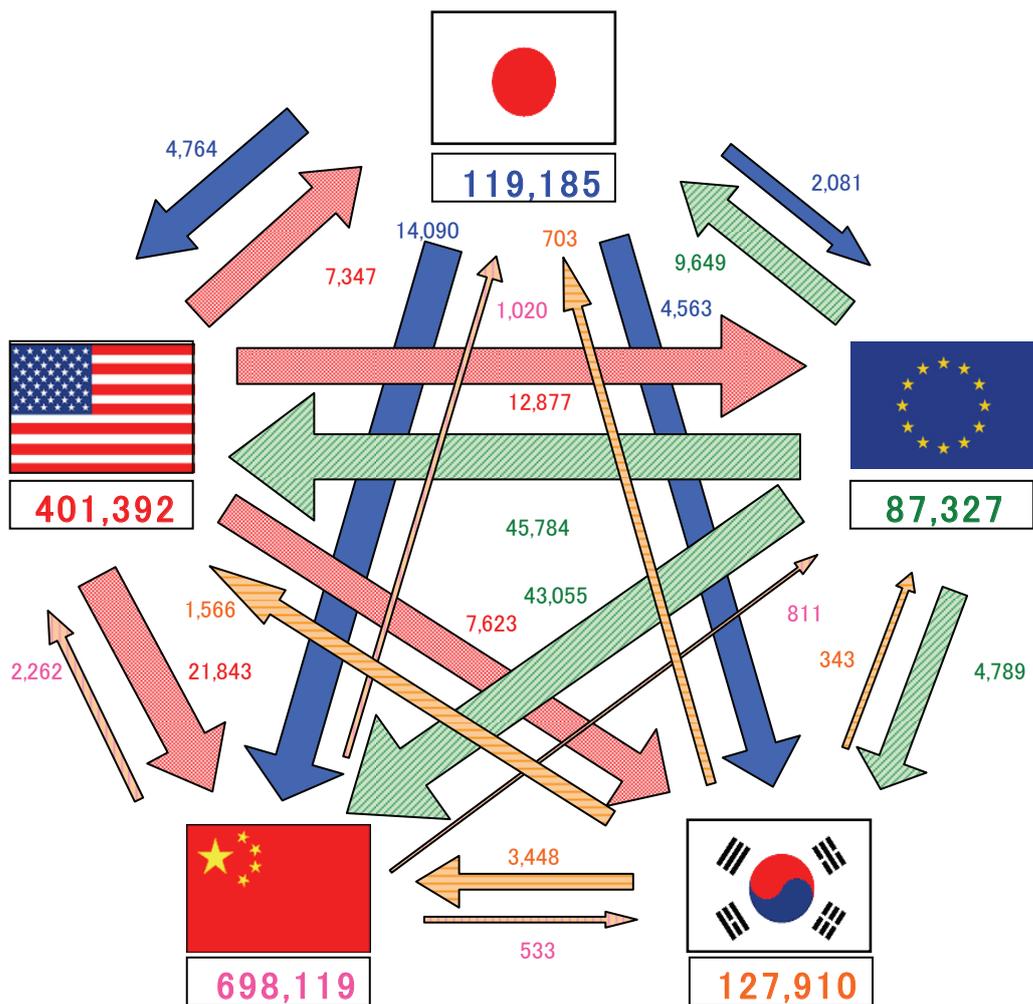
(9) 日米欧中韓間の商標登録出願状況

1998年と2008年における日米欧中韓間の商標登録出願件数を比較してみると、日本では、国内の件数が減少したものの、日本から各国・機関への出願及び各国から日本への出願は共に増加した。特に欧州からの出願が約1.7倍も伸びて、米国からの出願を上回った。中国は、欧州からの出願を除き、各国からの最大の出願先となっており、日本からの出願は約5倍、韓国からも約6倍となった。欧州からの出願が最も多いのは米国であるが、欧州から中国への出願は、1998年と比べて5倍以上増加しており、欧州から米国への出願に匹敵するものとなった。

【日米欧中韓間の商標登録出願状況（1998年）】



【日米欧中韓間の商標登録出願状況（2008年）】



- (備考) ・ 枠内の数値は、各国・機関における1998年及び2008年の商標登録出願件数の合計を示す。
 ・ 欧州からの件数は、1998年及び2008年末時点の欧州共同体構成国の出願人による出願件数を示す。
 ・ 欧州への件数は、欧州商標意匠庁分のみを計上しており、各欧州共同体構成国への出願件数は含まれていない。
 ・ 比較した年は、各国・機関の当該データが揃う1998年と2008年とした。
- (資料) 1998年は特許行政年次報告書及びWIPO Industrial Property Statistics、2008年は各国・機関の年次報告書及びホームページ

3. 新興国の特許出願動向

この15年間では、経済のグローバル化の進展に伴い、市場及び製造拠点となり得る国が拡大している。特に、1990年代後半からBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）に代表される新興国グループが急速な経済発展を遂げており、新たな市場及び製造拠点として存在感を示している。

この間、世界の特許出願件数は急増しているが、とりわけ、新興国への特許出願件数の増加は著しい。以下、新興国のうち、ブラジル、ロシア¹、インド、シンガポール、ベトナム²、トルコ、メキシコにおける特許出願構造（又は特許及び実用新案の出願構造）を示す。

これらの国々のうち、ロシア以外の国々においては、外国人による出願件数が総出願件数に対して高い割合で推移している。特に、シンガポール、ベトナム、メキシコについては、約9割前後で推移している。

一方、ロシアについては、総出願件数に対する外国人による出願件数の割合は約3割前後で推移しており、ほかの新興国に比べて外国人による出願割合が小さい。

各国の総出願件数については、いずれの国においても増減はあるものの、全体としては増加傾向にある。特に、インド、ベトナム、トルコにおいては近年の総出願件数の伸びが著しく、これらの国々は市場及び製造拠点として急激に成長していることがうかがえる。

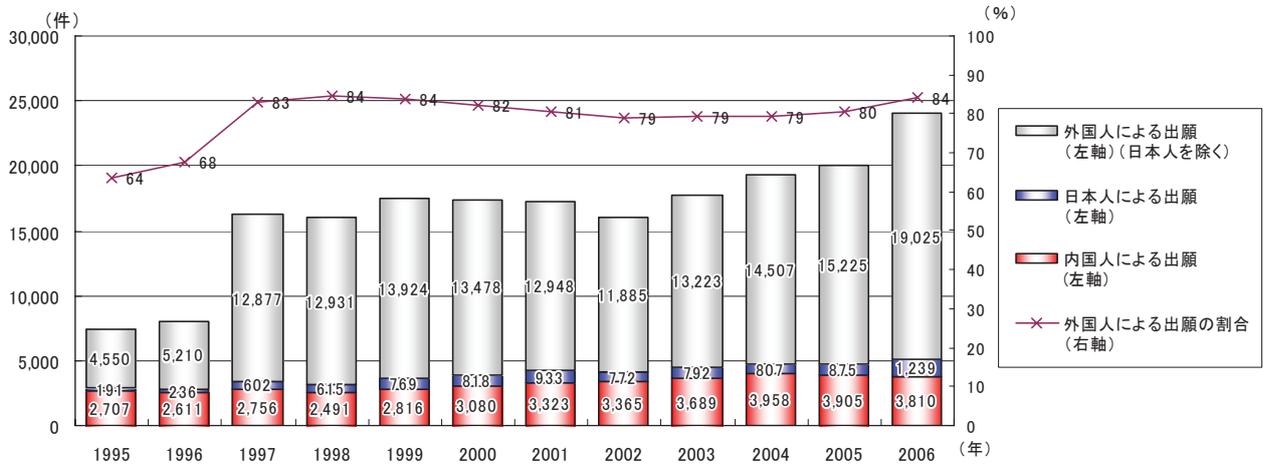
さらに、インド、トルコにおいては、内国人による出願件数も大きな伸びを示しており、これらの国々では国内における研究開発活動が活発化していると考えられる。

外国人による出願に占める日本人による出願は、シンガポール、ベトナムで高い割合で推移している。また、日本人による出願件数は、シンガポールでは横ばいで推移しているものの、その他の国々では増加傾向にあり、特にロシアやインドにおいて高い増加率を示している。

¹ ロシアでは、ユーラシア特許庁に特許出願を行うことによっても特許権を取得することが可能である。ここでは、ロシア特許庁への出願のみを紹介する。なお、2008年のユーラシア特許庁への特許出願件数は、3,066件であり、そのうち224件がロシア国内からの出願、2,842件がロシア国外からの出願である（出典：WIPO Industrial Property Statistics）。

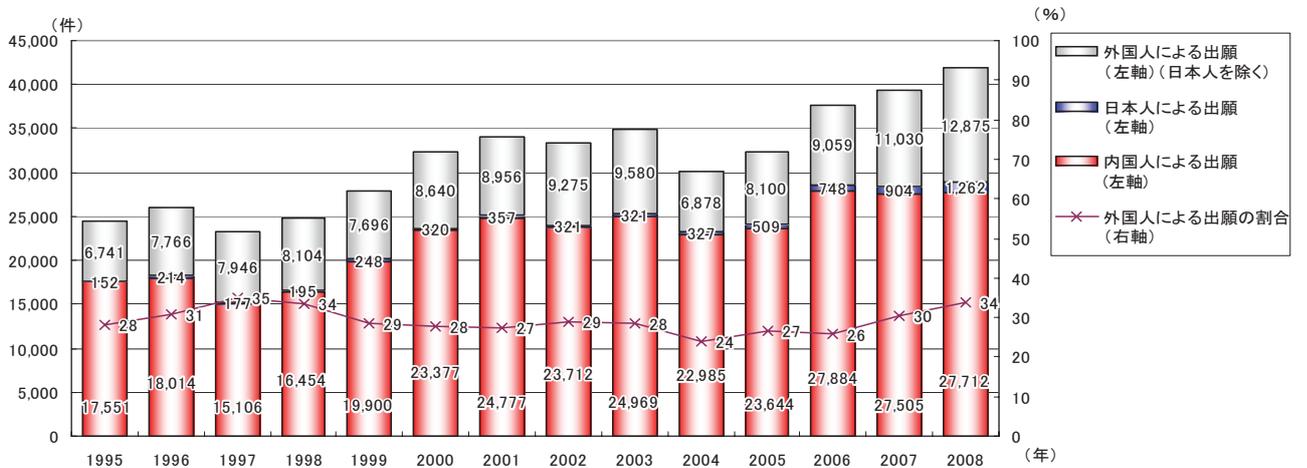
² ベトナムのみ特許と実用新案の出願構造を示す。ベトナム特許庁は、内国人と外国人の出願件数の内訳について、特許と実用新案の合計値のみ公開しているため。

【ブラジルにおける特許出願構造】



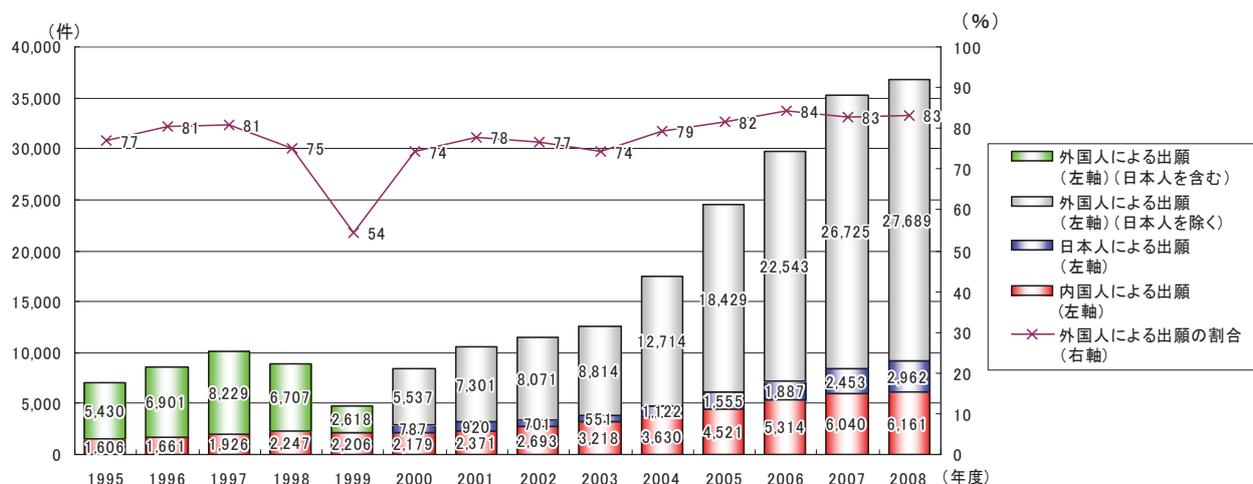
(資料) WIPO Industrial Property Statistics

【ロシアにおける特許出願構造】



(資料) WIPO Industrial Property Statistics

【インドにおける特許出願構造】

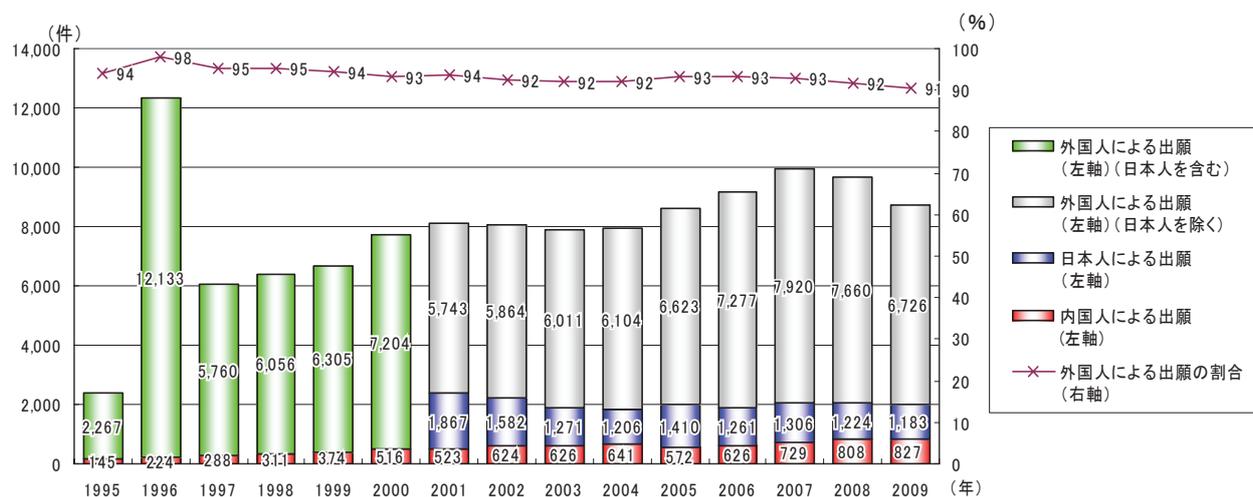


(備考) ・インドの年度は4月から翌年の3月までである。

- ・居住者による出願数には、居住者が条約を利用した出願は含まれていない。
- ・1995-1999年度の外国人による出願件数の内訳は未公表。

(資料) インド特許庁 Annual Report から作成

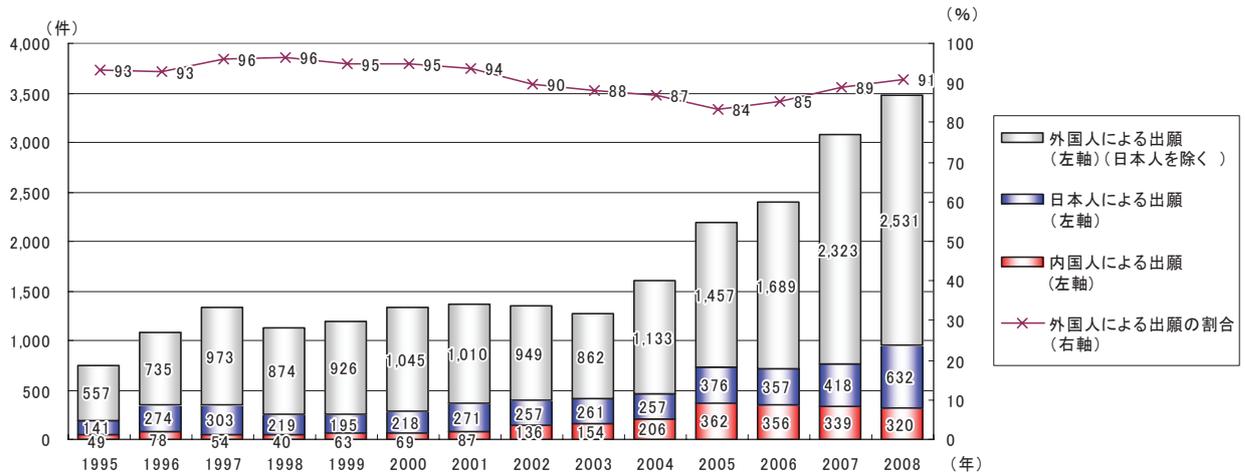
【シンガポールにおける特許出願構造】



(備考) 1995-2000年度の外国人による出願件数の内訳は未公表。

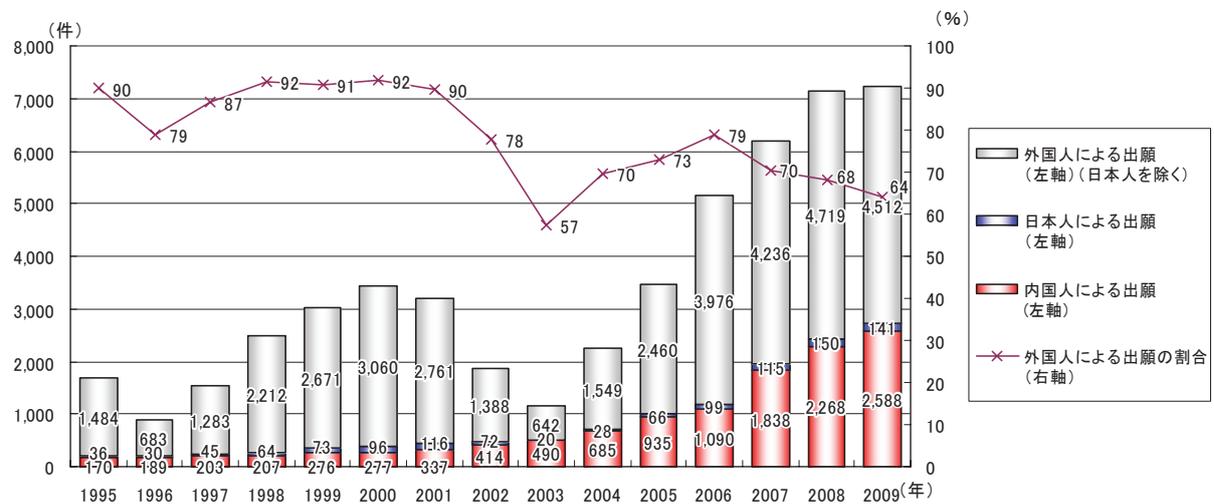
(資料) シンガポール特許庁ホームページから作成

【ベトナムにおける特許及び実用新案の出願構造】



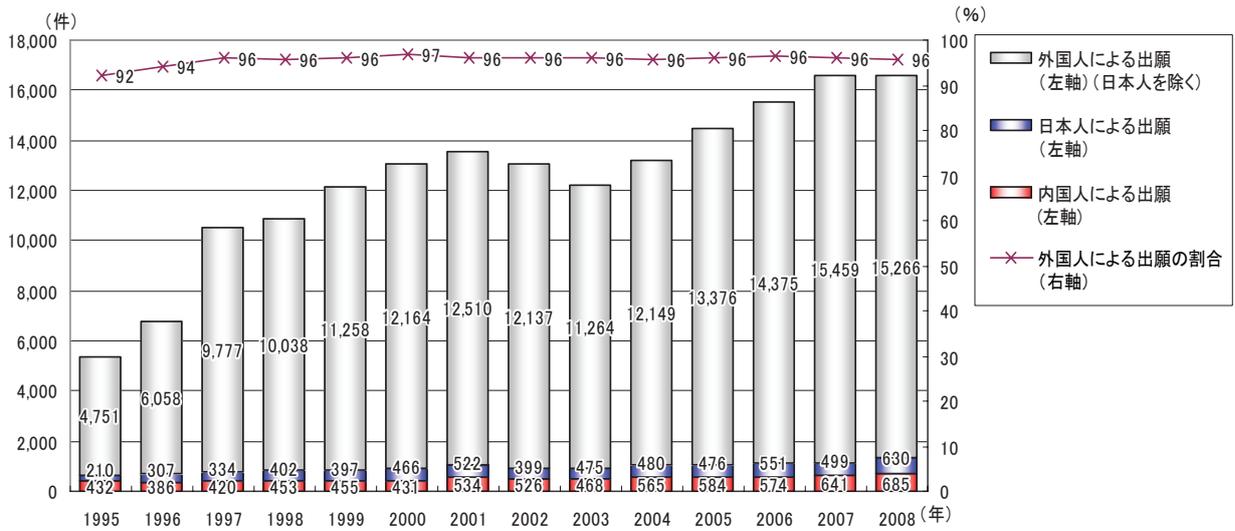
(資料) ベトナム特許庁 Annual Report 及び 25 years から作成

【トルコにおける特許出願構造】



(資料) トルコ特許庁ホームページから作成

【メキシコにおける特許出願構造】



(資料) メキシコ特許庁 Informe Annual から作成

4. 三極コア出願の日米欧比較

(1) 三極コア出願とは

経済活動のグローバル化の進展により、重要な発明は国内だけではなく、外国にも出願されてきている。グローバルな権利取得へ向けた取組をはかる指標としての三極コア出願を調査し、その構造と動向を分析した。

「三極コア出願」の定義は、1995年から1999年においては、①日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にして特許協力条約に基づく国際特許出願がなされたもの (PCT ルート出願)、②日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にして PCT ルート以外でほかの二極のいずれかへ出願がなされたもの (パリルート出願) としていた。

2000年以降は、「三極コア出願」の定義を、日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にしてほかの二極の両方へ出願がなされたもの (三極のいずれにも出された出願) に変更し、その動向分析¹を示した。

(2) 三極コア出願件数の推移

特許の三極コア出願の動向を【出願人国籍別三極コア出願件数の推移】に示す。日米欧

¹ 分析の条件は以下のとおり。

調査対象：日本、米国、欧州

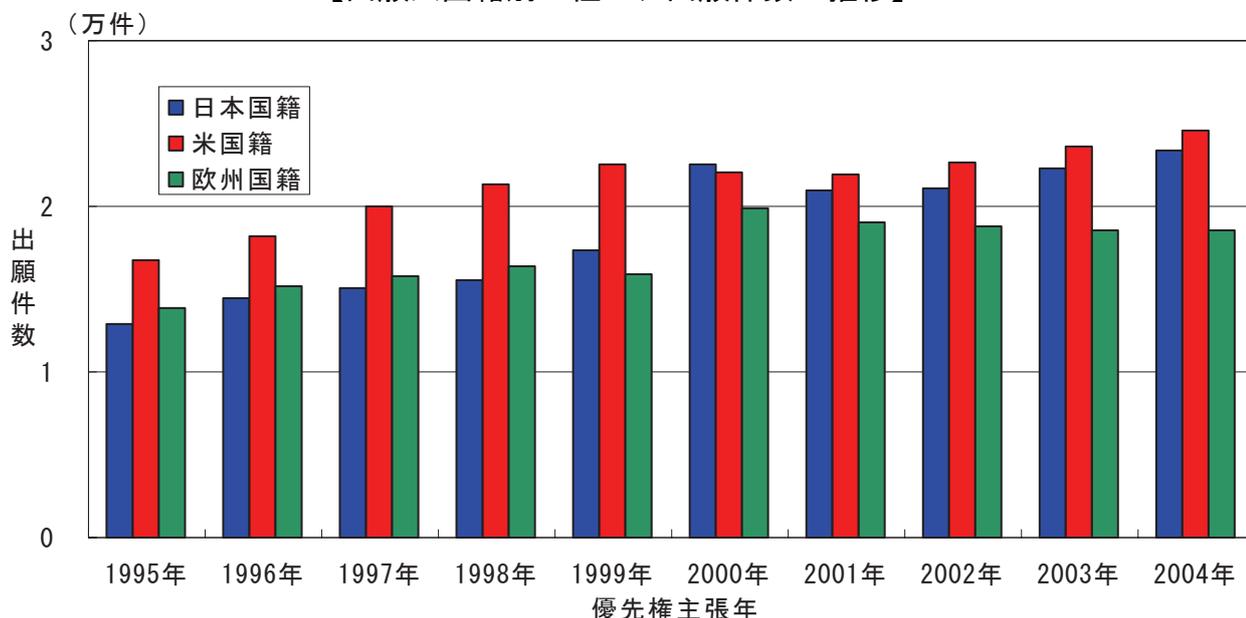
なお、最先の優先権主張国を出願人の国籍として集計している。ここで欧州国籍とは、最先の優先権主張国が、オーストリア、ベルギー、スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、英国、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン及び欧州特許庁 (EPO) であるものを指す。

調査使用データベース：ダウエントデータベース WPI

各国籍出願人による特許の三極コア出願は、2000年以降、2万件前後で推移した。2001年以降、日本国籍出願人による出願件数は2004年まで増加傾向にあった。米国籍出願人による出願件数は、2001年以降、なだらかな増加傾向にあった。また、欧州国籍出願人による出願件数は、2001年以降なだらかな減少傾向にあった。なお、米国においては早期公開制度が導入される前は、出願されたもののうち、登録されたものしか公開されていなかったことから、日欧への出願を基礎として、米国に出願されたもののうち登録されたものしか計上できない。このため、1999年以前の日欧の件数が米国の件数を大きく下回ることに留意が必要である。

2001年から2004年にかけての日米欧のそれぞれの出願人国籍別三極コア出願件数比率を【三極コア出願率¹（2001-2004年）】に示す。ここで、三極コア出願率とは、日米欧それぞれの第1国出願件数に対し、日米欧それぞれの三極コア出願が占める割合のことをいう。日本国籍出願人の三極コア出願率は、全出願合計に対して6-7%で推移した。一方、米国籍出願人の三極コア出願率は、13%から14%へとわずかながら増加した。また、欧州国籍出願人の三極コア出願率は、17%から15%へとわずかながら減少した。日本国籍出願人の三極コア出願率は欧米国籍出願人の三極コア出願率と比べて2分の1程度である。また、ルート別に見ると、日本国籍の三極コア出願は、米国籍及び欧州国籍の三極コア出願と比べてパリルートの方が割合が高い状況にあった。

【出願人国籍別三極コア出願件数の推移】

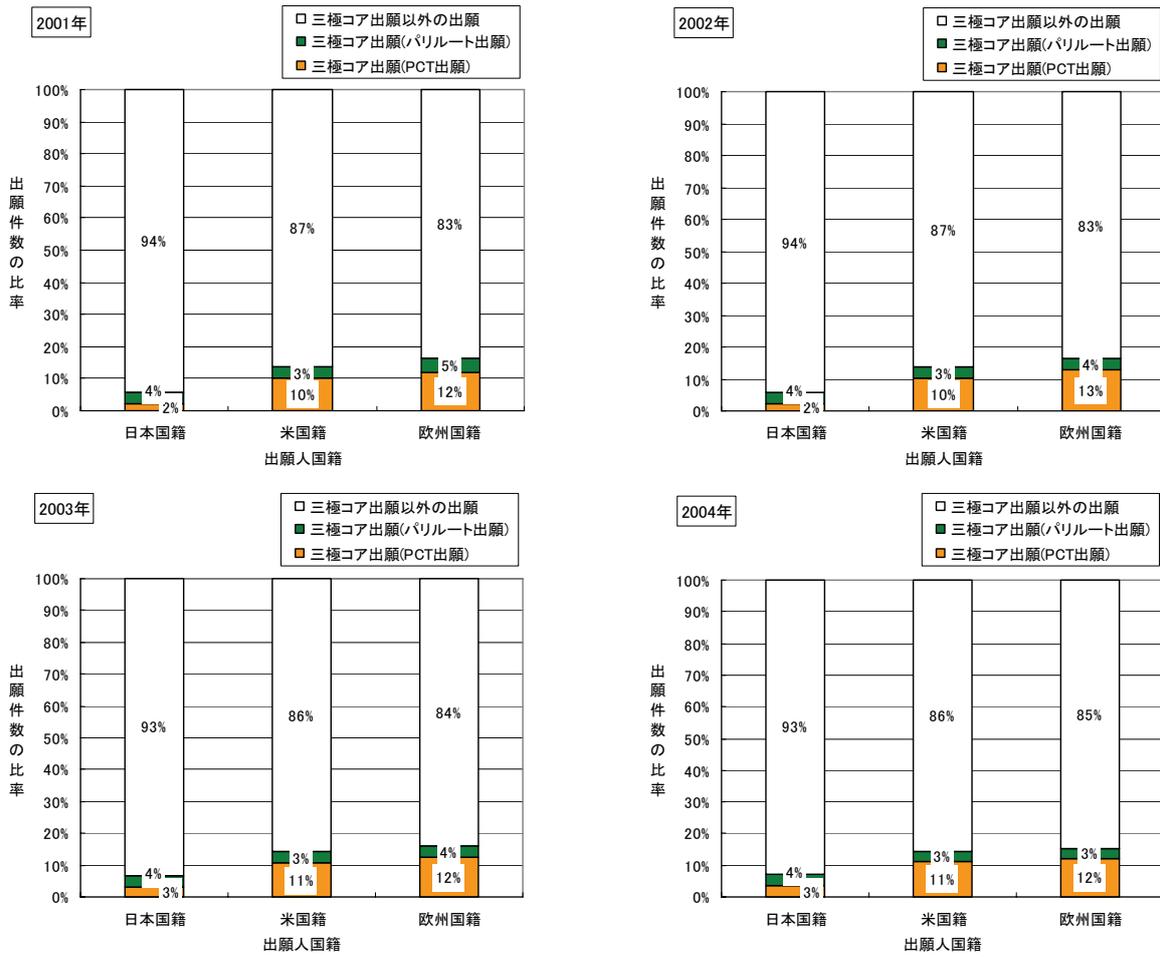


(備考) 調査使用データベース：ダウエントデータベース WPI。

(資料) 特許庁作成

¹ 日米欧それぞれの第1国出願件数に対し、日米欧それぞれの三極コア出願が占める割合。

【三極コア出願率（2001-2004年）】



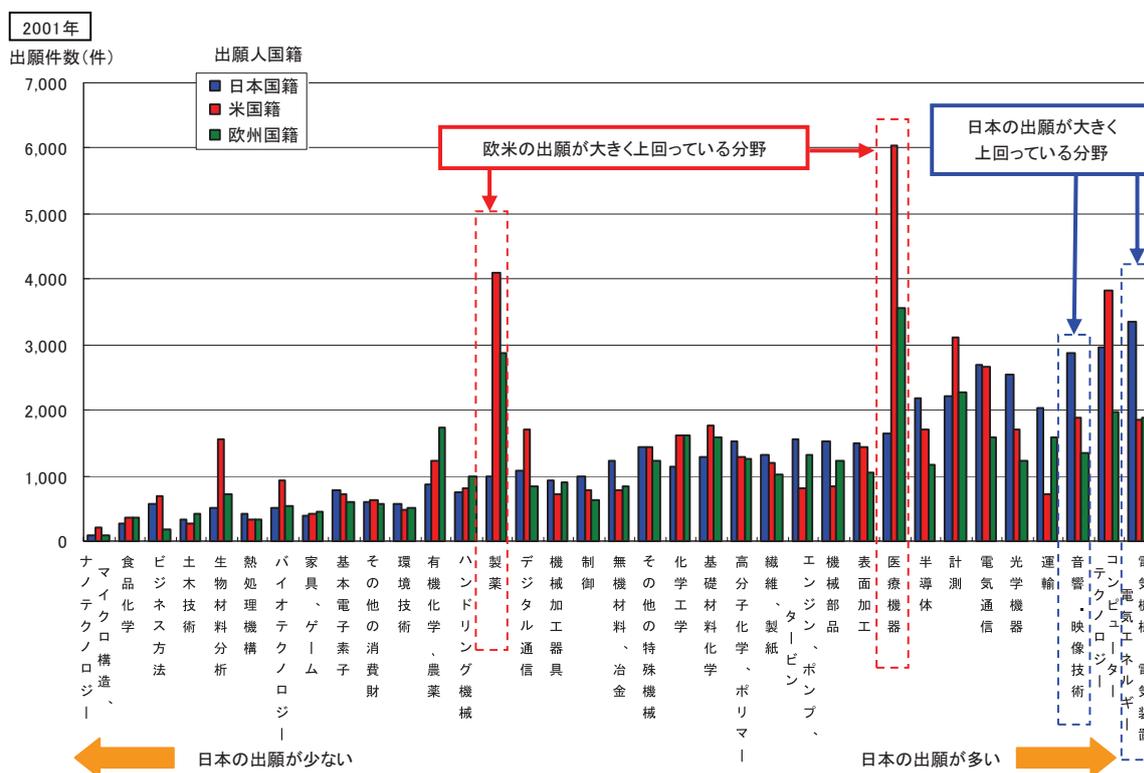
(資料) 特許庁「平成21年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

(3) 技術分野別三極コア出願の日米欧比較

2001年から2004年にかけての日米欧の技術分野別三極コア出願件数を【日米欧の技術分野別三極コア出願件数（優先権主張年2001-2004年）】に示す。ここで述べる技術分野の区分としては、WIPOが設定したIPC分類を基準に作成された技術分野を用いている。

日米欧国籍出願人それぞれの技術分野別三極コア出願件数を2001年から2004年にかけて見ると、2001年において、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」の分野で日本国籍の三極コア出願件数が欧米国籍の出願件数を大きく上回った¹。また、2004年になると、2001年の「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」に加えて「運輸」、「光学機器」の2分野で日本国籍の三極コア出願件数が欧米国籍の出願件数を大きく上回った。一方、2001年において、「医療機器」、「製薬」の分野で欧米国籍の三極コア出願件数が日本国籍の三極コア出願件数を大きく上回った²。また、2004年になると、2001年の「医療機器」、「製薬」に加えて「有機化学、農薬」の分野で米欧国籍の三極コア出願件数が日本国籍の出願件数を大きく上回った。

【日米欧の技術分野別三極コア出願件数（優先権主張年2001-2004年）】



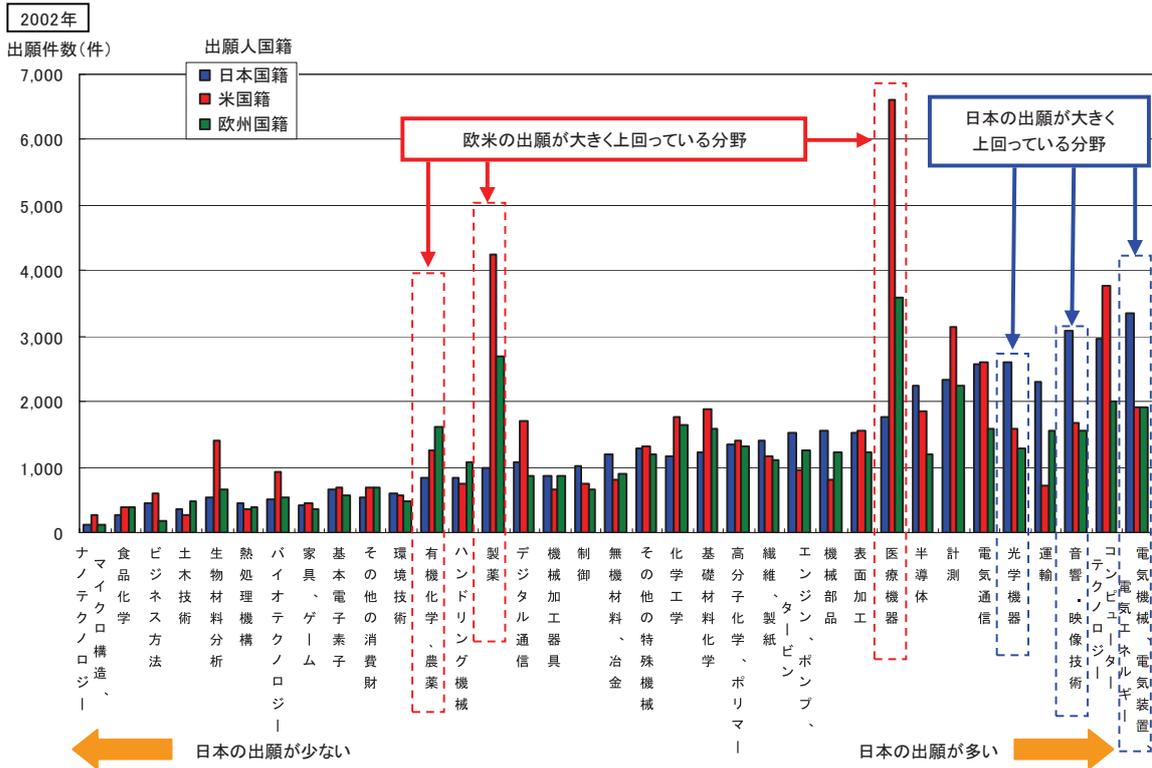
(資料) 特許庁「平成21年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

¹ 日本国籍の出願件数が欧米国籍の出願件数を大きく上回る分野：
米国籍出願人の出願件数に対する日本国籍出願人の出願件数の比率及び欧州国籍出願人の出願件数に対する日本国籍出願人の出願件数の比率が共に3/2（1.5）以上の分野。

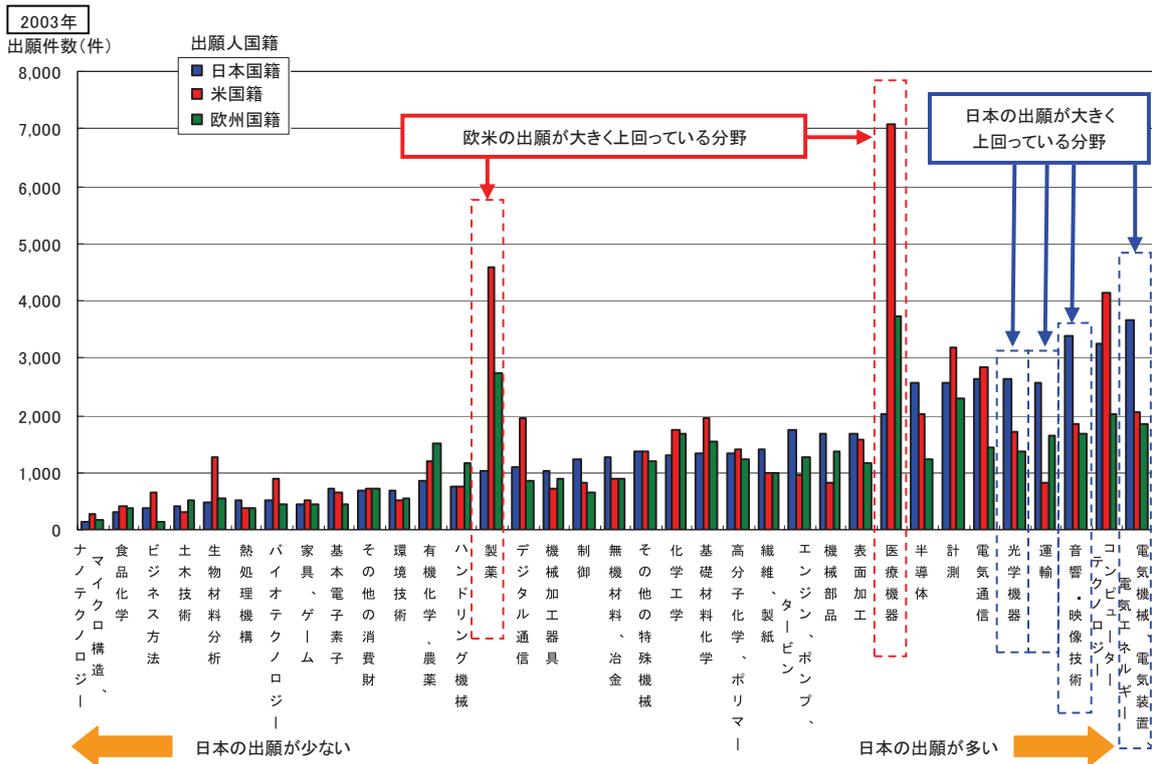
但し、出願件数が極端に少ない分野は上記対象からはずしている。

² 欧米国籍の出願件数が日本国籍の出願件数を大きく上回る分野：
日本国籍出願人の出願件数に対する米国籍出願人の出願件数の比率及び日本国籍出願人の出願件数に対する欧州国籍出願人の出願件数の比率が共に3/2（1.5）以上の分野。

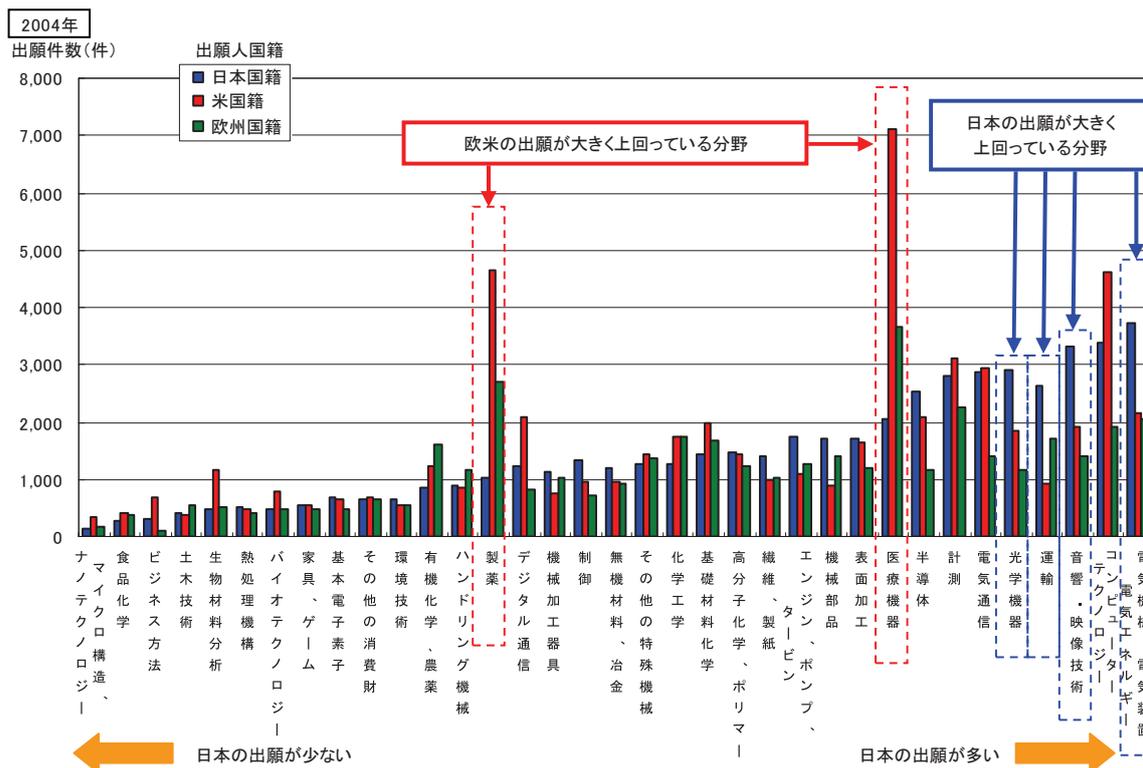
但し、出願件数が極端に少ない分野は上記対象からはずしている。



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

(備考) 一つの特許文献に複数の技術分野の国際特許分類が付与されている場合は重複して集計している。

日本国籍の三極コア出願件数が多い「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」、「光学機器」、「運輸」、「繊維、製紙」の三極コア出願件数推移を分野ごとに示す。「電気機械、電気装置、電気エネルギー」では、日本国籍出願件数が 2004 年まで増加した。また、米国籍及び欧州国籍出願件数は共に 2,000 件程度で推移した。

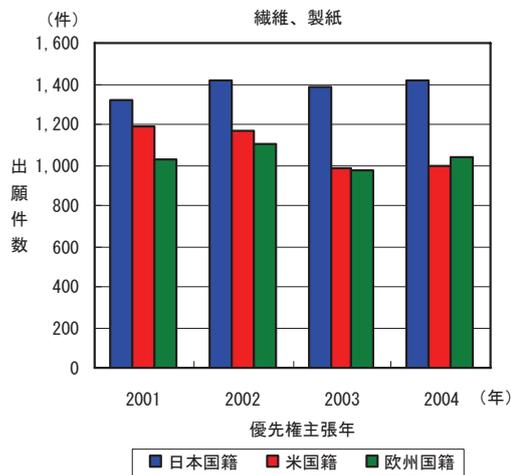
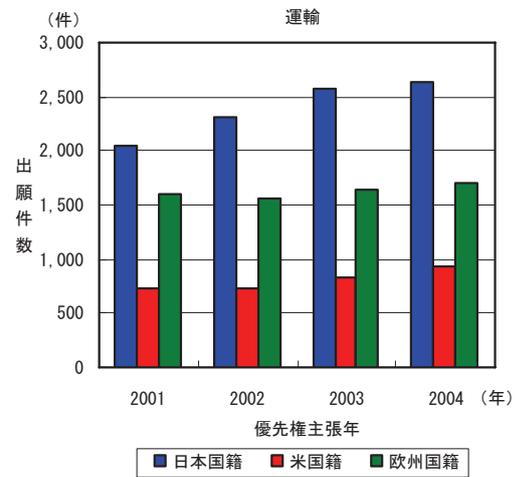
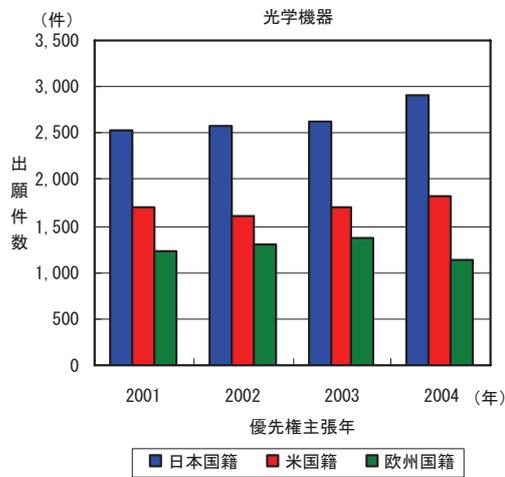
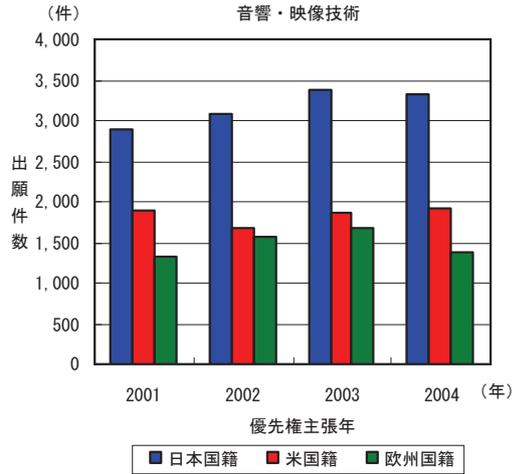
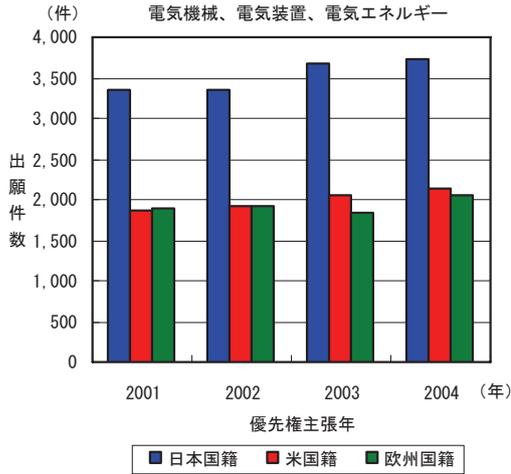
「音響・映像技術」では、日本国籍出願件数は 2003 年まで増加したが 2004 年には減少した。欧州国籍出願件数は同様の傾向を示したが、日本国籍出願件数の半分程度であった。また、米国籍出願件数は、欧州国籍出願件数よりもやや件数が多く、1,800 件程度で推移した。

「光学機器」では、日本国籍出願件数が 2004 年まで増加した。また、米国籍出願件数は欧州国籍出願件数よりも多く、2002 年から 2004 年まで増加したが、欧州国籍出願件数は、2004 年に減少が見られた。

「運輸」では、日本国籍出願件数が 2001 年から 2004 年にかけて増加した。また、欧州国籍出願件数は、1,600 件程度で推移しているのに対して、米国籍出願件数は、2001 年から 2004 年にかけて 700 件程度から 900 件程度に増加した。

「繊維、製紙」では、日本国籍出願件数が増減はあるものの 2001 年から 2004 年にかけて 1,400 件程度で推移した。また、2001 年においては、米国籍出願件数が欧州国籍出願件数よりも 200 件程度多かったが、2004 年には、欧州国籍出願件数が米国籍出願件数を上回った。

【日本国籍の三極コア出願件数が多い分野の三極コア出願件数推移】



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

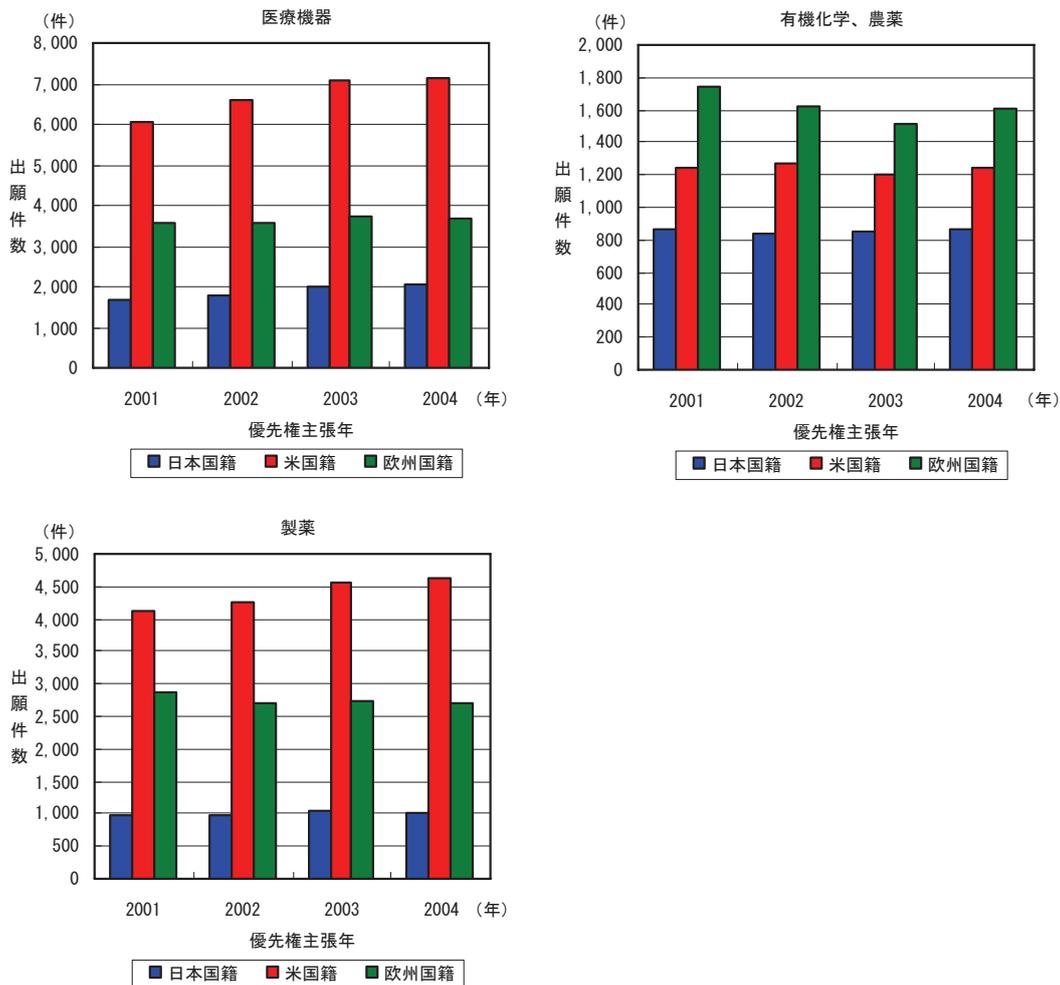
また、欧米国籍の三極コア出願件数が多い「医療機器」、「有機化学、農薬」、「製薬」の三極コア出願件数推移を分野ごとに示す。

「医療機器」では、米国籍出願件数が最も多く、2001年から2004年にかけてなだらかに増加した。

「有機化学、農薬」では、最も多い欧州国籍出願件数が2001年から2003年にかけて減少していたが、2004年には増加した。

「製薬」では、米国籍出願件数が最も多く、2001年から2004年にかけてなだらかに増加した。

【欧米国籍の三極コア出願件数が多い分野の三極コア出願件数推移】



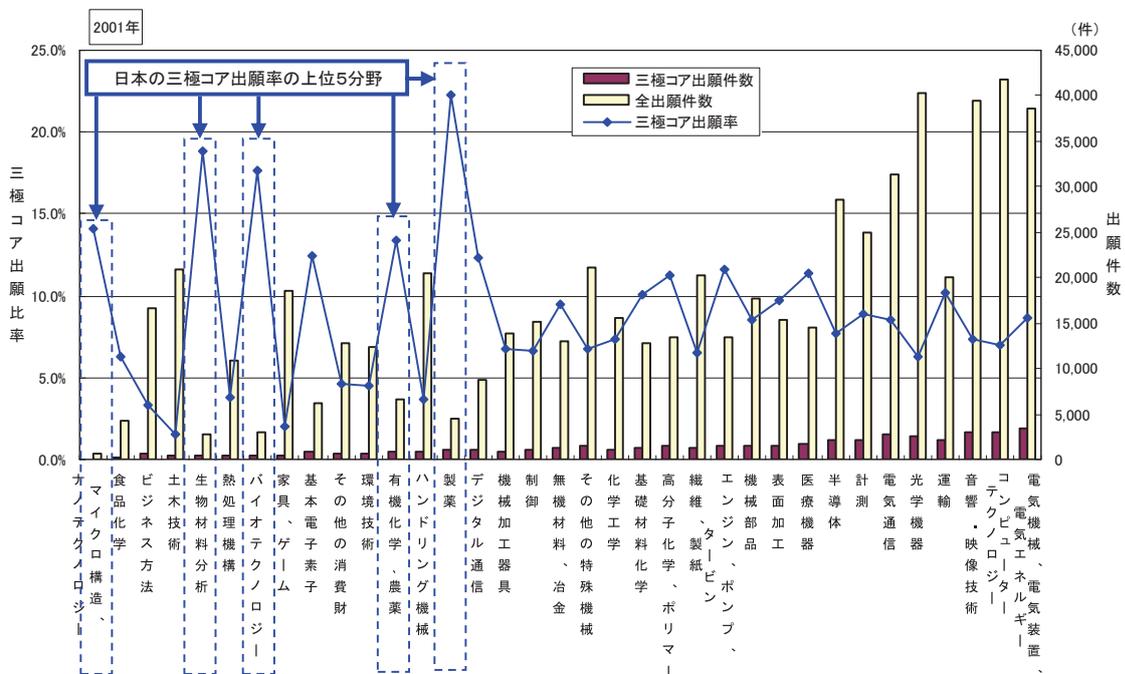
(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

(4) 日本の技術分野別三極コア出願率

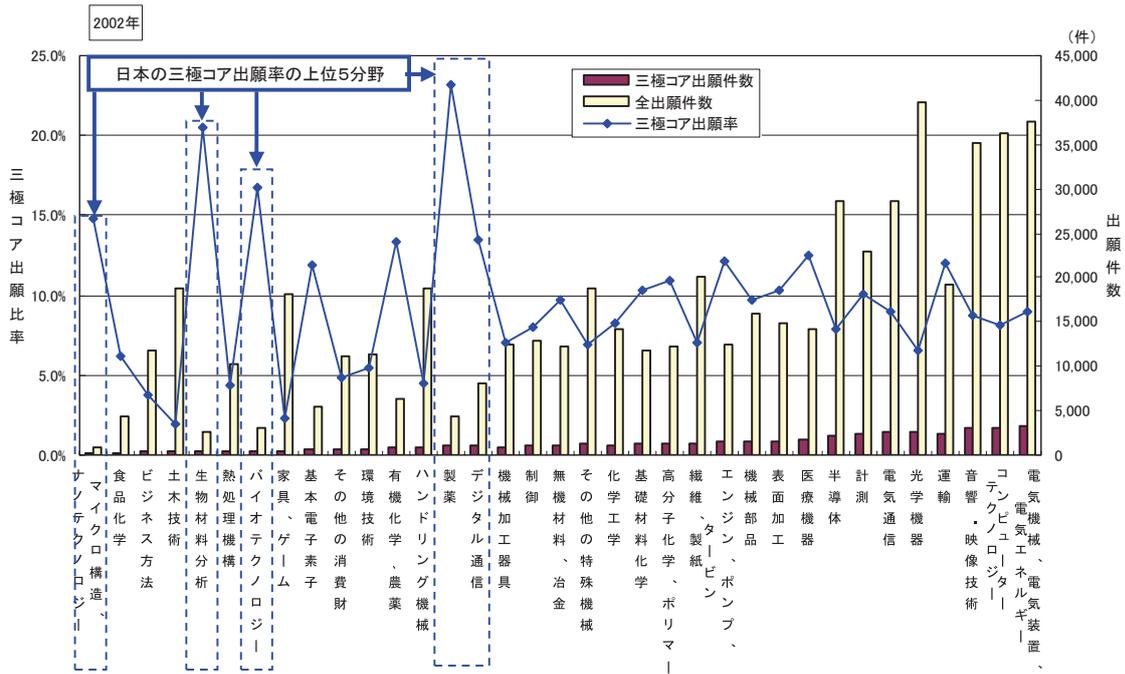
2001年から2004年にかけての日本の技術分野別三極コア出願率を【日本の技術分野別三極コア出願率（2001-2004年）】に示す。

日本国籍出願人の技術分野別三極コア出願件数を2001年から2004年にかけて見ると、2001年において、「マイクロ構造、ナノテクノロジー」、「バイオテクノロジー」、「生物材料分析」、「有機化学、農薬」、「製薬」分野では三極コア出願率が13%から22%程度と比較的高く、これらの分野では積極的にグローバルな出願が行われているものと考えられる。また、2004年になると、「バイオテクノロジー」、「生物材料分析」、「有機化学、農薬」、「製薬」に加えて「デジタル通信」の分野で三極コア出願率が15%から22%程度と比較的高くなった。

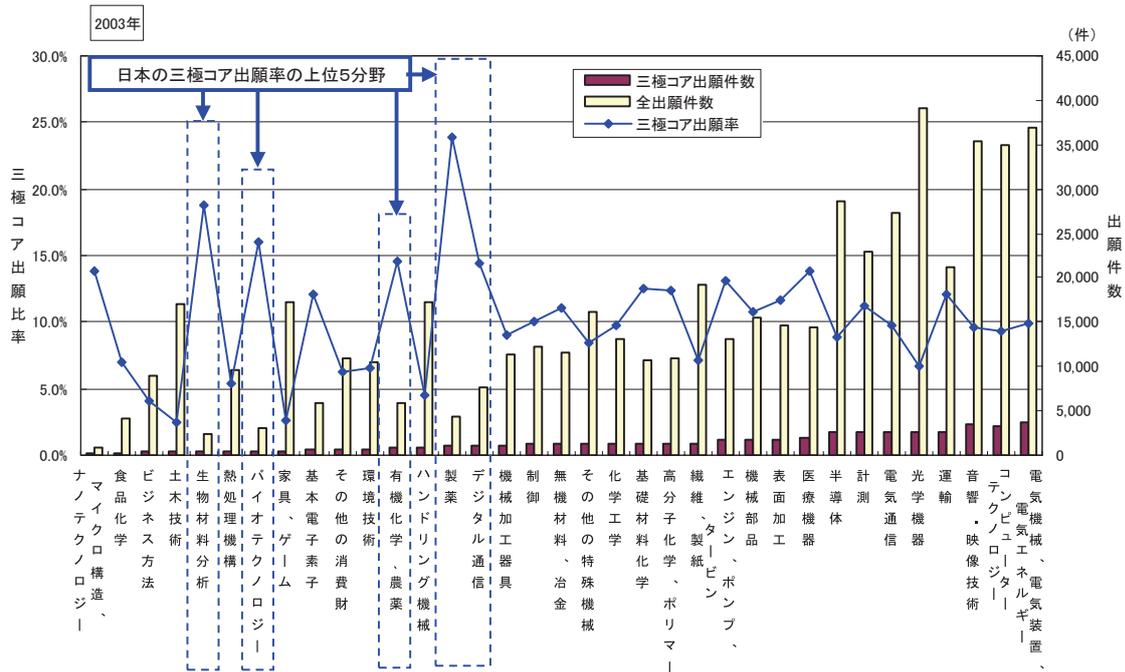
【日本の技術分野別三極コア出願率（2001-2004年）】



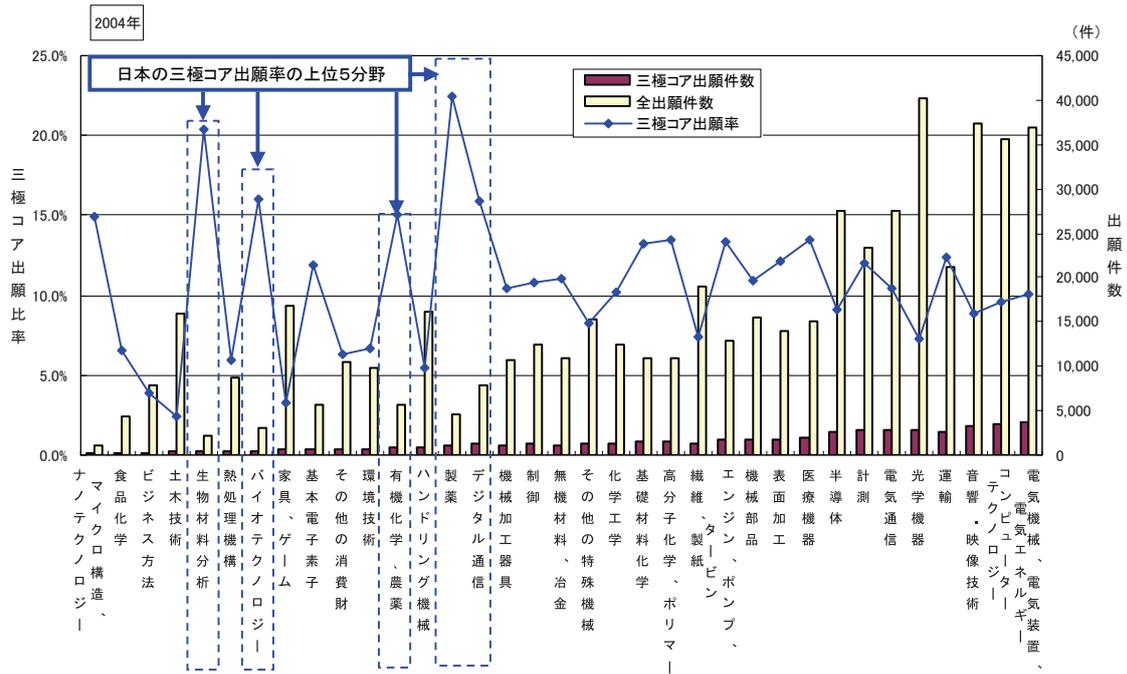
(資料) 特許庁「平成21年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」



(資料) 特許庁「平成 21 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

(備考) 一つの特許文献に複数の技術分野の国際特許分類が付与されている場合は重複して集計している。

第2節 制度の国際調和

1. 特許制度の調和に向けた動き

グローバル化が進む中で、一つの発明を複数国で効率的に特許取得できるようにするため、特許取得の予見性を高め、手続コストを低減する観点から、制度調和が必要となる。また、急増するグローバル出願とこれに伴う各国への重複出願の増加に対応するため、ワークシェアリングの推進に必要な各国の実体的特許法の制度調和を早期に実現することがこの15年間の課題となってきた。

(1) 特許協力条約の発展

ある発明に対して特許権を付与するか否かの判断は、各国がそれぞれの特許法に基づいて行う。したがって、特定の国で特許を取得するためには、その国に対して直接、特許出願を行うことが原則である。しかし、近年は、経済と技術のボーダレス化を背景として、以前にも増して多くの国で製品を販売したい、模倣品から自社製品を保護したい、などの理由から特許を取りたい国の数が増加する傾向にある。同時に、特許を取りたいすべての国に対して個々に特許出願を行うことは極めて煩雑である。また、先願主義のもと、発明は、一日も早く出願することが重要である。しかし、出願日を早く確保しようとしても、すべての国に対して同日に、それぞれ異なった言語を用いて異なった出願願書を提出することは、ほぼ不可能といえる。

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は、このような煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた国際的な特許出願制度である。PCT国際出願では、国際的に統一された出願願書をPCT加盟国である自国の特許庁に対して1通だけ提出すれば、その国際出願はすべてのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したことと同じ扱いを得ることができる。つまり、その国際出願に与えられた出願日（国際出願日）は、すべてのPCT加盟国における「国内出願」の出願日となる。また、PCTは、出願の手続を簡素化するだけでなく、PCT国際出願に独自の制度も用意されている。例えば、PCT国際出願をすると、出願した発明に類似する発明が過去に出願された（あるいは、公知となった）ことがあるかの調査（国際調査）が、すべてのPCT国際出願に対して行われる。その際には、その発明が進歩性、新規性など特許取得に必要な要件を備えているか否かについて審査官の見解も示される。それらの結果は、出願人に提供されるので、出願人は、自分の発明の評価をするための有効な材料として利用することができる。さらに、出願人が希望すれば、特許取得のための要件について予備的な審査（国際予備審査）を受けることもできる。

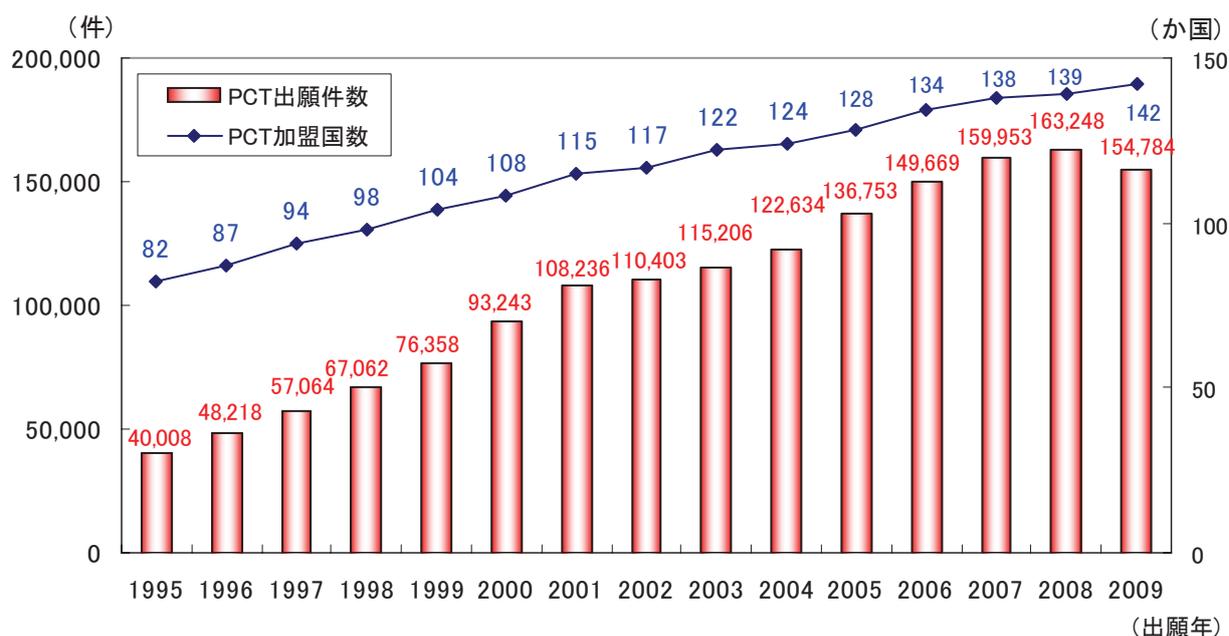
これらの制度を利用することで、特許取得の可能性を精査し、厳選した国においてのみ手続に係属させ、コストの適正化が可能となる。PCT国際出願は、あくまで国際的な「出願」手続であるため、PCT国際出願の発明が、特許を取得したい国のそれぞれで特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な特許審査（実体審査）にゆだねられている。そこで、PCT国際出願の最後の手続は、PCT国際出願を各国の国内手続に係属させるための手続となる。PCT国際出願が国内手続に係属された後は、PCT国際出願もそれぞれ

の国の国内法令に従って処理される。以上が、PCT国際出願制度の概要である。

PCTは、1978年1月24日（条約の第二章は1978年3月29日）に発効し、我が国についても1978年10月1日から効力を生じている。1978年に発効したPCTは、その後、着実な加盟国の増加により、外国に対する出願制度としての利用価値が年々高まっている。特に、1990年を境として、PCTへの加盟が盛んになった。これは、この頃を機に経済と技術のボーダレス化が本格化し、それによって外国での特許取得の必要性が拡大したことが背景にある。同じ頃から、PCT国際出願の件数も急増している。

世界全体で出願された PCT 国際出願は、2004 年に累積 100 万件に達した（制度開始以来 26 年経過後）。その半分の 50 万件に達するのに条約発効後 22 年を要した一方、残りの 50 万件は、その後わずか 4 年で達成している。この統計を見るだけでも、近年の PCT 国際出願の利用拡大がよく分かる。最近では、アジア諸国の PCT への加盟と、それらの国からの出願が増加傾向にある。2009 年における PCT 国際出願件数は、2008 年秋以降の景気後退による影響を受け、制度創設後、初の減少に転じたものの、東アジア諸国（特に中国）からの PCT 国際出願は堅調に伸びており、今後も増加が見込まれている。

【PCT 加盟国数と PCT 国際出願件数の推移】



（備考）加盟国数は各年末時点でのもの。

（資料）WIPO Industrial Property Statistics, Statistics on the PCT System, Trends in PCT filings (Yearly) , March 2010 より

①PCT リフォーム

特許の国際出願制度であるPCT制度は、発効から20年を超える頃から出願件数が着実に伸び（発効から18年目になる1995年から、日本が受理したPCT国際出願が前年比約120%を安定的に維持する約10年の最盛期が始まった）、世界規模の特許取得のための手段として確たる地位を得た。一方で、産業財産権をめぐる環境変化に対応しようとするユーザーニーズの高まりと、国際出願件数の増加に伴う官庁側の負担も顕著になっていた。さらに、それまで約20年にわたり繰り返された規則改正を経てPCT制度は、条約手続という観点から見ても手続の複雑さが目立ち、また、国際出願と国内出願との親和性を高めるためにも、特許法条約（PLT）（2000年6月に採択）が掲げるユーザーフレンドリーの思想をPCT制度に取り込もうとする議論も盛んに行われた。こうして、2000年に近くなる頃から、PCT制度は、出願人及び官庁の双方から改善の要望が高まった。

このような背景を受け、2000年9月に開催されたPCT同盟総会では、PCT制度の非効率性等の改善を目指して提出された米国提案を軸に、発効後20有余年を経た制度の大胆な見直しを、どのような検討体制とスケジュールで進めていくかの議論が行われた。2000年のPCT同盟総会決定を踏まえ、2001年5月には第1回PCTリフォーム委員会が開催され、その後、約6年にわたるPCTリフォームが正式に開始された。

PCTリフォームの結果、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担（ワークロード）削減、業務の重複排除等を軸とする視点から多くの制度改正が実現した。PCTリフォームの活動を通じて改正された制度、手続は、PCT制度の骨格を大きく変更するものであり、今日のより深いPCT制度の検討につながる土台を提供した。

現在、PCTリフォームという制度全体の造りかえの議論は終結し、より深い改革へと焦点は進展している。今後、PCTをより良く変えてゆく具体的な方向としては、PCTリフォームで達成された規則改正に係る実務的な運用調整、電子的な手続の推進、さらには手続条約の枠を更に拡大し実体審査にも利益をもたらす制度の模索などが挙げられている。

PCTリフォームの下、達成された主な制度、手続の改正は次のとおりである。

a. みなし全指定手続の導入（2004年1月）

PCT国際出願は、その出願時に有効なPCT加盟国のいずれの国においても権利取得を目指した国内移行を行うことができるよう改正した（国際出願時のすべての指定国を指定したものとみなす）。それ以前の手続であった「指定国を指定する」手続を撤廃することで出願人が誤って重要な指定国を指定し損ねる等の誤りの機会が排除された。

b. 国内移行期限を一律30か月に変更（2002年4月）

PCT制度の発効当初から規定されていた20か月の国内移行期限（国際予備審査を請求しない場合の指定国段階への移行期限）を撤廃し、PCT国際出願の国内移行期限を一律30か月とした。これは、国際調査見解書の導入とあいまって、出願人の利便性向上と官庁の業務負担軽減に大いに貢献する結果となった。

c. 国際調査見解書の導入（2004年1月）

PCTリフォームの大きな成果の一つは、国際調査見解書の導入である。国際調査は先行技術調査、国際予備審査は特許性の予備的な判断という条約発効当初の造りを見直し、国際調査の機能に国際調査見解書という特許性判断の要素を追加することで、より効率的な制度を目指した。出願人は、これまでのように国際予備審査のための手数料を支払うことなく、発明の特許性に係る見解を得る仕組みがPCT制度に導入された。

d. 国内移行期限の徒過に対する救済手続の導入（2003年1月）

PLTとの親和性を確保するために導入された救済措置の一つである。やむを得ない何らかの事情によって国内移行期限を遵守できなかった場合、この救済手続を適用している指定国官庁は、その事情を判断して国際出願の権利を回復することができる規定を導入した。

e. 欠落補充手続の導入（2007年4月）

上記同様、PLTに準じて、欠落補充の手続がPCT制度にも導入された。この導入により、一定条件が整えば、PCT国際出願を出願した後であっても出願時に欠落していた明細書等を提出することができる。

f. 優先権の回復（2007年4月）

さらに、PLTに準じて、優先権の回復がPCT制度にも導入された。本手続の導入に際しては、優先日から12か月を超えた後のPCT国際出願が出願されたとしても、国際出願日が優先期間を徒過した後2か月であれば、優先権主張を直ちに無効としない「優先権主張の自動的な維持」という手続の新たな考え方もPCTリフォームで議論され、導入されるに至った。

g. 品質管理の考え方の導入（2004年1月）

国際調査機関、国際予備審査機関がその役割を担う最小限の要件の一つに、機関自らが品質管理の仕組みを持っていることが追加された。このように、PCT制度の成果物の品質向上、成果物の効率的な活用の方途については、PCTリフォームの終了後に引き継がれたPCT改革の議論につながる改正の一つとなった。

h. 補充国際調査の導入（2009年1月）

先行技術の言語の多様化に対応すべく、複数の国際調査機関が調査を行う仕組みを導入した。出願人が希望した場合、最初に調査を行った機関とは別の国際調査機関によって調査が実施される。

②PCT 改革

a. PCT リフォームから PCT 改革へ

特許の国際出願制度として30年以上の歴史を有するPCTは、出願件数の目覚ましい伸びが示すように、世界規模での特許取得のための手段として今後も大きく発展することが期

待されている。出願人及び官庁双方にとって、PCT 制度をより利用しやすいものとするため、更なる簡素化・効率化を目指して検討が進められている。

2001 年から開始された PCT リフォームにおいては、PCT 制度の非効率性等の改善を目指し、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担（ワークロード）削減、業務の重複排除等を達成した。しかしながら、国際調査等の質と効率の向上については、国内審査に比した調査の質の問題、国際段階と国内段階の重複作業の発生等、いまだ克服できていない諸課題が山積している。

このような課題認識を受け、2008 年 4 月の PCT 国際機関会合において、WIPO 国際事務局より、「国際調査等の価値の向上」と題する提案がなされた。条約を大幅に変更せず、現実的な手段によって、増大するグローバル出願への対処と PCT の効率化に向けた解を求める内容であった。本提案については、2008 年 5 月の PCT 作業部会において本格的な議論が開始され、PCT 改革が本格的に始動した。

PCT 出願を多数受理し、国際調査機関・予備審査機関でもある日本国特許庁は、PCT 改革を推進すべく、日米欧三極特許庁会合等の場で PCT 改革提案について詳細な議論を重ねてきた。WIPO 国際事務局提案の後、早くも 2008 年秋から 2009 年初頭にかけて、三極特許庁それぞれが具体的な提案を作成するに至った。

その後、三極特許庁の提案内容等も反映し、WIPO 国際事務局は「ロードマップ提案」を 2009 年 5 月の PCT 作業部会に提出し、日本国特許庁はこれを補完する形の提案を行った。

b. ロードマップ提案と日本提案

WIPO が提出した「ロードマップ提案」には、以下の項目が含まれている。

ア) 国内段階での繰り返しサーチの原則不実施

原則として、国際調査機関としてサーチを行った国際出願が自国の国内段階に移行した場合、国際段階と同じサーチを国内段階で繰り返して実施しない。

イ) 条約・規則の留保の削減

国際段階での作業が可能な限り国内段階に適用されるために、条約・規則の留保事項を削減させ、各国における国際出願の効果の相違を減少させる。

ウ) 第三者による情報提供制度

国際公開された特許出願を見て、これに対して異議のある第三者にも関与できる機会を与えるべく、情報提供を行う制度の導入を行う。

エ) 国際予備審査における未公開先願の追加サーチ

国際調査段階で不完全な未公開先願に関するサーチを、国際予備審査段階で追加してサーチすることにより、より完全なサーチ結果を基にした国際予備審査報告を提供する。

日本国特許庁の提案は以下のとおりである。

オ) 国際調査報告の国際公開後作成

国際調査報告の作成時期を国際公開後とし、これまで十分な調査ができなかった未公開先願の調査を完全に実施する提案である。上記第三者による情報提供制度と併せて導入することにより、国際段階の最初の通知である国際調査報告でより完全なサーチ結果を出願人に提示することが可能となる。

なお、早く国際調査報告を入手したい出願人のために、現行制度同様、国際調査報告を国際公開前に作成する選択肢も残している。

カ) 早期国内移行出願に関する国際段階と国内段階の並行処理

出願人が 30 か月より早期に国内移行を希望した出願について、国際段階と国内段階の処理を並行して行い、国際段階と国内段階の重複作業を低減する PCT の利用形態を推進する。

c. PCT 作業部会における検討

このロードマップ提案に対しては、2009 年 5 月の PCT 作業部会において発展途上国から懸念が示された。その論拠は「繰り返しサーチの自粛提案が、国際段階の特許性基準（新規性、進歩性、産業上利用性）の国内受入れを意味し、各国の特許性判断の柔軟性を狭める」という誤解に基づいたものであったが、議論は紛糾し、実質的な議論は 2010 年の PCT 作業部会に持ち越された。本来、PCT 改革は実務の専門家による技術的かつ実務的な議論であるにもかかわらず、2009 年 5 月の PCT 作業部会は政治的要素の大きい会合となった。

この作業部会の後、国際調査報告等の質と効率の向上は依然として重要な課題であることから、日米欧三極特許庁では、「三極でもできるところから議論を深め、改革の実現を目指す」との考えに基づき、引き続き具体的な議論を継続することとなった。また、2010 年 2 月の PCT 国際機関会合においても、第三者情報提供制度等の具体的な制度設計について議論がなされる等、PCT 改革は着実に進んでいる。

d. PCT 改革と PCT-PPH

三極間では、2010 年 1 月 29 日から PCT 出願の国際段階成果物を利用する特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）プログラムを開始した¹。これにより、国際調査機関の行った調査結果の効果的利用や、国際段階と国内段階の重複作業の排除が促進されることが期待され、PCT 改革の目的である国際調査報告等の質と効率の向上を実現する具体的成果の一つとなっている。

¹ 第 2 章第 3 節 2. (1) 参照。

(2) 手続の調和に向けた動き

①特許法条約 (PLT)

PLT は、国ごとに異なる国内出願手続を統一化、簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的とし、さらに、手続上のミスによる特許権の失効を回復する等の救済を規定した条約である。

PLT は、ユーザーフレンドリーの基本精神に基づき、主要項目として、出願日の認定要件の緩和、出願手続等の簡素化及び容易化、手続期間に間に合わなかった場合の救済、代理義務の緩和、紙出願の許容と電子出願への移行等を規定している。

a. 経緯

1985 年、国ごとに相違している特許制度を国際的に調和させる条約の検討が始まったが、1991 年 6 月に開催された条約採択のための外交会議では、特許制度の実体的要件に関して折り合いがつかず、採択に至らなかった。

1995 年に、実体的要件を除く手続面での調和についての議論を進めていくことが確認され、2000 年 6 月に開催された外交会議において、PLT が採択された。その後、10 か国が批准書又は加入書を寄託することにより、2005 年 4 月に同条約が発効した。

b. PLT の加盟国

PLT には、2009 年 12 月時点で 21 か国¹が加盟している。

日米欧三極特許庁を含む主要国・機関の多くは未加盟であるが、EPO は、PLT に準拠した条約改正²を行うなど、PLT 未加盟国・機関においても手続面での国際調和が進んでいる。

我が国においても、PLT との整合に向けた手続面での要件緩和の可能性が検討されている。

②共通出願様式

日米欧三極特許庁は、ユーザーニーズにこたえるため、三極特許庁のいずれにも共通して特許出願することができる共通出願様式の検討を 2005 年に開始した。2006 年から 2007 年にかけて作業部会会合で集中的な議論を行った結果、2007 年 11 月の第 6 回作業部会会合で共通出願様式（明細書における記載項目及びその順序）について最終合意を行い、その内容を三極ウェブサイトで公開した。

共通出願様式に従った出願は、合意されている様式的要件に関しては、三極特許庁のいずれにも受け付けられ、その後の補正を要求されることはない。そのため、出願人が三極

¹ オーストラリア、バーレーン、スイス、デンマーク、エストニア、フィンランド、英国、クロアチア、ハンガリー、キルギス、リヒテンシュタイン、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、ウクライナ、ウズベキスタン

² 改正欧州特許条約 (EPC2000) (2007 年 12 月 13 日施行) では、PLT 第 5 条 (出願日) との整合性について柔軟に対応するため、出願日の認定要件を条約から規則に移動するとともに、認定要件を緩和している。

特許庁に出願する際の利便性の向上及びコストの削減が期待される。

日本国特許庁は、国内出願、PCT 出願共に 2009 年 1 月から共通出願様式による受付を開始¹し、既に全出願の約 9 割が共通出願様式による出願となるなど、出願人への浸透が進んでおり、米国特許商標庁、欧州特許庁でも共通出願様式による出願が受け付けられている。

また、日米欧の三極特許庁に、中国及び韓国の特許庁を加えた五大特許庁においても検討が開始され、2010 年 1 月には韓国も共通出願様式を採用した。

(3) 制度の実体的な調和に向けた動き

①実体特許法条約

世界知的所有権機関（WIPO）における特許法の実体面についての国際的調和の議論は、米国の先発明主義²への固執により 1991 年開催の外交会議以来中断されていた。

そのような状況の中、2000 年 6 月に PLT が採択されたことを契機として、2000 年 11 月の WIPO 特許法常設委員会（SCP）第 4 回会合において、特許法の実体面における調和についての議論を再開することが合意された。以降、SCP 会合において、実体特許法条約（SPLT）の議論が行われ、WIPO 国際事務局の作成した条約の条文草案に基づき議論された。

制度調和を早期に達成することは、出願人及び各特許庁に利益をもたらすと考えるから、日米欧三極特許庁は、議論項目を先行技術に関連した 4 項目（先行技術の定義、グレースピリオド、新規性、進歩性）に限定し、議論の集中化を図るべきとの合意に達し、2004 年 5 月の第 10 回 SCP 会合及び 2004 年 9 月の WIPO 加盟国総会に、議論項目を 4 項目に限定すべきとする、三極提案を提出した。この提案は、先進国から幅広い支持を集めたものの、発展途上国の賛成が得られず、WIPO における承認を得られなかった。

このような状況を打開し、議論を前進させるべく、2005 年 2 月、制度調和をめぐる議論の進め方につき先進国で共通の見解を持つことを目的として、米国主催による制度調和予備的会合が開催された。これを始まりとして、制度調和に関する先進国会合（B+会合）が定期的に行われることとなった。

2006 年 9 月の B+会合では、各国がそれぞれ妥協する内容の包括妥協案パッケージが提案され、この包括妥協案パッケージに基づいて具体的な条約の条文案作成の作業を進めることが合意された。更に、2007 年 9 月の B+会合では、先願主義等の幾つかの項目を含む、今後の議論の対象となる項目リストが提示されたが³、その後特にグレースピリオド、先使用

¹ ただし、PCT のオンライン出願については、2009 年 4 月から受付を開始した。

² 先に発明した者に特許権を付与する制度。世界で米国のみが採用している。これに対して、先に出願した者に特許権を付与する制度を「先願主義」といい、国際標準となっている。

³ 以下の 9 項目が協議対象項目とされた。

- ・先願主義に移行すること
- ・後願排除効果の基準日を優先日とすること（ヒルマードクトリンの廃止）
- ・グレースピリオド適用の際に宣言は求めず、期間を 12 か月とすること
- ・特許権者と別に独自に発明した者に先使用权を与え、更に各国の裁量で、善意に特許権者の発明を知得してその発明を実施又は実施準備をしていた者にも先使用权を与えることができること
- ・先行技術の定義を統一すること
- ・要約書は秘密先願を構成しないこと
- ・グレースピリオドで救済する公開公報は誤って公開されたものに限定されること
- ・進歩性判断の手法を条約上規定しないこと

権、18 か月公開が争点となり、議論が進展していない。B+会合での議論を継続し、我が国も積極的に参加していく必要がある¹。

a. グレースピリオド²

特許出願の前に、やむを得ずその発明を公表せざるを得ない場合についても、そのことをもって新規性がないとして特許を受けることができないとすることは、発明者にあまりにも酷との考え方にに基づき、我が国を含め各国においてグレースピリオドが設けられている³。

	日本	米国	欧州
期間	出願日より前 6 か月	出願日より前 12 か月	出願日より前 6 か月
開示の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刊行物等（自己開示） ・ 本人の意に反する開示 	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博覧会のみ（自己開示） ・ 本人の意に反する開示
公開公報を自己の開示に含めるか	含めない	含める	含めない
宣言	必要	不要	必要

B+会合の議論では、グレースピリオドの要件について、特に米国と欧州の間で対立が生じた。また、2007 年 9 月の B+会合では、今後の議論の対象となる項目リストが提示されたが、欧州の一部の国は、12 か月・宣言不要のグレースピリオド導入には、18 か月での全件公開及び義務的な先使用权のパッケージへの追加が必要としており、議論が膠着している。

b. 先使用权

特許権者の特許出願時以前から、独立して同一内容の発明を完成させ実施（独自実施）していた者が、特許権を無償で実施し事業を継続できるように、我が国を含め各国において、先使用权の規定が設けられている⁴。

米国特許法には、もともと先使用权に関する規定が存在しなかったが、1999 年改正法でビジネス方法に限り先使用权が認められることになった⁵。

¹ 2009 年 9 月の B+会合では、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ（議長）、スイス、チェコ、ドイツ、デンマーク、欧州委員会（EC）、欧州特許庁（EPO）、スペイン、フィンランド、フランス、英国、クロアチア、ハンガリー、世界知的所有権機関（WIPO）、アイルランド、アイスランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、ラトビア、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、トルコ、米国（計 35 か国・機関）が参加している（WIPO は、オブザーバー参加）。

² 発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間。

³ 我が国においては、特許法第 30 条で規定されている。

⁴ 我が国においては、特許法第 79 条で規定されている。

⁵ 米国特許法第 273 条

	日本	米国	欧州
保護対象	独自発明者又は独自発明者から発明を得た実施者を保護	ビジネス方法関連のみ、独自発明者又は独自発明者から発明を得た実施者を保護	独自発明者又は独自発明者から発明を得た実施者だけでなく、発明者から当該発明を善意で得た場合の実施者も保護

B+会合の議論では、出願して特許を受けた発明者が出願前に行った発表等から、善意で発明を知得し実施（知得実施）した第三者に先使用権を認めるかどうか議論の焦点となった。独自実施及び知得実施の両方について第三者に先使用権を認めるべきとする欧州と、それに反対する日米との間で対立が生じた。独自実施のみ第三者に先使用権を認めている我が国と、原則、先使用権の規定がない米国は、各国の現行制度を継続可能とすべきとした。

2006年9月のB+会合で合意された包括的妥協案パッケージには、先使用権について、各国の現行制度の継続を許容する条項が設けられた。2007年9月のB+会合では、独自実施には先使用権を認め、知得実施に先使用権を認めるかは各国の裁量とすることが協議対象項目として提示されたが、その後の2008年6月に欧州の9か国¹が、12か月・宣言不要のグレースピリオド導入の条件の一つとして義務的な先使用権をパッケージに含めることを主張し、争点の一つとなった。

c. 18か月公開

早期に出願公開することにより、無駄な重複研究及び重複出願を防止することを目的として、我が国を含め各国において、18か月公開制度が設けられている²。

米国特許法には、もともと18か月公開に関する規定が存在しなかったが、1999年改正法で規定が設けられた³。ただし、他国に出願されていない米国内出願は、出願人の請求により非公開とできる例外規定が設けられている。

	日本	米国	欧州
出願公開	18か月全件公開	原則18か月で公開。ただし、米国内出願は請求により非公開とできる。	18か月全件公開

2006年9月のB+会合で合意された包括的妥協案パッケージには、18か月での全件公開は含まれていない。しかし、その後欧州が、18か月での全件公開をパッケージに含めることを強硬に主張し、米国がこれに反対している。

2007年9月のB+会合においても、この項目については、欧米間での隔たりが残った。そ

¹ スイス、ドイツ、スペイン、フランス（代表）、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スウェーデン、スロバキア

² 我が国においては、特許法第64条で規定されている。

³ 米国特許法第122条（b）

して、2008年9月のB+会合においては、欧州が18か月での全件公開をパッケージに追加することを強硬に主張したのに対し、米国が反対して最大の争点となった。この項目の追加にこだわる欧州に対し、米国は、2006年に合意されたパッケージを基礎に議論を進めるべきとの立場を取り、議論が進展しなかった。

②米国の特許制度改革

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用する等、特異な制度を有している。そのため、米国の特許制度改革の動向は、制度調和の進展に大きく影響することから、常に注目を集めてきた。そして、我が国は、SCP会合及びB+会合における制度調和の議論のみならず、米国との二国間協議の場においても、米国の特許制度が国際標準（先願主義、18か月公開制度等）に移行するよう働きかけてきた¹。

1999年、米国は、18か月公開制度の導入を含む特許法改正を行った。しかし、この公開制度には、外国に出願されていない米国出願及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外が設けられた²。

2003年10月に米国連邦取引委員会が、2004年4月に米国科学アカデミーがそれぞれ米国特許制度に対する提言を行った。こうした提言を受けて、米国国内において「最良の特許制度（ベストプラクティス）」を求め、特許法改正の気運が高まった。

そのような状況の中、2005年6月には下院に、2006年8月には上院に、それぞれ特許改革法案が提出された。これらの法案は、「先願主義への移行」や「18か月での全件公開」を含む抜本的な改正案であった。しかし、数度の公聴会において業界間の対立が顕在化する等、調整が難航し、これらの法案は、2006年12月の第109議会終了時に審議未了で廃案となった。

2007年4月、上下両院に同一内容の特許改革法案2007が超党派で上程された。そして、2007年9月には、下院本会議で同法案が可決された。同法案には、「先願主義への移行」等に関する条項が含まれていた。しかし、上院に提出された法案は、損害賠償額の算定基準の導入等をめぐって折り合いがつかず、上院本会議で審議が行われなかったため、2009年1月の第110議会終了時に審議未了で廃案となった。

2009年3月、第111議会において、上下両院に特許改革法案2009が超党派で上程され、2009年4月、上院司法委員会を通過した。同法案にも、「先願主義への移行」等に関する条項が含まれている。なお、「先願主義への移行」については、先発表に関する例外規定³が含まれており、また、下院法案には日欧による米国と同様のグレースピリオドの導入を先願主義への移行条件とする規定（いわゆる「トリガー条項」）が存在する。さらに、「18か月での全件公開」は含まれていない。制度調和の議論の行方を左右する同法案の今後の動

¹ 日米包括経済協定（1993-1994年）、日米規制緩和対話（1997-2000年）、日米規制改革イニシアティブ（2001-2009年）

² 18か月での全件公開は、1994年の日米包括経済協定における合意事項。

³ 出願前の1年以内に、第三者によって同発明の内容が公知となるか、同内容についての出願がなされた場合であっても、本人が第三者の公表又は出願の前に、同発明を公表していた場合、同発明について新規性を否定されない。

向が注目されている。

(4) 特許分類の調和に向けた動き

①国際特許分類（IPC）に関する協力

IPC は、国際的に統一された特許文献のための分類であり、有効なサーチツールとして特許庁の審査官、出願人、その他の利用者に利用されている。

IPC 第 6 版は、WIPO 国際事務局における工業所有権情報に関する常設委員会の執行調整委員会によって 1989-1994 年に選定された約 200 の改正提案プロジェクトが反映され、1995 年 1 月に発効した。そのときの分類項目数は約 67,000 項目（除くインデキシング専用）となった。また、IPC 第 7 版は 2000 年 1 月に発効し、分類項目数は約 68,000 項目に増加した。このように、IPC 第 7 版以前の IPC はおおむね 5 年に 1 回改正されてきた。

国際特許分類に関するストラスブール協定（1971 年調印、1975 年 10 月 7 日発効）により、加盟国は IPC を特許公報等に表示することが義務づけられている。しかしながら、IPC には、膨大な文献数を持つ大規模庁では、大まかすぎて実質的なサーチが困難である一方、文献数の少ない小規模庁では細かすぎて分類付与負担が大きいという問題点があった。また、5 年に一度の改正では、迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるとの指摘がなされていた。

このような状況の下、1999 年 3 月の WIPO/IPC 同盟専門家委員会において、IPC の運用の大幅な改良を目的として IPC リフォーム作業部会（IPC Reform Working Group）を設置し、IPC リフォームの検討を開始することが決定された。同時に、IPC 改正を取り扱う作業部会として、IPC 改正作業部会（IPC Revision Working Group）を設置することも決定された。IPC 改正作業部会会合は、1999 年 5 月の第 1 回以降、年 2 回開催され続けている。

さらに、IPC リフォームの検討開始を受けて、日米欧三極特許庁は 2000 年 11 月に、IPC 改正の提案を主な目的として、三極分類調和プロジェクトを開始することで合意した。その後、2001 年 9 月に、T001 から始まるナンバーが付与された三極分類調和プロジェクトが開始された¹。

一方、WIPO の IPC リフォーム作業部会では、IPC の運用の改良について詳細に検討が重ねられた。その後、IPC リフォーム²の結果が反映された IPC 第 8 版は、当初、2005 年 1 月の発効を予定していたが、IPC の運用の変更に伴う各庁の準備のため 1 年延期され、2006 年 1 月に発効した。

IPC の運用の大幅な改正を目的に実施された IPC リフォームであったが、更なる改良が必要となり、2009 年 3 月に開催された WIPO/IPC 同盟専門家委員会において、新しい IPC の改正と発行（publication）の手順が決定された³。また、2008 年 10 月には、五庁協力に基づく分類調和の取組として、「共通ハイブリッド分類」に関するプロジェクトがスタートした⁴。

¹ 第 2 章第 2 節 1. (4) ②参照。

² 第 2 章第 2 節 1. (4) ①a. 参照。

³ 第 2 章第 2 節 1. (4) ①c. 参照。

⁴ 第 2 章第 2 節 1. (4) ③参照。

a. IPC リフォームの概要

ア) 二層構造化

IPC は詳細な分類展開を含む「アドバンストレベル」と、詳細な分類展開を省略した「コアレベル」に二層構造化された。文献数が多く、先行技術文献調査に詳細な分類を必要とする多くの特許庁が、「アドバンストレベル」を採用していた（2009 年度末の分類項目数約 70,000）。「アドバンストレベル」は、技術の発展に柔軟に対応するため、四半期に一度改正が可能とされていた。

一方、それ以外の特許庁は「コアレベル」を採用していた。「コアレベル」は原則 3 年ごとに改正され、項目数は「アドバンストレベル」の約 3 割に絞り込まれていた。

イ) 既発行文献の最新版 IPC による再分類

第 7 版以前の IPC では、改正の際に既発行の特許文献を改正後の IPC で再分類していなかった。第 8 版以降では、改正の際に既発行の PCT 最小限資料を最新版の IPC で再分類することが決定され、最新版の IPC のみで PCT 最小限資料のサーチが可能となった¹。

ウ) 分類付与ルールの見直し

従来、分類付与ルールは、IPC 全体の中から最も適当な付与個所を探すというベストフィットルールが基本となっていた。IPC 第 8 版では、新たなルールとして、より分類付与の手順を明確化した一般ルール²が導入された。また、分類の配列が標準配列に従うことを前提として、一般ルールに従う分類付与手順を単純化したファーストプレイス優先ルール³も導入された。IPC 第 8 版以降では、IPC 改正を行う際には、原則として標準配列に従って分類項目を並べ、ファーストプレイス優先ルールを採用するよう定められている。

エ) 分類改正の検討体制

IPC アドバンストレベルの改正は特別小委員会（IPC Special Subcommittee for the Advanced Level）⁴で議論され、IPC コアレベルは IPC 改正作業部会で議論されることとなった。

¹ WIPO/IPC 同盟専門家委員会の決定により、再分類の完了を待つことなく発効することもある。

² 同一階層のグループでは、より複雑な事項に関するグループがより優先するというルール。技術内容に合致する最も複雑な分類箇所を選択するという手順を、各階層ごとに上位階層から下位階層へと適用する。

³ 各階層ごとに分類表を上から順に参照し、当該発明を適切に表現すると思われるグループが最初に見つかった時点で、これをこの階層における最適項目と見なす分類付与ルール。この手法を各階層ごとに上位階層から下位階層へと繰り返すことにより、付与すべき分類が特定される。分類表が標準配列（同一階層のグループの並べ方を、より複雑な事項に関するグループが分類表のより前方になるようにした配列）になっていることを前提としている。

⁴ IPC アドバンストレベルを改正するための組織として、WIPO/IPC 同盟専門家委員会の下に設けられた委員会。構成メンバーは PCT 最小限資料の再解析負担が 20%を超える特許庁（JPO、EPO、USPTO が該当した。）と国際事務局であった。

b. IPC リフォームに基づくその後の IPC 改正

上述したようにアドバンスレベルでは、技術の発展に柔軟に対応した改正を行っており、これまで、以下の表のような新しいバージョンのアドバンスレベル分類が発効された。また、コアレベル分類は、2009 年及び 2010 年に発効した。

【2010 年までに発効したアドバンスレベル分類】

発効年月	IPC	分野
2007 年 1 月	A62D	化学的手段による有害化学物質の処理
	H02M	インバータ装置
2007 年 10 月	B60K	ハイブリッド自動車
2008 年 1 月	H04H	放送分配方式
2008 年 4 月	G05G	ペダル
2009 年 1 月	H04W	無線通信
2010 年 1 月	B62M9, 23	自転車用変速装置, 補助電動機付き自転車
	F16H	静圧形流体伝動装置
	G01Q	走査プローブ技術による核表面構造の調査分析
	G01S	GPS
	H01L33	発光素子
	H01M	リチウムイオン電池

c. 新しい IPC の改正と発行の手順

小規模特許庁のために用意された IPC コアレベルではあったが、サーチの利便性が低い等の事情により、結果的に世界の大多数の特許庁が IPC アドバンスレベルを使用することとなり、IPC コアレベルの利用率は低かった。また、二層構造化により、2つのレベルを持つ分類の複雑性、独立した改正サイクル、異なる改正手順などによる弊害も発生した。

このような状況の下、2008 年 2 月の WIPO/IPC 同盟専門家委員会において、特別小委員会の構成の再検討が決定された。そして、IPC 改正手順の能率向上のための議論を重ねた結果、以下の事項が決定された。

ア) コアレベル・アドバンスレベルの一本化

コアレベルとアドバンスレベルが一本化され、将来的には現行のアドバンスレベルに相当する 1つの分類表のみを維持・発行していくことが決定された。これに伴い、2011 年 1 月より「アドバンスレベル」及び「コアレベル」という用語は廃止される。

イ) IPC 改正周期について

コアレベル及びアドバンスレベルの両者について、IPC 改正周期を当年度 1 回（毎年 1 月 1 日）とし、今後、年 2 回の改正とするか否かを検討することとなった。

ウ) IPC 改正の検討組織の一本化

アドバンストレベル改正プロジェクト及びコアレベル改正プロジェクトは、当面、現行の IPC 改正作業部会において議論されることとなった。

②三極分類調和の動き

日米欧三極特許庁は三極分類調和プロジェクトの開始以降、IPC アドバンストレベルとして採用することを念頭に分類調和の作業を進めてきている。IPC アドバンストレベルの改正は、日米欧の三極と WIPO がメンバーである特別小委員会で議論されることとなり、実質的には三極特許庁によって進められていた。

2009 年 3 月の WIPO/IPC 同盟専門家委員会では、IPC 改正の検討組織を IPC 改正作業部会に一本化することが決定されたが、同時に、IPC 改正作業部会では、三極分類調和プロジェクトからの提案及び下記③の五庁のプロジェクトからの提案を優先的に扱うことも決定された。そのため、その後も三極分類調和プロジェクトが IPC 改正の大きな推進力となっている。

2009 年度末までに約 80 の分野において分類調和プロジェクトの検討が行われてきており、幾つかの分野においては、既に IPC 化に向けた議論が進行中であるか、IPC アドバンストレベルとして発効済みである。

また、分類調和プロジェクトの議論を加速させるため、2005 年度から、日米欧三極特許庁の審査官が集まって分類調和について議論する審査官分類協議を開始している。

③五庁協力に基づく分類調和の動き

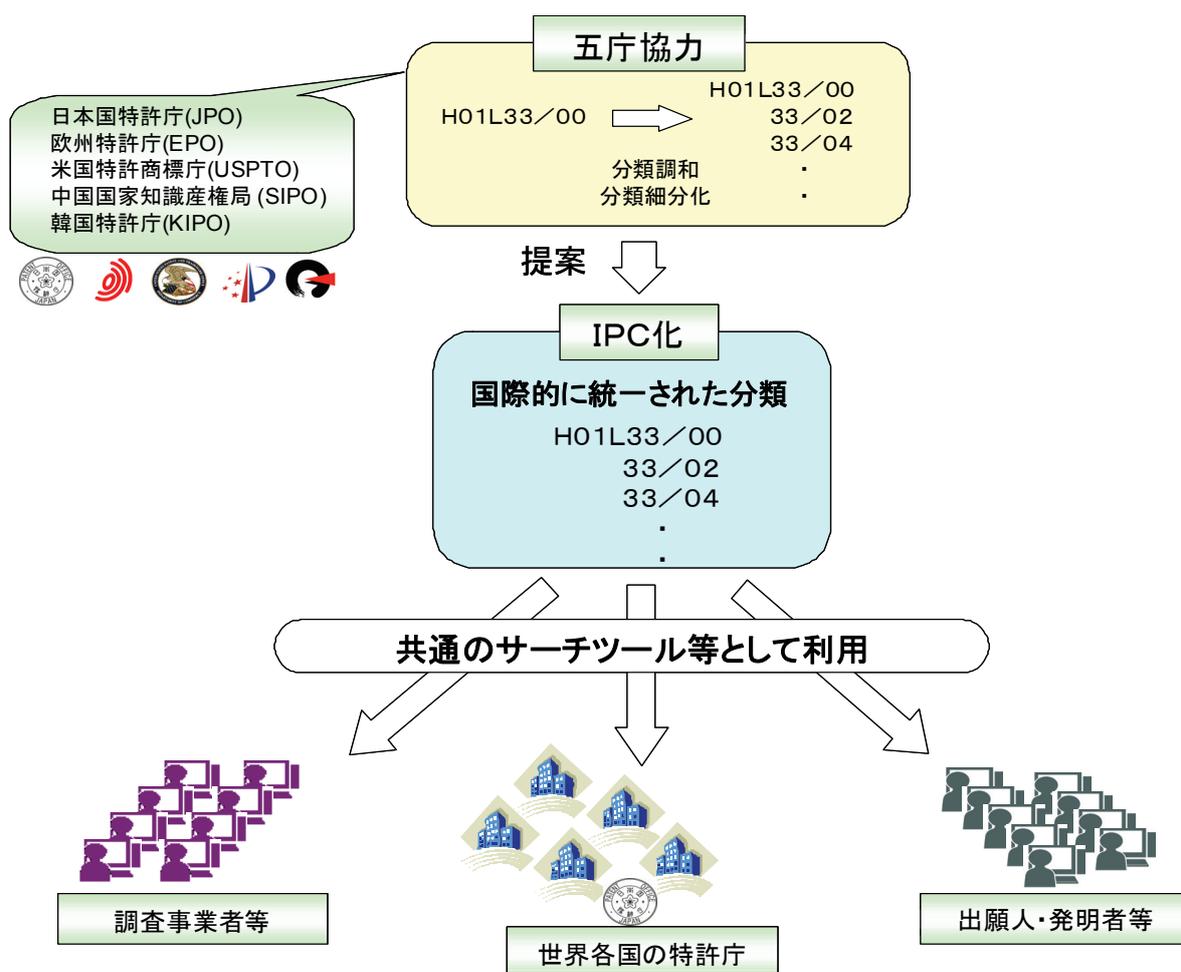
2008 年 10 月に韓国・済州島で開催された第 2 回五大特許庁長官会合¹において、五庁（日米欧中韓の 5 か国・地域の特許庁）の長官は一層のワークシェアリング促進に向けて、10 の基礎プロジェクトに協力して取り組んでいくことに合意した。分類調和に関しても、10 の基礎プロジェクトの一つとして、EPO が担当庁の「共通ハイブリッド分類²」というプロジェクトが進められることとなった。

この共通ハイブリッド分類を含めた分類調和のための五庁協力の実施を目的とした五庁分類作業部会が組織され、第 1 回の作業部会が、2009 年 6 月 8-9 日に開催された。その後、年 2 回のペースで作業部会が開催されている。

¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/godai_kaigou2008.htm

² 五庁協力により共通の分類を作成し、IPC 化をすすめるプロジェクト。

【分類調和のイメージ】



(資料) 特許庁作成

2. 意匠制度の調和に向けた動き

経済のグローバル化が進展し、国際的な企業間競争も激しさを増すにしたがい、魅力あるデザインの活用を促進することは企業にとって重要になっている。また、情報通信技術の発展に伴い、製品のデザインを発表すると同時にその情報が世界中に広がり得る状況にあるため、創作されたデザインを迅速かつ的確に保護することがますます重要になっている。しかしながら、デザイン保護の中心的役割を担う意匠制度は、各国毎に手続が大きく異なっているため、他国での意匠権取得が企業にとって大きな負担となっている。

このため、企業のより活発な国際展開を支援するためには、各国で適切に意匠権が保護される環境を整えることが必要不可欠であり、制度を調和させることにより権利を取得するための負担を減らすことが重要である。

そこで、我が国では、これまでに WIPO 及び、二国間、多国間における会合等で、意匠制度の調和についても積極的に取り組んできている。

(1) 制度の調和に向けた国際的な動き

WIPO に設置された商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）には、意匠の実体審査国、無審査国あわせて約 70 か国が参加している。

市場のグローバル化に伴い、複数国において製品を販売する企業も多く、各国における意匠権の取得に関心が高まっていることから、2006 年より、各国間における意匠制度の手続要件の調和に関する議論が開始された。まずは各国の意匠制度に関する情報交換を目的とした会合が 2006 年 11 月に開かれ、その後、今後の議論の方向性を探ることを目的として、WIPO 国際事務局から各国の方式要件に関する具体的な質問票が提示され、この質問票に対する各国の回答をベースとして、各国の意匠制度に共通する要素についての議論が重ねられている。2010 年 6 月末に行われた第 23 回会合では、それまでに検討された項目が「収束可能な分野」、「共通する動向がみられる分野」、「現時点で共通する動向がみられない分野」の 3 段階に整理され、今後の検討方向が議論された。具体的な検討項目は以下のとおりである。

①収束可能な分野

- ・意匠の図面・写真等による再現形式
- ・願書に添付すべき図面・写真等の再現物の数
- ・意匠の特定に必要な図数及び種類、特定が困難な場合の追加等
- ・出願時に通常必要とされる願書の書誌事項
- ・創作者の名義で出願することが要求されている場合の方式要件
- ・出願を分割した場合の出願日の認定
- ・提出物の送付手段

②共通する動向がみられる分野

- ・出願日を付与するための要件
- ・公表の繰延べと秘密意匠
- ・意匠を開示した場合におけるグレースピリオドの適用
- ・保護期間の更新方法
- ・手続上の行為可能期間を遵守できなかった場合に対する救済措置

③現時点で共通する動向がみられない分野

- ・見本による出願

(2) 制度の実体的な調和に向けた動き

①意匠の国際登録に関するヘーグ協定

ヘーグ協定は、複数国において意匠登録を行う際に必要となる手続の簡素化及びそれに伴う経費の節減効果を目的とした、意匠の登録・寄託に関する国際的制度を構築する条約であり、WIPO により管理・運営されている。

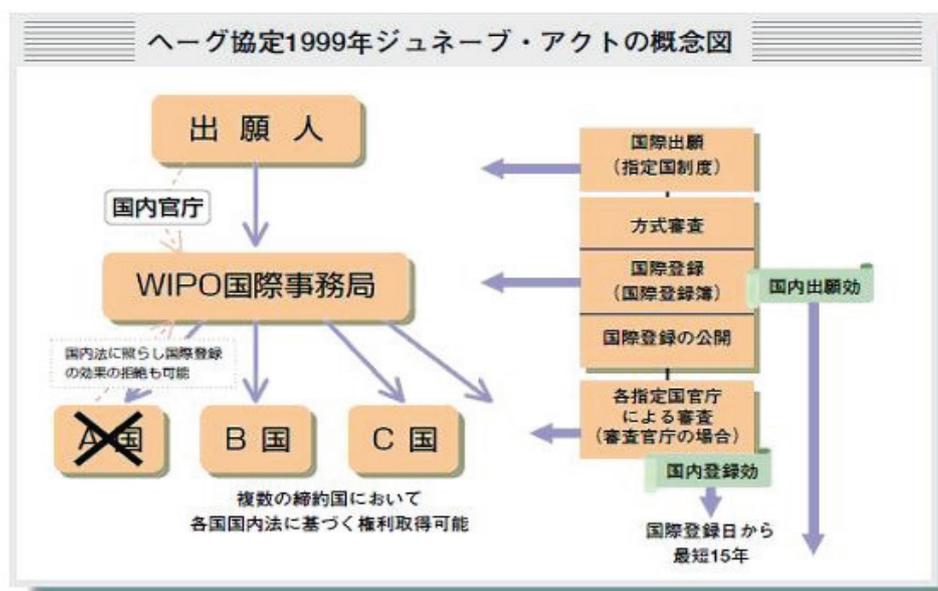
ヘーグ協定は、WIPO に意匠を寄託することにより加盟国における保護が受けられる制度とした「1934年ロンドン・アクト（2009年12月時点の加盟国数は14、このアクトは2010年1月以降凍結され、新規の寄託の受付を停止した）」、指定締約国制度を導入し、各指定国に国際登録の効果の拒絶を認めた「1960年ヘーグ・アクト（2009年12月時点の加盟国数は34）」、及びこれら2つのアクトの問題点を克服し、実体審査国及び国際機関の加盟促進を目的とした「1999年ジュネーブ・アクト（2009年12月時点の加盟国数は36）」の3つの改正協定（アクト）が存在する。

ジュネーブ・アクトは、1991年4月以降、「意匠の国際登録に関するヘーグ協定の発展についての専門家委員会」の場で年1回、合計7回検討が行われ、その後、1999年6月16日-7月6日、スイス国ジュネーブCICG（ジュネーブ国際会議センター）において開催された「意匠の国際登録に関するヘーグ協定新アクト採択のための外交会議」において、7月2日に採択された。

実体審査国の加盟の促進、及びEU等政府間機関の加盟国としての取り込みを視野に入れ、ヘーグ・アクト以前の問題であった、指定国に認められる拒絶通報期間が短いこと、EUのような政府間機関が締約国となれないこと等を解決するとともに、意匠の単一性要件などの各国の独自要件を大幅に認めたものであり、2003年12月に発効した。

なお、我が国は、2010年3月末時点ではヘーグ協定のいずれのアクトにも加盟していない。

【ヘーグ協定 1999年ジュネーブ・アクトの概要】



（資料）特許庁作成

②二国間での取組

a. 日中審判会合（意匠）

2004年11月に行われた第11回日中特許庁長官会合において、両国特許庁の交流をより強化するために、我が国特許庁の審査・審判部と中国国家知識産権局専利復審委員会（審

判部に相当)との会合を意匠分野から開始することに合意した。これを受け、2005年8月に日本で第1回日中審判会合(意匠)を開催した。

2009年12月には東京において第5回日中審判会合(意匠)を開催し、意匠制度に関する両国の審査・審判実務の運用について情報交換を行うとともに、中国第三次改正専利法施行後の意匠審査運用について情報収集を行った。

b. 日韓意匠専門家会合

我が国と韓国の意匠制度の相互理解、及び審査手法等に関する情報交換を目的として、2001年に第1回日韓意匠専門家会合を開催して以来、毎年1回専門家会合を開催している。

2010年2月には東京において、第9回日韓意匠専門家会合を開催し、両国の意匠登録制度の近況、審査運用等について意見交換を行うとともに、近年の韓国における制度改正について情報収集を行った。

c. 日欧意匠審査官会合

2003年4月1日から欧州共同体意匠規則に基づく意匠登録業務が欧州共同体商標意匠庁(OHIM)で開始されており、我が国特許庁とOHIMとは同年から日欧意匠審査官会合を開催している。

2009年11月に東京において第5回日欧意匠審査官会合を開催し、意匠審査運用等に関する意見交換を行うとともに、OHIMとEU加盟国内裁判所との交流について情報収集を行った。

d. ベトナム国家知的財産権庁(NOIP)への審査協力

発展途上国における意匠実体審査の処理促進の支援の一環として、2002年9月以降、日本及びベトナムの両国に共通して出願された意匠登録出願について、日本における対応出願の審査結果(登録がなされた出願についてのみ)をNOIPに対して提供する協力を行っている。

(3) 意匠分類の調和に向けた動き

ロカルノ協定はWIPOにより管理される、意匠の国際分類に関する条約である(1971年発効/2009年1月の加盟国数は49)。ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類は32のクラスと223のサブクラスで構成され、各国知的財産権庁、WIPO国際事務局等によって用いられている。ロカルノ分類は、一般的な情報整理ツールとして作成されており、意匠の実体審査を行うために作成された我が国の日本意匠分類とは構成が異なっている。

現行のロカルノ分類は第9版(2009年1月1日から使用)である。第9版では、グラフィックシンボルやロゴなどの画像の意匠に関する新たなクラス「class32(graphic symbols, logos, surface patterns and ornaments)」が新設された。

我が国はロカルノ協定には加盟していないものの、日本意匠分類とロカルノ分類のコンコードダンス表を作成しており、また、我が国意匠公報を審査資料とする発展途上国への協

力や国際調和のために、我が国の意匠公報にロカルノ分類を併記している。

3. 商標制度の調和に向けた動き

経済のグローバル化が進展し、国際的な企業競争が激しさを増す中、高い価値を有する国際的なブランドの確立及びそれらの保護を、商標制度を活用して積極的に、かつ、迅速に行うことがますます重要になってきている。しかしながら、国ごとに商標制度が異なる上に商標取得手続は原則国ごとに行う必要があるため、国際的な事業活動を行う企業にとっては負担となっている。

このような中、企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠であるとの視点から、WIPO及び日米欧三極（JPO、USPTO及びOHIM）等の多国間での取組を通じて、各国の商標制度の調和及び手続の簡素化を推進している。

(1) 手続の調和に向けた動き

①商標法条約（TLT）

WIPOがその事業計画（1988-1989年）に商標に関するハーモナイゼーション条約案の検討を取り上げたことを契機として、同条約案の検討を行うための各国政府の専門家委員会を設置した。

専門家委員会の第1回会合（1989年11-12月開催）及び第2回会合（1990年6月開催）における議論では、標章の定義、拒絶理由、審査期間などの、実体的な内容に関する条文が起草されていたが、各国代表団によるコンセンサスを得るまでには至らなかった。その後、「商標に関する行政手続の調和及び簡素化は緊急を要するもの」とのユーザー団体からの要請も踏まえて、第3回会合（1992年6月）から第6回会合（1993年11-12月）まで、手続の調和及び簡素化の具体的な検討が行われ、1994年10月にジュネーブのWIPO本部において、「商標法条約の締結のための外交会議」が開催され、利用者の利便性の向上（ユーザーフレンドリー）の観点から、各国の商標制度の手続面の簡素化及び調和を図ることを目的としたTLTが採択され、1996年8月1日に発効した。

同条約は25か条の規定並びに細則を定めた商標法条約に基づく規則及びその一部であるモデル国際様式からなる。本条約の主な内容は、一出願多区分制の導入、多件一通方式の採用、願書・申請書の記載事項及び各種証明提出の簡素化、出願人の業務記載の禁止、更新時の実体審査及び使用チェックの禁止、サービスマーク登録の義務づけなどである。

我が国は、1997年4月1日に商標法条約に加入した。2010年4月1日時点で、締約国数は45か国である。

②シンガポール条約

2002年よりSCTにおいて、1996年に発効した商標法条約の改正に関する議論が開始された。改正の目的は、電子出願の普及等技術の急速な発展への対応を図ること、手続面の更

なる簡素化・調和を促進すること、規則レベルの修正については外交会議を招集することなく総会で修正できるよう一連の管理・最終規定を整備することであった。

2006年3月、改正 TLT を採択するための外交会議が、シンガポールで開催され、改正 TLT は「商標法に関するシンガポール条約」（シンガポール条約）として、2006年3月27日に採択され、2009年3月16日に発効した。

シンガポール条約は、基本的に商標法条約の内容を取り込んだ上で、現行の商標法条約から独立したものとなり、（i）出願手続の多様化への対応（書面による出願に加え、電子的手段による出願にも対応）、（ii）商標出願手続の更なる簡素化及び調和（商標ライセンス（使用权）等の登録手続の共通化）、（iii）商標出願に関連する手続の期間を守れなかった場合の救済措置などが加えられた。

シンガポール条約の締約国数は、2010年4月1日時点で、19か国である。我が国は未だ加入していない。

③商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会

WIPO に設置された商標・意匠・地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である SCT では、第1回会合（1998年7月開催）から第6回会合（2001年3月開催）にかけて、周知商標、商標ライセンス及びインターネット上における商標及びその他の標識に係る産業財産権の保護等についての検討がなされ、1999年の WIPO 加盟国総会及びパリ条約同盟総会において「周知商標の保護に関する規則」、2000年に「商標ライセンスに関する規則」、2001年に「インターネット上における商標及びその他の標識に係る工業所有権の保護に関する規則」がそれぞれ共同勧告として採択された。

その後の SCT においては、TLT の改正が議論され、第14回会合（2005年4月）の最終議論を経て、2006年3月の改正商標法条約を採択するための外交会議が開催された¹。

第15回会合（2006年11月）から第19回会合（2008年7月）までの会合においては、「非伝統的商標（動き、音等の新しいタイプの商標）の表示方法」、「商標異議申立手続」等について議論が行われ、第20回会合（2008年12月）において、「非伝統的商標の表示方法」及び「商標異議申立手続」に関する収束の範囲（「収束の範囲」とは、各国の法制度やその運用に関して共通する考え方等を取りまとめたもの。）がそれぞれ採択された。

第21回会合（2009年6月開催）及び第22回会合（2009年11月開催）においては、「全てのタイプの標章に関する拒絶理由」、「証明商標及び団体商標の登録に関する技術的及び手続的側面」及び「パリ条約6条の3（国の紋章等の保護）」等について議論が行われた。

(2) 制度の実体的な調和に向けた動き

「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（マドリッド協定議定書）は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（1891年4月制定）に基づく商標の国際登録制度を

¹ 第2章第2節3. (1) ②参照。

修正・補完する制度として1989年6月に採択された。マドリッド協定議定書は、審査主義国を含む、より多くの国が参加できる制度であり、一度の手続で複数国において権利の取得が可能となることを目的としている。1995年12月に発効し、翌1996年4月から制度運営が開始されている。

我が国においては、1999年5月にマドリッド協定議定書に関連した商標法改正を行い、1999年12月にWIPO国際事務局長に加入書を寄託し、2000年3月14日に発効した。

標章の国際登録に関するマドリッド協定並びに議定書（マドリッドシステム）については、2005年よりマドリッド協定議定書の発効から10年経過時に規定の見直しを行うことを目的としたWIPOマドリッドシステムの法的発展に関するアドホック作業部会（以下「作業部会」という。なお、第5回会合より会議名称から「アドホック」の文字が取れ、「マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会」となった。）が、これまで7回開催された。

第2回作業部会（2006年6月）においては、拒絶手続の見直し、マドリッド協定と同協定議定書の双方により拘束される国相互間の関係において協定が適用される規定（議定書第9条6(1)「セーフガード条項」）に関する見直し、マドリッド制度に基づく言語制度及び一部共通規則の修正、並びにマドリッドシステムの将来等に関する議論が行われ、その結果が2006年9月に行われたマドリッド同盟総会に報告された。

第3回作業部会（2007年1月）においては、セーフガード条項の見直しを検討し、マドリッド制度の簡素化と統一化を図ること、制度上の国内登録の国際登録への代替に関する各国運用の国際調和及びマドリッド制度の将来に関する議論が行われた。

第4回作業部会（2007年5月）においては、セーフガード条項の見直しに係る具体的な条文・規則案及びマドリッド制度の将来に関して議論された。この結果は、2007年9月に行われたマドリッド同盟総会に報告された。

第5回作業部会（2008年5月）においては、共通規則の改正案についての検討（保護認容声明の送付義務化）、また、マドリッドシステムの将来構想の議題の中で、基礎要件（本国に登録（出願）されている商標と同一なもののみ国際出願できる。）の緩和及び撤廃に関する議論が行われた。保護認容声明の送付義務化については、2008年9月に行われたマドリッド同盟総会で採択された。

第6回作業部会（2008年11月）においては、第5回会合に引き続き、基礎要件の緩和及び撤廃に関する議論が行われ、第7回作業部会（2009年7月）においては、出願言語の追加、スイス提案（国際登録の分割）に関する議論が行われた。

(3) 商品及びサービス分類の調和に向けた動き

①標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定への我が国の加入
我が国は産業財産権の国際的ハーモナイゼーションの一環として、ニース協定（ジュネーブ改正協定）に加入することとし、1989年11月17日に加入書を寄託し、1990年2月20日に加入の効力が生じた。

当初、我が国は、国際分類への理解と習熟を深めるため、国際分類を副次的体系として使用していたが、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からは、これを主た

る体系としての使用に移行した。

②経緯等

商標及びサービスマークの保護と登録制度は密接な関係を有しているところ、多数の国への登録出願を容易にするためには登録のために用いられる商品及びサービスの分類を国際的に統一する必要があった。

商品に関する国際分類創設の必要性は、既に1883年のパリ条約採択直後より唱えられ、1957年6月にニースで開催された外交会議において、「商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」が採択された（同協定は、1961年4月に発効。1963年には同協定に基づきサービスに関する国際分類を追加）。

その後、1967年7月、WIPO設立条約の作成に伴い、同盟の管理機構の近代化を図るため、（i）総会の創設、（ii）財政制度の弾力化、（iii）管理規定の修正手続の新設、を主たる内容とする改正協定（ストックホルム改正協定）が採択された。この改正の際に、協定の名称が、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」へ変更された。

また、1977年5月、国際分類の修正手続、専門家委員会及び協定の言語に関する規定等の改善を図るために、新たな改正協定（ジュネーブ改正協定）が採択された（同協定は1979年2月に発効）。

2010年1月時点で、このニース協定を批准又はこの協定に加入している国は、83か国である。

③ニース協定の概要

- ・ 締約国は特別の同盟（ニース同盟）を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（国際分類）を採用する。
- ・ 同盟国は、標章の登録に係る刊行物等に国際分類の類番号を表示しなければならないが、国際分類を「主たる体系」として使用するか、「副次的な体系」として使用するかは任意である。
- ・ 産業の発展、技術革新等に伴う新商品・サービスの出現に対処し得るよう、国際分類を常に最新のものとし完全を期すために、分類の変更を担当する専門家委員会を設置する。国際分類の変更は、専門家委員会において、決定する。
- ・ 同盟国はニース協定の分担金の支払義務を有する。

④国際分類

- ・ 国際分類は、上記ニース協定に規定する標章の登録のための商品及びサービスに関する国際的に共通な分類であり、正文は、英語及びフランス語である。
- ・ 国際分類は、その類に属する商品又はサービスの概要を示す類別表（注釈が付されている場合には、その注釈を含む。）及び、商品・サービスのアルファベット順の一覧表から成っている。類別表は、商品のために第1類から第34類まで、サービスのために第35類か

ら第45類までである。

⑤国際分類の改訂

国際分類の改訂は、専門家委員会によって設置された準備作業部会での検討後、専門家委員会の決定を経て行われる。国際分類は、これまでに数次改訂されており、1963年に商品に関する34分類及びサービスに関する8分類からなる42類の構成で初版が発行された。その後、1982年には、一般的注釈、類見出し、注釈についての修正が行われ、1990年には、ほかの言語のアルファベット順一覧表でも、ユーザーが同じ商品又はサービスの表示を見つめることができるように、アルファベット順一覧表上の各商品及び各サービスの表示ごとに固有番号が付与された。さらに、2000年には、サービスに関する分類について新たに第43類から第45類の3分類が追加され、2002年1月1日発効の第8版から45分類の構成となっている。

2010年3月時点では、2007年1月1日に発効した第9版が使用されている。第9版から第10版への改訂作業のため、第26回準備作業部会（2007年11月開催）、第27回準備作業部会（2008年10月開催）及び第28回準備作業部会（2009年11月開催）が開催され、そこで採択された提案は、第21会期専門家委員会（2010年11月予定）において決定される。2010年3月時点で、次回改訂は、2012年1月1日が予定されている。

第3節 国際的な審査協力と運用の調和

1つの発明を、効率的にグローバルな知的財産として保護するためには、前節で述べたような制度面の調和に加え、審査の運用面の調和を図るとともに、国際的な審査協力を強化することが必要である。本節では、この15年の間に我が国が推進してきた審査の運用調和に向けた取組や国際的なワークシェアリングの取組について紹介する。

1. 特許審査の運用調和に向けた取組

(1) 審査の運用の比較研究

①新規性・進歩性・記載要件についての比較研究

日米欧三極特許庁は、質の高い出願書類作成を支援するとともに、各庁の審査について相互の理解を深め国際的な取組であるワークシェアリングにも役立てるため、新規性、進歩性（非自明性）及び記載要件について、三極特許庁の審査実務の比較研究を行い、その結果を出願人・代理人に周知してきた。

記載要件に関しては、2007年12月に法令・審査基準の比較研究を、2008年6月に事例研究を公開した。進歩性に関しては、2008年6月に法令・審査基準の比較研究を、2008年11月に事例研究を公開した。新規性に関しては、2009年11月に法令・審査基準の比較研究と事例研究の両方を公開した。

②バイオテクノロジー特許等に関する比較研究

日米欧三極特許庁では、バイオテクノロジー特許等に関して、以下の比較研究を行ってきた。

a. バイオテクノロジー特許に関する比較研究

1995年10月の三極首脳会合にて、バイオテクノロジー特許に関する審査の運用の比較研究を行うことが合意された。1996年11月の三極予備会合にて、この比較研究結果が報告された。

b. DNA断片の特許性に関する比較研究

1998年11月の日米欧三極特許庁長官会合にて、DNA断片に関連する発明についての三極特許庁の運用の相互理解を目指して、DNA断片の特許性について比較研究を行うことが合意された。1999年5月の三極特許庁専門家会合にて、この比較研究報告書が採択された。

c. 相同性検索¹の結果に基づいて機能を推定した遺伝子関連発明

2000年6月の日米欧三極特許庁専門家会合にて、遺伝子関連発明における各庁の審査実

¹ 「相同性検索」とは、生物から遺伝子を取り出し、その遺伝子の塩基配列を遺伝子配列解析装置を用いて決定し、得られた塩基配列情報と既存のデータベースに登録されている機能公知の遺伝子塩基配列情報とをコンピュータにより比較し、配列の一致の具合（相同性）を検索する手法のこと。

務に関する相互理解を一層深めるために、相同性検索の結果に基づいて機能を推定した遺伝子関連発明に関して、その有用性や進歩性の問題について、新たな比較研究を開始することが合意された。同年 11 月の三極特許庁長官会合にて、この比較研究報告書が採択された。

d. 「“リーチ・スルー” クレーム¹⁾」についての比較研究

「“リーチ・スルー” クレーム」の特許性に関する比較研究を行うことが 2001 年 5 月の日米欧三極特許庁専門家会合で合意され、同年 11 月の三極特許庁長官会合にて、その結果が報告された。

e. タンパク質立体構造関連発明²⁾についての比較研究

2002 年 5 月の日米欧三極特許庁専門家会合にて、タンパク質立体構造関連発明の特許性についての基準の明確化を行うため、タンパク質立体構造関連発明の特許性に関する比較研究を三庁共同で行うことが合意された。2002 年 11 月の三極特許庁長官会合にて、その結果が報告された。

f. SNPs (一塩基多型)³⁾及び Haplotypes (ハプロタイプ)⁴⁾に関する比較研究

2003 年 6 月の三極専門家会合にて、SNPs (一塩基多型) 及び Haplotypes (ハプロタイプ) に関する比較研究の成果として、審査実務に関する報告書が採択された。

③ コンピュータ・ソフトウェア特許及びビジネス方法関連発明に関する比較研究

日米欧三極特許庁では、コンピュータ・ソフトウェア特許及びビジネス方法関連発明に関して、以下の比較研究を行ってきた。

a. コンピュータ・ソフトウェア特許に関する比較研究

1995 年 10 月の三極首脳会合にて、コンピュータ・ソフトウェア特許に関する審査の運用の比較研究を行うことが合意された。1996 年 11 月の三極予備会合にて、この比較研究結果が報告された。

b. ビジネス方法関連発明に関する比較研究

1999 年 11 月の日米欧三極特許庁長官会合にて、ビジネス方法関連発明の審査実務につ

¹⁾ 「“リーチ・スルー” クレーム」とは、現に開示されている発明に基づいて将来なされるであろう発明をも包含するクレームのこと。

²⁾ タンパク質の立体構造について、三次元の座標を解析し、得られたデータに情報工学を適用して医薬開発を行う技術に関連する発明。

³⁾ スニップス (SNPs) Single Nucleotide Polymorphisms (一塩基多型) の略。SNPs は、個人間における遺伝子の違いを意味する。ヒトの場合、各人が持っているゲノム (DNA) は、それぞれ約 0.1% ずつ異なっている。

⁴⁾ ハプロタイプとは、まとめて子孫へ伝わる SNP のセットのこと。いずれも薬剤の効果・副作用、疾患の発症などの個人差に関与し、その解析が、テーラーメイド医療実現のための有効な方策であるとされている。

いての三極特許庁の運用の相互理解を図るため、比較研究を行うことが合意された。この合意に基づいて、日米間で比較研究が実施され、2000年6月の三極特許庁専門家会合において、その報告書が採択された。

(2) 国際審査官協議

複数の国での特許取得が活発化するにつれ、各国特許庁が行う先行技術調査業務や審査業務の重複を軽減することが強く求められるようになった。かねてより我が国は、先行技術調査結果・審査結果の相互利用を推進するとともに、法制度及び審査基準の調和に向け、WIPOや日米欧三極特許庁長官会合等の場で、先導的役割を担ってきた。

先行技術調査結果・審査結果の相互利用等を推進するためには、さらに、各国の審査官同士の相互信頼の醸成と各国実務の相互理解の深化も必要となる。こうした背景から、我が国は、各国特許庁間で審査官を相互に派遣し直接議論を行う国際審査官協議を継続的に実施してきた。

最も実績の多い欧州特許庁との審査官協議の開始は1990年にまでさかのぼる。開始当初は、小規模な取組であったが、先行技術の調査方法や検索システムなどについて一層の相互理解を深め、互いの検索環境を向上させる必要性を認識するに至り、2000年度に規模を拡大した。規模拡大以後、2009年度時点までの相互の派遣累積人数は、407人（派遣228人、受入れ179人）に上る。この取組を通じて、日欧間におけるサーチ・審査実務に関する相互理解は確実に深化してきたといえる。

その他の国との審査官協議について見ると、1997年11月の日韓長官会合においては、制度・運用の相互理解及び共通案件を用いたサーチ結果の比較検討を行うことを目的として、日韓審査官協議を開始することが合意された（2000年度からの相互の派遣累積人数は、派遣21人、受入れ18人）。また、1999年5月の日独長官会合では、共通案件を用いたサーチ結果の比較検討やサーチツールの研究を行うことを目的として、日独審査官協議の開始が合意された（2000年度からの相互の派遣累積人数は、派遣24人、受入れ21人）。いずれの協議も、現在まで定常的に実施している。

さらに、2007年11月の日中長官会合においては、制度や審査実務の調査を行うことを目的とする日中審査官協議の開始が合意され、2008年度に3人を派遣、2009年度に4人の受入れを行った。

近年の複数国との特許審査ハイウェイの開始や特許庁間のネットワークの発達によって、他庁の審査結果を利用する機会や、我が国の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっており、それに伴い審査官同士の直接的な交流が可能である国際審査官協議の役割はますます高まっている。2009年度には、我が国が特許審査ハイウェイを締結している英国、カナダ及びロシアの各特許庁にも審査官を派遣し（各2名）、サーチ・審査環境や制度の調査を行った。

また、2004年度には、日米欧の審査官が一堂に会し、サーチツールやサーチ戦略に関する検討やワークシェアリング推進のための意見交換を行うことを目的とした三極審査官会合が開始された。2009年3月の三極戦略作業部会では、三極審査官会合をワークシェアリ

ング推進のためのサポートツールとしても利用することが合意された。2009 年度までに、延べ 28 人の審査官を派遣し、24 人の審査官の受入れを行っている。

2005 年度からは、日米欧の内部分類調和に目的を特化した審査官分類協議が開始された。相互に審査官を派遣することで、例えば仮分類表案に基づく分類付与を試験的に行いその有用性確認や修正をするなど、対面式で議論を集中的に行った。その結果、電子フォーラム上の議論と比して、多くの分類調和プロジェクトの進展が加速された。2009 年度までに、延べ 76 人の審査官の派遣又は受入れを行っている。

【審査官協議の派遣・受入れ実績】

(1) 派遣

派遣先		年度										計
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
欧州(二庁間)		30	32	27	32	33	16	17	17	16	8	228
三極会合	欧州	—	—	—	—	4	—	4	—	4	—	12
	米国	—	—	—	—	4	—	4	4	—	4	16
ドイツ		1	1	1	2	3	4	4	4	—	4	24
韓国		1	1	1	—	4	2	2	2	6	2	21
英国		1	—	1	2	—	—	2	—	—	2	8
スウェーデン		2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
中国		—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
カナダ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
ロシア		—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
計		35	34	30	37	48	22	33	27	29	24	319

(2) 受入れ

派遣元		年度										計
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
欧州(二庁間)		11	31	30	29	19	15	15	15	14	—	179
三極会合	欧州	—	—	—	—	—	4	—	4	4	—	12
	米国	—	—	—	—	—	4	—	4	4	—	12
ドイツ		1	1	1	1	2	3	4	4	—	4	21
韓国		2	—	1	4	—	2	2	2	2	3	18
英国		2	—	—	1	—	2	—	—	—	—	5
スウェーデン		—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2
オーストラリア		—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
デンマーク		—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
中国		—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
計		16	32	32	35	23	31	21	31	24	11	256

(資料) 特許庁作成

【審査官分類協議の派遣・受入れ実績】

(1) 派遣

派遣先 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
欧州	—	—	—	—	—	19	7	7	7	3	43
米国	—	—	—	—	—	8	7	—	7	—	22
計	—	—	—	—	—	27	14	7	14	3	65

(2) 受入れ

派遣元 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
欧州	—	—	—	—	—	—	6	—	—	2	8
米国	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3
計	—	—	—	—	—	—	9	—	—	2	11

(資料) 特許庁作成

2. 特許審査における国際的なワークシェアリング

経済のグローバル化を背景とする世界的な特許出願の増加に伴い、同一の発明が複数の特許庁に出願されるいわゆる重複出願も増加しており、各国特許庁の審査負担が増加している。このような状況の中、2000年代に入ると、それまでの制度調和・運用調和の動きに加え、一つの発明が効率的かつ的確に審査され、出願人にとってみれば、その一つの発明を効率的にグローバルな知的財産として保護できる、より実質的な国際協力の枠組みを構築することを目指し、各国特許庁間での特許審査のワークシェアリングを推進する動きが活発化してきた。

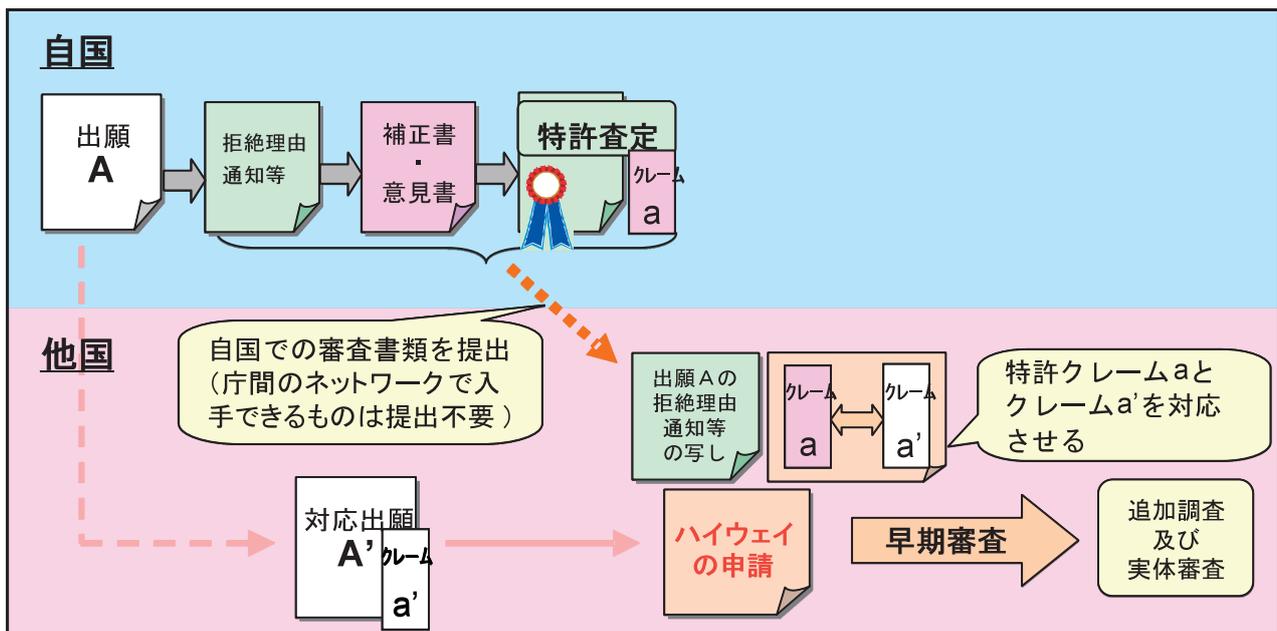
審査におけるワークシェアリングの原則は、最初に出願された庁（第1庁）が、先にサーチ・審査結果を提示し、他庁がその結果を利用するというものであり、ワークシェアリングの類型として、①先行技術のサーチ結果を利用するもの、②特許性判断のロジックまでを利用するもの、③最終判断まですべてを利用するもの、など様々なものがある。未だ国際的には、制度や審査実務の調和が必ずしも十分ではなく、審査判断等を含めた審査の質や審査着手時期などが不均一であるため、他庁の結果の利用にも限界があるが、上記①-③のどのレベルにおいても、第1庁の審査結果の妥当性を検討することにより、妥当である部分については重複作業を排除し、妥当でない部分については第2庁が補完的にサーチ・審査を行うことにより、審査結果をより適切なものへとすることが可能であるので、安定した権利設定、審査の効率化を図るために有効である。

こうした点を踏まえ、日本国特許庁は、各国特許庁と協力しつつ、ワークシェアリングを推進するために、上記③のレベルの特許審査ハイウェイ、②のレベルのJP-FIRST及び新ルート、①のレベルのトライウェイの取組を行ってきた。とりわけ、審査の質の調和及びワークシェアリングの効率化の観点から、最終判断までを利用する特許審査ハイウェイが有用であることから、日本国特許庁が積極的に推進し、ここ数年で全世界的な取組となってきた。

(1) 特許審査ハイウェイ (PPH)

PPH は、自国で特許になった場合に、出願人の選択に応じて、外国特許庁に自国特許庁の審査経過書類等を提出することにより、外国において簡易な手続で早期審査を受けることができるようにする仕組みである。PPH は、2009 年に開催された G8 ラクイラ・サミットの首脳宣言の中でも言及されるなど、世界中に認知されるようになってきている。本項では、PPH がどのような経緯を経て提案され、そして、現在に至るまでにどのように発展してきたかを振り返る。

【PPH の概要】



(資料) 特許庁作成

出願増により各国特許庁では審査順番待ち期間が長期化し、重複出願をいかに効率的に審査するかが各庁共通の課題となっていた。PPH が提案されるまでも、日本国特許庁は、他国の特許庁と協力し、審査負担軽減のため、他庁の行った先行技術調査・審査の結果を利用する特許審査協力の取組を推進してきた。代表的な取組としては、「三極共同サーチ・プロジェクト」及び「相互利用プロジェクト」がある。

①三極共同サーチ・プロジェクト

1998 年から 1999 年にかけて、日米欧三極特許庁の審査官が同時にサーチを行い、その結果を比較する「三極共同サーチ・プロジェクト」が行われ、先行技術調査実務・審査実務の異同の検討が行われた。

②相互利用プロジェクト

日本国特許庁と米国特許商標庁は、サーチ・審査結果を相互利用することが、増大する審査負担に対処するための有効な施策であるとの共通認識に至り、2002 年 6 月には、共同

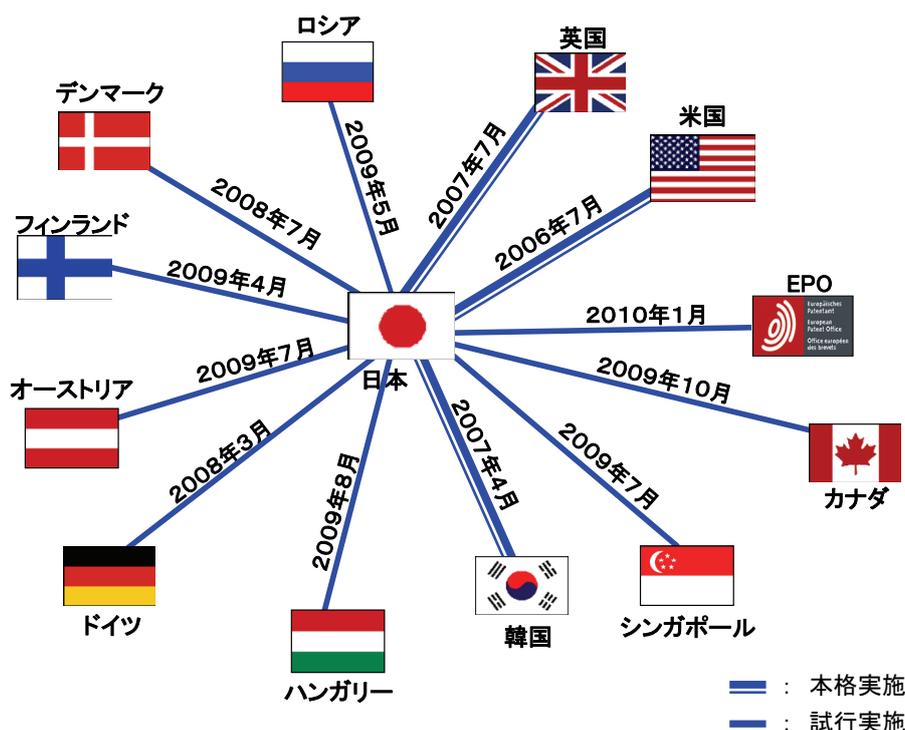
プロジェクトを立ち上げることに基本合意し、2003年1月より、サーチ・審査結果の利用性の評価が行われた。その後、本プロジェクトは、欧州特許庁も含めた日米欧三極特許庁のプロジェクトである「相互利用プロジェクト」に拡大した。これらのプロジェクトの結果、複数の国へ同一の出願がなされている場合、最初に出願された国の特許庁（第1庁）がその後に出願される国の特許庁（第2庁）の対応出願の審査より前に先行技術調査を行った場合には、第1庁の先行技術調査結果の利用により第2庁の審査負担の軽減と質の向上の効果があることが確認された。

この検討結果を受けて、三極特許庁は、各庁の審査経過書類を相互に照会できるようにするために、ドシエ・アクセス・システムを構築し、2004年10月までにそれぞれ稼働を開始した。

こうした取組を経て、第2庁における更なる審査負担の軽減のために、出願人に、第2庁の出願の請求項を、第1庁で特許可能と判断された請求項に対応させることを課す一方で、第2庁において早期審査を受けられるインセンティブを与えるという施策としてPPHが提案された。PPHにより、特許審査の国際的なワークシェアリングが推進され、出願人は海外で早期に安定した権利を取得することが可能となる。

2006年7月より、日米間で試行プログラムが開始されて以来、PPH締結国は着実に増加しており、2010年4月末時点では、日米間、日韓間、日英間、日独間、日デンマーク間、日フィンランド間、日露間、日オーストリア間、日シンガポール間、日ハンガリー間、日カナダ間、日欧間で、本格実施若しくは試行されている。

【日本と他国間の特許審査ハイウェイのネットワーク】



(資料) 特許庁作成

日本との間で本格実施をしている PPH の利用件数は、2010 年 1 月末時点で、日本から米国への申請が 1920 件、米国から日本への申請が 738 件、日本から韓国への申請が 348 件、韓国から日本への申請が 86 件であり、その他の PPH の利用も着実に増加している。

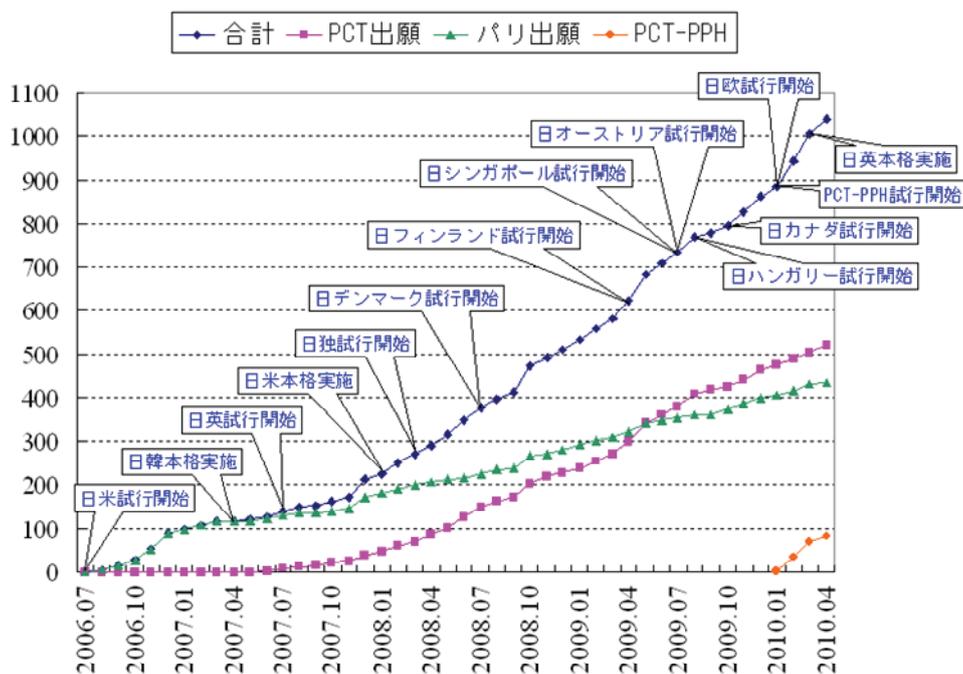
【PPH の申請件数（2010 年 1 月末時点）】

*1: 2010年3月末時点 *2: 2010年3月1日時点

		第2庁													
第1庁		日本	米国	韓国 (*1)	英国	独国	カナダ	オーストラリア	デンマーク	EPO (*2)	シンガポール	フィンランド	ロシア	オーストリア	ハンガリー
		日本		1920	371	16	220	0	-	1	1	0	0	8	0
	米国	738		173	16	1	837	40	0	18	1	0	-	-	-
	韓国	86	397		0	-	0	-	0	-	-		0	-	-
	英国	12	79	0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独国	45	15	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	カナダ	0	28	0	-	-		-	0	-	-	-	-	-	-
	オーストラリア	-	32	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	デンマーク	1	15	0	-	-	0		-	-	-	-	-	-	-
	EPO	0	30	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
	シンガポール	0	1	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
	フィンランド	3	3	0	-	-	-	-	-	-		-	-	-	0
	ロシア	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
	オーストリア	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	0
	ハンガリー	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0

(資料) 特許庁作成

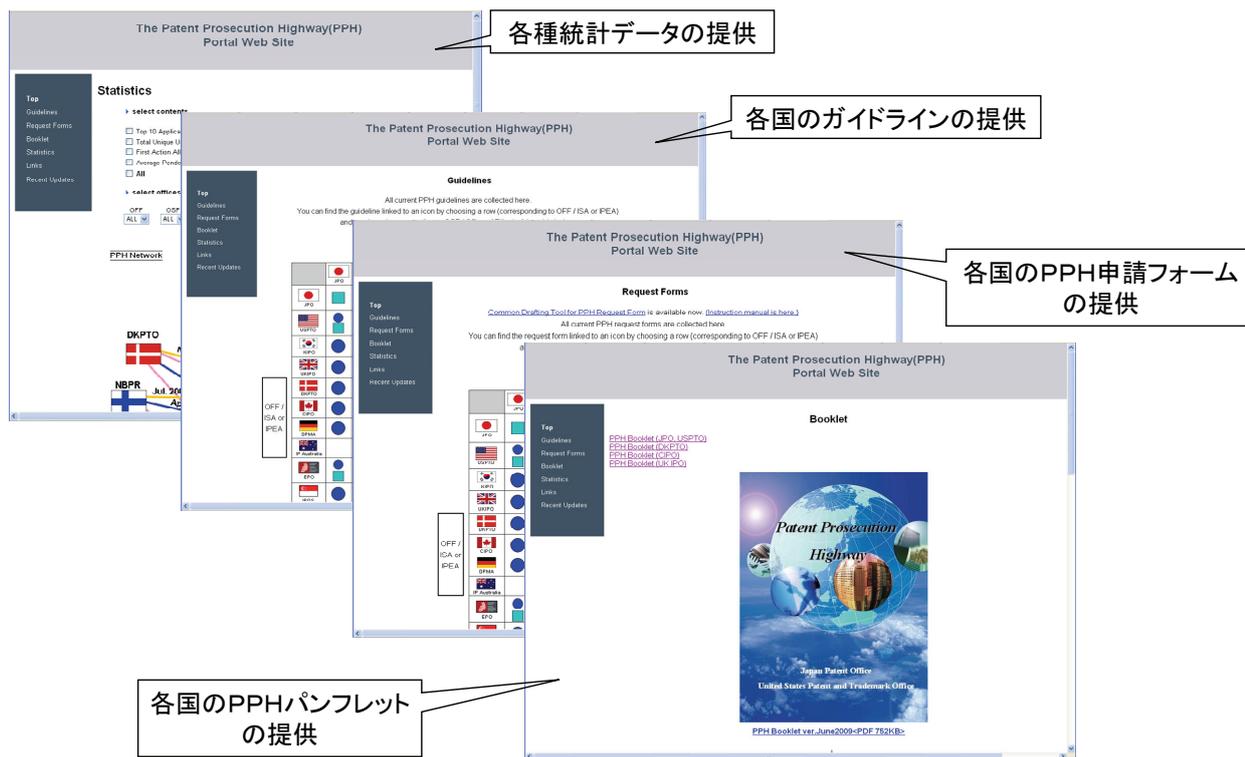
【日本国特許庁への申請件数（2010 年 4 月時点）】



(資料) 特許庁作成

このように、PPH が多くの出願人に利用され、また、PPH 締結国が増加していくにつれ、各庁間における PPH の申請要件や手続の標準化に対する要望といった、既存の PPH プログラムの更なる充実化に対する要望が出願人側から数多く挙げられるようになった。このような要望を受けて、2009 年 2 月には、PPH における申請要件及び手続の各国間での共通化を図るべく、第 1 回多国間 PPH 長官会合及び実務者会合が開催された。2009 年 5 月に開催された第 2 回多国間 PPH 実務者会合では、PPH における申請様式の共通化を目指すことや、第 2 庁に提出する書類の機械翻訳の利用等、一部の PPH の申請要件の標準化について基本的な合意がなされた。そして、2009 年 9 月に開催された第 2 回多国間 PPH 長官会合では、PPH 申請様式の共通化に向けた事項として、各庁における既存の PPH 申請書を共通のインターフェースで作成できる申請書作成ツールを日本国特許庁が作成して提供すること、PPH 関連情報をワンストップで取得することができるポータルサイトを作成すること、第 1 庁のオフィスアクションの翻訳文については、原則的に機械翻訳を容認すること、について合意された。このように、PPH 締結国の拡大と共に、出願人の作業負担の軽減や、PPH に対する公衆啓発等を目的とした既存の PPH プログラムの充実化も着実に進められている。

【PPH ポータルサイト¹】



(資料) 特許庁作成

既存の PPH の発展と共に、新たな形態の PPH についても検討が行われてきた。2009 年 11 月に開催された日米欧三極特許庁長官会合では、PCT に基づく国際出願について国際段階で特許性を有するとの見解が示された場合において、対応する国内出願について早期審査

¹ <http://www.jpo.go.jp/pph-portal/index.htm>

を受けることを可能とする PPH (PCT-PPH) の試行プログラムの日米欧三極特許庁間での開始が合意され、2010 年 1 月 29 日から開始された。

(2) JP-FIRST

日本国特許庁の一次審査結果を早期発信し、各国特許庁において我が国の一次審査結果の利用を促進するために、2008 年 4 月から優先権基礎出願の早期審査着手 (JP-FIRST: JP-Fast Information Release Strategy) を実施している。

JP-FIRST とは、パリ優先権主張¹の基礎となる特許出願のうち、出願日から 2 年以内に審査請求されたものを、ほかの出願に優先して審査着手 (ただし、PCT 出願の基礎となった出願は対象外) する取組であり、審査着手は、審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から、原則 6 か月以内に行い、出願から 30 か月を超えないようにするものである。

(3) 新ルート

パリルートの出願について、第 1 庁に出願することによって同日に第 2 庁に出願したものとみなし、第 1 庁でのサーチ・審査結果を第 2 庁に一定期間内に発信するとともに、出願人に第 2 庁への移行の有無を判断するための十分な時間的猶予を与える新たな枠組みである。2008 年 1 月より日米間で模擬的試行を開始し、2009 年 1 月まで試行申請を受け付けた。その結果、日本国特許庁が受け付けた参加申請件数は 25 件であり、そのうち、参加が認められたものは 24 件であった。

(4) トライウェイ

トライウェイとは、第 1 庁のサーチ結果を、第 2 庁、第 3 庁が利用して速やかにサーチ・審査を行うものである。対象となるのは、米国特許商標庁を第 1 庁出願とし、後にパリルートで欧州特許庁及び日本国特許庁に出願される若しくは出願された案件であって、各庁の特許請求の範囲の記載が十分に対応しており、出願人が本試行への参加を希望した案件である。日米欧三極特許庁間で 2008 年 7 月 28 日から 1 年間試行を行った。その結果、参加申請件数は 17 件であり、そのうち、参加が認められたものは 16 件であった。

¹ パリ条約の同盟国である国 (第 1 国) において出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容についてほかのパリ条約の同盟国 (第 2 国) に出願する場合に、第 1 国への最初の出願の日から第 2 国への出願の日までの期間が 12 か月以内である場合に限り、新規性、進歩性等の判断に関し、第 2 国への出願について第 1 国への出願の日においてしたものと同様の取扱いを受ける権利を主張すること。

3. 長官級会合

<日米欧三極特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
13	1995年 10月	アメリカ (ワシントン)	特許公報の書誌事項、発明の英文による要約及び代表図面を1ページにまとめたファーストページデータベースの構築、特許情報検索システムの相互提供等、特許情報分野の協力において進展。
14	1996年 11月	オランダ (ハーグ)	これまでの三極協力における成果を高く評価するとともに、国際的経済活動、先端技術を中心とする国際的研究開発活動に対処するため、特許庁の相互承認を将来的に目指すべきだとの提案がなされ、この目標に向けて課題を検討していくことに合意。
15	1997年 11月	日本 (京都)	三極特許庁は、産業及び貿易のグローバル化に伴い、世界特許のシステムの必要性を認識し、「京都行動計画」の実施に合意。
16	1998年 11月	アメリカ (マイアミ)	三庁は、「サーチ結果交換」や「サーチ及び審査の相互理解」、「マネジメント情報交換」など9つの点に合意。
17	1999年 11月	ドイツ (ベルリン)	「新技術分野でのサーチ及び審査についての協力推進」や「特許の国際的な電子出願」などの分野において合意。
18	2000年 11月	日本 (淡路島)	「PCTの改善に関するワーキング・グループの設置」、「データベースに関する情報交換」、「先端技術」に関する確認・合意。
19	2001年 11月	アメリカ (サンフランシスコ)	「2つのワーキング・グループの設置」によりワークロード問題に対処する方針を固めるとともに、「リーチ・スルー」クレームの特許性に関する比較研究報告書を採用。
20	2002年 11月	オーストリア (ウィーン)	三庁が共通に抱える問題について報告や将来戦略の確認。また、2002年5月の三極専門家会合で作成された案に基づいたプロジェクト新規枠組みについて検討し、当該枠組みを採用。
21	2003年 11月	日本 (東京)	経済のグローバル化に対応した特許制度の在り方について議論がなされ、「特許爆発」ともいえる世界的な特許出願の急増を受けて、世界の特許出願の約8割が集中する三極特許庁が協力して審査を行う体制へ移行するよう合意。
22	2004年 11月	アメリカ (ワシントン)	サーチ・審査結果の相互利用の推進、ドシエ・アクセス・システムの開発とその最大有効活用に向け検討。また制度調和に関して議論。
23	2005年 11月	ドイツ (ミュンヘン)	三極特許庁は、サーチ及び審査結果の相互利用はワークロード及び庁間の作業の重複を低減する重要な要素であることを確認した。また、ユーザー三極の提案を考慮し、特許出願の形式面での標準化のための作業部会を創設。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
24	2006年 11月	日本 (東京)	ワークシェアリングの発展や三極審査官会合、特許審査ハイウェイの実施など、広範な分野において合意。
25	2007年 11月	アメリカ (ワシントン)	「特許審査における協力と調和の強化」、「国際的なワークシェアリングに向けた協力の強化」、「三極共通の特許出願様式の導入」、「ITインフラの協力強化」について合意。
26	2008年 11月	オランダ (ハーグ)	経済のグローバル化を背景とした世界的な特許出願の急増と、三極特許庁への出願の集中に対応するため、特許審査ハイウェイの三極特許庁間での早期実現を目指すなど、審査の迅速化と質の向上を図る取組を加速化することに合意。
27	2009年 11月	日本 (京都)	PPH等について精力的に議論を行い、三極特許庁間の審査のワークシェアリングの取組を強化。

<五大特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	2007年 5月	米国 (ハワイ)	大規模特許庁が直面する共通の課題や解決方法について、各庁長官間で自由な意見交換に基づく政策対話を行った結果、五庁が世界で果たすべき役割の重要性について意見が一致。具体的には、テーマごとに各庁の提案や取組状況についての更なる情報共有を、合意されたスケジュールに沿って実施することで合意。
2	2008年 10月	韓国 (済州島)	五庁における特許出願の増加と審査順番待ち期間の長期化によって、イノベーションが阻害されることを懸念し、五庁間の重複作業を可能な限り少なくすることが重要であるとの認識を共有。五庁がワークシェアリングに向けた取組を協調して進めていくことで合意。具体的な取組として、各庁は、ワークシェアリングを推進するプラットフォームとして、10の基礎プロジェクトを進めることに合意。
3	2010年 4月	中国 (桂林)	3つの作業部会において10の基礎プロジェクトに関して決定された事項を評価・承認。各プロジェクトの進展と更なるワークシェアリングの促進に向けた今後の取組のほか、我が国が提唱する出願書類等のXMLデータの記述様式の国際標準化の重要性、今後の五庁協力の短期・中期・長期目標の設定などについて議論し、五庁協力を更に強化していくことで合意。

<日中特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	1994年 3月	日本 (東京)	中国からのPCT調査団の受入れ、我が国における審査実務を紹介するための専門家派遣、日中特許庁長官会合の定期開催等について合意。
2	1995年 3月	中国 (北京)	中国の産業財産権制度の更なる改善及び運用の透明化、不正商品の取締りについて要望。エンフォースメントにおける研修等、中国の人材育成協力を合意。
3	1996年 5月	日本 (東京)	機械化、人材育成に関する意見交換。我が国出願人とのユーザーズ会合の継続開催を要請。
4	1997年 5月	中国 (北京)	人材交流の拡充について合意。中国専利法改正、Fタームデータの提供、エンフォースメントについて意見交換。
5	1998年 6月	日本 (東京)	専利法改正に関する意見交換。我が国より国際審判官会議への出席を要請。中国からの短期・長期研修生の受入れ、電子出願調査団、審判制度調査団の受入れに合意。
6	1999年 5月	中国 (北京)	中国の無審査実用新案制度の改善を要望。模倣品対策の情報交換のための窓口の設置に合意。中国の機械化の協力、研修生の受入れ等について検討。
7	2000年 10月	日本 (東京)	特許・実用新案・意匠の公報全文イメージデータを交換することを検討。人材育成における協力の継続を確認。模倣品対策強化のための具体的な情報交換を行うことに合意。
8	2001年 10月	中国 (北京)	模倣品対策の強化、審査基準・審査実務に係る情報交換等の両庁間協力を検討。中国が無効審判事件の審理迅速化への取組を強化することを確認。中国の制度・運用に対する改善を要請。
9	2002年 11月	韓国 (ソウル)	人材育成、特許情報のデータ交換、法改正に関する情報交換等のこれまでの協力関係の継続に合意。中国における特許審査の遅延問題についての対応、新規性判断基準における外国公用の導入を要請。
10	2003年 11月	中国 (北京)	我が国の専門家の派遣、審査部長級会合の開催、中国の研修生受入れ、審査官への最新技術研修等の協力を合意。中国の特許審査遅延問題解消、模倣品対策推進について要請。
11	2004年 11月	日本 (東京)	我が国より、特許における外国語（英語）書面出願制度、優先審査制度、新規性判断基準における外国公用の採用等を紹介。専門家派遣の継続、日中審判会合の開始に合意。模倣品対策について意見交換。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
12	2005年 11月	中国 (北京)	中国における知的財産制度及びその運用の改善のため、人材育成協力の強化、次回の日中審判会合のテーマを意匠分野とすることに合意。中国における特許出願の急増に対応するため、将来的なサーチ・審査結果の相互利用をも視野に入れ、ドシエ・アクセス・システムの連携等を含む機械化協力を検討。
13	2006年 11月	日本 (東京)	中国の知的財産戦略の策定や、専利法改正についての意見交換。我が国より日米欧での取組と同様に、他国のサーチ・審査結果を利用するワークシェアリングの導入を提案。日中審判会合（意匠）の継続に合意。意匠データベース及び意匠分類に関する協力を行うことに合意。
14	2007年 11月	中国 (北京)	専利法改正に関する意見交換。特許審査官の相互派遣（審査官協議）、両国の人材育成機関間の交流の開始に合意。日中両庁知的財産協力30周年の記念イベントの開催に合意。
15	2008年 12月	日本 (東京)	特許、実用新案、意匠の全文テキストデータの交換、機械化協力の継続、日中人材育成機関間の協力覚書（MOC）締結に向けた作業の開始に合意。
16	2009年 12月	中国 (西安)	日中特許庁間協力覚書（MOC）を締結し、これまで行ってきた知的財産法制度に関する協力や人材育成、知的財産の一層の保護に向けたあらゆる側面における情報・経験の交換等において、引き続き協力関係を強化していくことに合意。

<日韓特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
7	1995年 12月	日本 (東京)	韓国特許庁の機械化、人材交流、周知商標の保護に関する協力、APECアクションアジェンダの具体的実施などについて合意。
8	1996年 11月	韓国 (ソウル)	APECの知的所有権分野での活動、模倣品の取締り強化、国際フォーラムでの工業所有権協力議会の設置などについて確認・合意。
9	1997年 11月	日本 (東京)	韓国に対して包括委任状制度の採用、応答期間の延長手続の改善等について要請。韓国より両特許庁で意匠及び商標の専門家会合の開催を提案。
10	1999年 1月	韓国 (テジョン)	WTO、WIPO、APECでの知的財産に関する国際的論議における協調についての検討、模倣品対策への取組、機械化協力、人材交流などについて合意。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
11	1999年 11月	日本 (東京)	サーチ結果の相互承認等の審査に関する協力に関して意見交換。両庁間ネットワークの構築・優先権書類の電子的交換のための機械化専門家会合の開催、模倣品対策に関する協力について合意。
12	2000年 11月	韓国 (テジョン)	日中韓三極特許庁協力やPCT国際調査・国際予備審査に関する意見交換を行うとともに、日韓間の優先権書類の電子的交換、審査官交流や韓国特許庁審査官・審判官の派遣研修受入れ、意匠及び商標専門家会合の創設など人材交流に関する協力について合意。
13	2001年 9月	日本 (東京)	PCT改革関連事項に関する議論を行うとともに、審査実務及び人材育成等に関する協力、機械化や模倣品対策に関する協力について意見交換。
14	2002年 11月	韓国 (ソウル)	PCT改革や韓国のマドリッド協定議定書加盟などグローバルな問題に対する意見交換、特許審査官交流プログラムやPCT英語出願に対する国際調査・国際予備審査管轄相互指定などの審査協力の検討を進めることについて合意。発展途上国に対する機械化協力や模倣品対策に係る協力について意見交換。
15	2003年 12月	日本 (東京)	サーチ結果の相互利用に向けた審査経過情報の電子的な交換、韓国特許庁のマドリッド協定議定書加盟後の運用状況、WIPOファンドの運用状況、模倣品対策について意見交換。
16	2005年 1月	韓国 (テジョン)	各専門家会合の継続と共に、審査情報システム、研修等、業務管理などの協力を行うことで一致。日中韓特許庁間における日韓特許庁の連携強化を推進することを確認。PCT料金問題・WIPOファンドの運用状況・模倣品問題について意見交換。
17	2005年 11月	韓国 (テジョン)	日韓特許審査ハイウェイの実施について合意。中国に対して、制度・運用の改善と共に、サーチ・審査結果の相互利用の推進についても、日韓で協力して働きかけることで一致。WIPOファンドの運用状況及び模倣品対策に関して意見交換。
18	2006年 11月	日本 (東京)	2007年4月1日の日韓特許審査ハイウェイ開始に合意。特許分野の審査官会合の開催、特許制度の国際調和への協力を進めることで一致。
19	2007年 11月	韓国 (テジョン)	特許審査ハイウェイのネットワーク拡大、日中韓や多国間で協力を推進することに合意。機械化、知的財産権保護及びエンフォースメント分野の協力について意見交換。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
20	2008年 8月	日本 (東京)	特許、意匠、商標、機械化に関する専門家会合の継続的实施、多観点分類体系に関する情報交換、PLT 加入に関する相互協力、日韓人材育成機関間の交流、日韓大学知的財産管理専門家の交流について合意。
21	2009年 12月	韓国 (テジョン)	日韓人材育成機関間の協力覚書(MOC) 締結に向けた作業開始に合意。三極会合(特許、商標)に関する情報共有、日韓の地理的表示の目録の交換、両庁における PPH の在り方について意見交換。

<日中韓特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	2001年 9月	日本 (東京)	WTO や WIPO での協力、知的財産制度の調和、サーチ・審査関連情報の相互利用等、三庁の政策対話での認識を共有。知的財産分野のグローバルな問題に対する認識等について意見交換。
2	2002年 11月	韓国 (ソウル)	日中韓機械化専門家部会(JEGA) の創設、中小企業を対象とした知的財産の管理・活用のためのセミナーの開催に合意。三庁に共通する課題についての意見交換。
3	2003年 11月	中国 (北京)	ASEAN 向けの共同セミナーの開催等の協力、特許審査基準等の審査情報の交換、機械化専門家部会において合意した、三庁の情報交換用ウェブサイトの構築、機械翻訳辞書の構築等について承認。
4	2004年 11月	日本 (東京)	ASEAN との人材育成、情報分野での協力について各国の状況を紹介。ワークショップ、制度調和等の国際的な知的財産権問題への対策、今後の三庁協力の在り方に対する意見交換。
5	2005年 12月	韓国 (テジョン)	サーチ・審査結果の相互利用を推進するための三庁協力の「ロードマップ」を作成することに合意。知的財産権のエンフォースメントをテーマとするシンポジウムを開催することに三庁が合意。
6	2006年 12月	中国 (北京)	ユーザーへのサービスの充実のため、優先権書類の電子的交換の検討、統計データ交換の充実、中小企業支援シンポジウムの開催に合意。
7	2007年 12月	日本 (東京)	「日中韓協力ロードマップ」に三庁が同意し、それに沿った協力に向けて意見交換。三庁共催 SME セミナーの開催に合意。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
8	2009年 3月	韓国 (ソウル)	日中韓特許審査専門家部会（JEGPE）の創設、特許法及び審査基準の比較研究の開始に合意。日中韓三庁と五庁で関連する協力事項について連携を取りながら協力を進めることに合意。
9	2009年 12月	中国 (西安)	JEGPEにおいて、進歩性の比較研究を行うことに合意。日中韓人材育成機関長会合、日中韓意匠セミナーの開催に合意。特許審査ハイウェイを含むワークシェアリングについて意見交換。

<商標三極会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	2001年 5月	アメリカ (アーリントン)	日本のマドリッド議定書加入の経験と電子化の取組、USPTO及びOHIMの現状、日本の模倣品被害の現状及びエンフォースメントモンファイの取組に関する説明。
2	2002年 5月	スペイン (アリカンテ)	商品及びサービスの表示の標準化の可能性等に関する分類問題、インターネットに対応した商標制度の標準化についての検討。
3	2003年 5月	日本 (東京)	ニース国際分類の商品・役務名の表示に係る第35類の標準化の検討、米国のマドリッド協定議定書加入の準備状況の確認等。
4	2004年 5月	アメリカ (アレキサンドリア)	ニース分類の商品・役務名の表示に係る全類の標準化の検討。「商標三極ウェブサイト案」及び「商標三極ロゴマーク案」についての検討。
5	2006年 12月	スペイン (アリカンテ)	他国の知的財産権庁に対して、最近の三極商品役務表示分類プロジェクトを公開することに合意等。
6	2007年 10月	日本 (東京)	三極と中国商標局との協力の可能性を検討することを継続次回以降も、運用関連事項のセッションに中国商標局がゲストとして参加することを合意等。
7	2008年 12月	アメリカ (アレキサンドリア)	三極間での協力を更に他国にも拡大する方法について議論。商標に関するシンポジウムを中国で開催することについてJP0の具体的な案を確認等。
8	2009年 12月	スペイン (アリカンテ)	OHIM提案の革新プロジェクトなどについて更に検討を進めるとともに、USPTOより三極で共通した「ステータスコード」の導入の提案があり、今後検討していくことで合意等。

<日中商標長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	1996年 12月	中国 (北京)	両国の友好、協力の強化、発展は経済・貿易の発展に重要との見解で一致。商標事業の発展と繁栄を促進するため努力と貢献を行うことで合意。
2	1998年 4月	日本 (東京)	双方の過去1年の商標業務の報告、共通の関心事項、今後の協力等について議論。今後とも相互の商標関係の状況について情報交換を行うとともに、共通の関心事項について意見交換を行うことで合意。
3	1999年 5月	中国 (北京)	周知商標の認定方法や模倣品対策の進め方等について意見交換。また、商標を含む知的財産権の重要性について意見交換。
4	2001年 3月	日本 (東京)	双方の過去1年間の商標業務の報告、エンフォースメント問題等について議論。また、相互の人材交流が進んでいることを歓迎し、今後も継続していくことで合意。
5	2003年 11月	中国 (北京)	周知商標の保護状況・保護規定等に関する議論。日中間の人材交流の実績紹介と、中国から研修生受入れに対する今後の受入れについての要請。
6	2007年 10月	日本 (東京)	日中間で近年の商標制度・運用の改善状況等につき情報交換・意見交換。今後両国間で、審査・審判に係る業務効率化やIT化における協力、両国での商標制度・出願手続等についての資料を共同で作成し両国出願人の情報提供を行うこと等に合意。
7	2009年 1月	中国 (北京)	中国の商標法改正案や、両庁による協力事業についての確認・検討。日本の地名、地域ブランド、周知商標、普通名称が中国で第三者により商標登録・出願されている問題について議論。

第4節 発展途上国における知的財産制度の整備に向けた取組

1. 人材育成

特許庁での人材育成協力の歴史は、1979年に始まり、90年代中盤からは、TRIPS協定履行に向けたアジア太平洋地域諸国における制度整備支援に重点を置いて実施してきた。とりわけ、1995年のAPEC大阪会合において1000人研修構想を立ち上げ、アジア太平洋地域を始めとした発展途上国への支援を本格的に開始した。2000年代に入ると、TRIPS協定履行担保へ資するべく、更なる制度運用の向上へと力点を移し支援を行い、支援内容も当初の産業財産権制度に関する一般的事項から、情報技術分野、エンフォースメント、PCTにおける国際調査機関（ISA）等に新たに指定された特許庁の支援を目指した審査官向けの実践的な研修等、より分野別に特化した形へと変遷、拡充してきた。2008年には、これまでのアジア・太平洋地域を中心とした発展途上国への支援に加え、アフリカ及び後発開発途上国への自立的経済発展を促進するための人材育成協力を開始した。

特許庁は、こうした人材育成協力を推進するに当たり、独自スキーム以外にODAスキームも活用しながら、そのツールとして大きく①各国への専門家派遣による技術指導、②日本への招へい研修、③海外でのセミナー、ワークショップ等による現地での普及啓発活動を実施している。

(1) 専門家派遣

WIPO ジャパン・トラスト・ファンド¹等のODAスキームを活用して、我が国特許庁職員及び専門家を発展途上国へ派遣し、法制度運用・執行の改善、審査実務指導、情報システムの構築、研修制度の確立等について現地指導を行っている。

(2) 短期研修生の招へい

アジア太平洋地域を中心とした国々から、産業財産権に関わる政府関係者及び民間企業職員等を招へいし、1週間から3週間程度の短期研修を行っている。研修生から成る同窓会組織の運営にも力を入れており、我が国と発展途上国との人的なネットワークの構築にも大きく貢献している。

1996年4月から2010年3月までに、アジア太平洋地域を中心とした57か国1地域から官民合わせて3,253名の研修生を招へいした。

(3) 長期研究生の招へい

WIPO ジャパン・トラスト・ファンド事業の一環として、発展途上国において知的財産権の指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になる者を我が国に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。また、我が国特許庁独自の事業としても、6か月間の長期研究生の招へいを行っている。

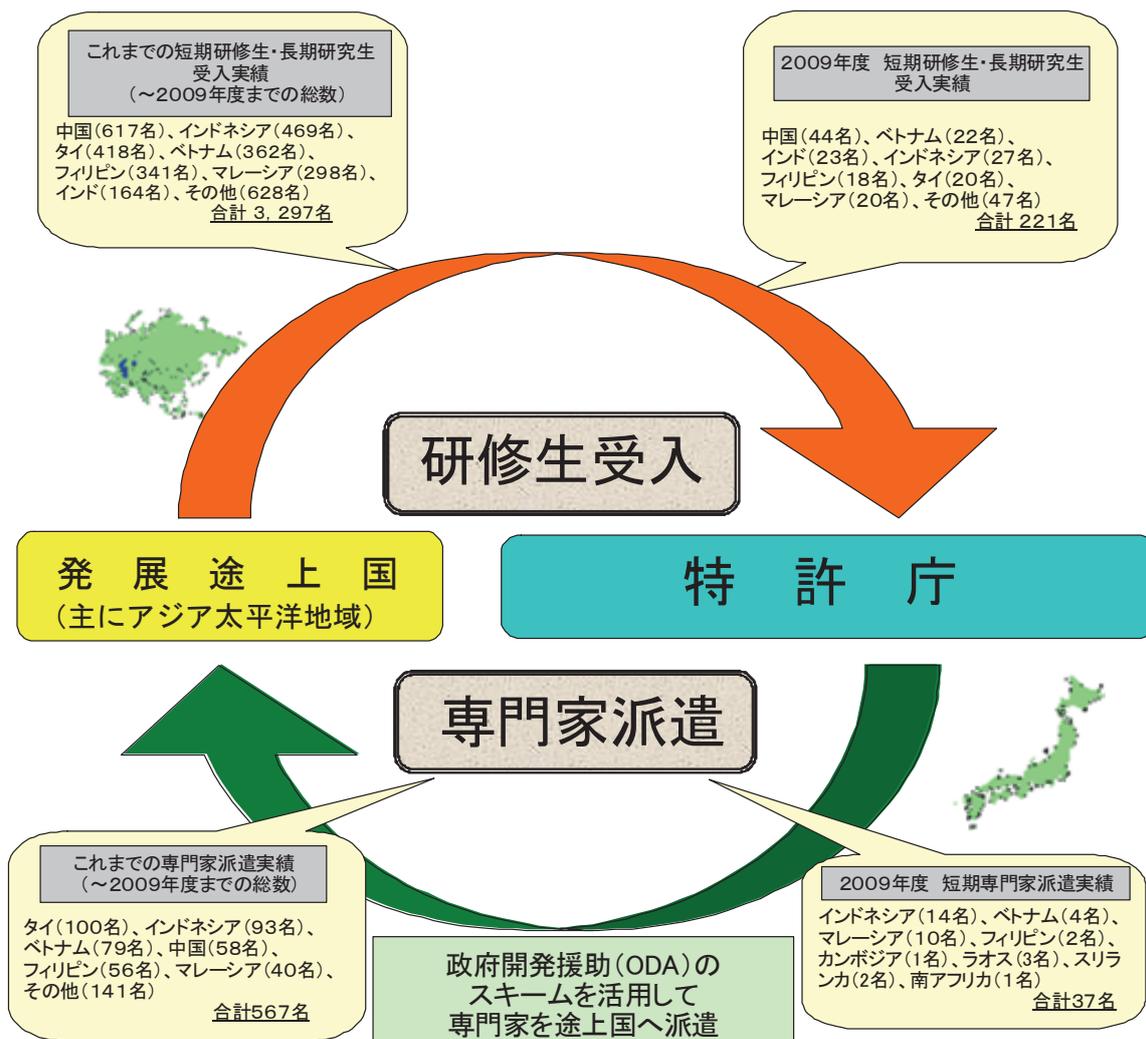
¹ 第2章第4節3.参照。

1997年4月から2010年3月までに、アジア太平洋地域を中心とした16か国から44名の研究生を招へいた。

(4) フォーラム、シンポジウム等の開催

特許庁はWIPO ジャパン・トラスト・ファンドを通じて、1987年度から毎年度、発展途上国において複数国を対象としたリージョナル（広域）形式又は1か国のみ対象のナショナル形式によるシンポジウム、フォーラム、セミナー等の開催を支援している。これまで、制度運営、エンフォースメント、情報化、産学官連携、中小企業支援、知的財産教育・人材育成など多岐にわたるテーマを扱うとともに、日本から各セミナー、ワークショップ等に専門家を派遣し、各国の産業財産権制度の向上と普及啓発の促進を図ってきた。また、数年間隔で各国のハイレベルの政策対話を目的としたシンポジウム、フォーラムを開催しており、2010年3月には約50か国から各国長官級の政策立案者を我が国に招へいし、「グローバル知的財産基盤に関するハイレベルフォーラム」を開催した。

【着実に伸びる人材育成協力】



(資料) 特許庁作成

2. 審査に関する支援

(1) 高度産業財産ネットワーク

高度産業財産ネットワーク（Advanced Industrial Property Network：AIPN）の前身であるアジア産業財産ネットワーク（Asian Industrial Property Network:AIPN）は、アジア地域の発展途上国産業財産権庁に対して我が国の審査経過等の情報を英語で提供するものであり、2003年に運用を開始した。

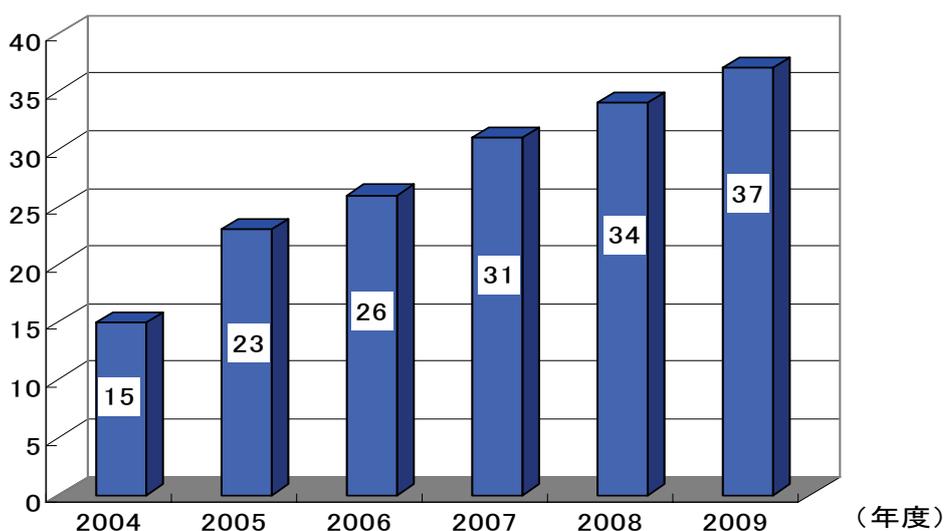
その後、2004年に、審査経過等だけではなく、拒絶理由通知書といった包袋書類を英語に機械翻訳して提供する等、機能の大幅な改善を行った。また、その機能改善に合わせ、アジア地域以外の産業財産権庁にも利用が拡大したことを踏まえて、名称を高度産業財産ネットワークと改めた。

出願人が我が国における特許出願を基に、海外産業財産権庁に対して特許出願を行った場合、我が国の特許出願の審査結果は、AIPNを通して、海外産業財産権庁の審査官に提供される。我が国の審査結果を海外産業財産権庁の審査官が有効に活用することにより、海外産業財産権庁における審査の質の向上が図られるとともに、重複する審査官のワークロードを軽減することができ、我が国の出願人にとっては、海外においても権利を迅速に取得することができる。

さらに、機械翻訳により、拒絶理由通知書等が英語で提供されるため、日本の出願人が海外産業財産権庁へPPHの申請を行う際、一部書類の提出を免除される場合があり、結果として我が国から海外に出願する際の手続上の負担軽減や権利取得の迅速化が図られている。

【AIPN を利用している産業財産権庁の推移】

（機関数）



（資料）特許庁作成

る。

一方、MSE 制度を有しない国については、出願人が我が国の審査結果を提出した場合、それが最大限当該国の審査に生かされる環境を作ることに注力している。

タイとの間では 2006 年 5 月、日タイ両特許庁長官間で書簡を交換し、タイ知的財産局において出願人が海外における対応特許出願の審査結果を提出することにより、当該出願人の特許出願が通常の出願に優先して審査されることを確認した。

このほか、迅速な権利化に向けた取組として、2006 年 7 月に発効した日マレーシア EPA、及び 2008 年 7 月に発効した日インドネシア EPA では、それぞれの国に我が国の審査結果の提出に伴う早期審査を実施することを規定した。

また APEC 協力イニシアチブにおいても、審査能力を十分に備える国・地域の審査結果を審査能力が十分でない他の国・地域が積極的に利用する構想を提案している。

3. WIPO における取組

(1) 政府任意拠出金

我が国政府は、発展途上国の産業財産権分野の開発協力のため、WIPO に対して日本国政府任意拠出金を支出している。当該拠出金は、WIPO の要請を受けて 1987 年度に予算化され、その後、TRIPS 協定の発効における国際協力の重要性の拡大と更なる国際貢献の観点から、拠出金を増額し、発展途上国への協力の一層の充実を図ってきた。さらに、2008 年度からは、当初のアジア・太平洋地域を中心とした協力に加え、アフリカ諸国へも支援対象を拡大した。

WIPO では、この拠出金を基に信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド（以下、「WIPO ジャパン・ファンド」）」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域の WIPO メンバー発展途上国を対象に、シンポジウム等の開催、研修生及び知的財産権研究生の受入れ、専門家派遣、各国特許庁の近代化などの各種プログラムが実施されている。2008 年度からのアフリカへの支援拡大に伴い、新たにアフリカ・後発開発途上国を対象とした開発協力として、アフリカ地域の教育機関における知的財産修士コースへの就学支援等を開始した。

(2) WIPO ジャパン・ファンドを活用した我が国の協力

特許庁は WIPO ジャパン・ファンドを活用し、特許庁職員又は日本の専門家を発展途上国へ派遣し、シンポジウムやセミナーにおいて日本の経験を伝えるとともに、発展途上国ニーズに沿った支援を行うために、専門的知見から助言及び指導等を行っている。また、発展途上国の知的財産に携わる人材の育成支援として、日本への研修生招へいプログラムを実施している¹。

¹ 第 2 章第 4 節 1. 参照。

①目的

- ・産業財産権制度の重要性に係る意識啓発の促進
- ・産業財産権制度・組織の整備に関する発展途上国支援
- ・産業財産権制度の行政及び活用に携わる人材の育成

②具体的協力内容

- ・経済、社会、文化の発展のための知的財産の役割に関する政策対話
- ・知的財産行政近代化のための各国特許庁支援
- ・知的財産権の効果的エンフォースメントの促進
- ・公衆に対する知的財産の普及啓発
- ・国際的な産業財産権制度の促進への支援
- ・発明・創造的活動の促進及び中小ベンチャー支援
- ・産学官連携の促進
- ・知的財産教育・研修及び研究
- ・人材育成、能力開発支援

③活動実績（1987-2009 年度）

- ・シンポジウム・セミナー等：開催地 22 か国延べ 87 回開催
- ・専門家派遣：16 か国延べ 179 名派遣
- ・機材供与：12 か国
- ・WIPO 出版物の翻訳等支援：10 か国
- ・短期研修生受入れ：37 か国 1,020 名
- ・長期研究生招へいプログラム：14 か国 28 名

4. アジア太平洋経済協力（APEC）における取組

(1) APEC とは

APEC とは、アジア太平洋地域の 21 の国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易投資の自由化及び円滑化並びに経済技術協力を目指す地域フォーラムである。米国、カナダ、オーストラリア等の先進国とアジア諸国を含む発展途上国が、共通の目標に向かい協力するという画期的なもので、我が国もそのメンバーである。

(2) APEC における知的財産権分野の共同行動

1995 年 11 月の APEC 大阪首脳会議において APEC 大阪行動指針が採択され、知的財産権が、貿易・投資の自由化・円滑化に関する 15 の優先分野の一つとして取り上げられた。これを踏まえ、我が国が知的財産権分野の専門家が集まる非公式会合の開催を呼びかけ、IPR ゲット・トゥゲザー（IPR Get-together）が開催された。1996 年 11 月の APEC マニラ首脳会合において承認された APEC マニラ行動計画には、知的財産権分野の共同行動として以下

の 7 項目が挙げられ、それぞれの段階的計画が示された。

- ・メンバー間の対話の深化
- ・メンバー内の知的財産権保護に関する調査
- ・知的財産権関連機関の連絡先リストの作成
- ・周知商標に関する情報交換
- ・行政手続の簡素化・標準化
- ・効果的な権利の執行のための検討
- ・TRIPS 協定実施と技術協力の推進

(3) APEC 知的財産権専門家会合

APEC 知的財産権専門家会合（IPEG 会合：Intellectual Property Rights Experts Group Meeting）は、各メンバーの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う場である。

本会合の前身である IPR Get-together は、当初、発展途上国からの反発を懸念し非公式会合として発足した。しかしその後、我が国が当時の APEC 議長国であるオーストラリアと協力し、TRIPS 協定の履行に向けて働きかけたことにより発展途上国から高い信頼を得た。その結果、1997 年 8 月の貿易投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）において、本組織を知的財産権専門家グループ（IPEG）へ改称し、CTI 下のサブグループとすること、及び IPEG 会合を知的財産権に関する APEC の活動を広く所管する会合として位置づけることが承認された。

我が国は、IPR Get-together の発足時から 3 期 6 年間にわたり議長を務め、IPEG 設立にも大きく寄与するなど、その活動をリードしてきた。その後、議長職は 2002 年 3 月の第 14 回 IPEG 会合において台湾に引き継がれ、さらに、2004 年 4 月の第 18 回会合から韓国、2006 年 3 月の第 22 回会合からシンガポール、2008 年 2 月の第 26 回会合から香港が議長を務め、2010 年 3 月の第 30 回会合からはメキシコが議長を務めている。

(4) 知的財産権分野における共同行動計画の改訂

IPEG は、IPR Get-together として発足した 1996 年以来、TRIPS 協定の履行を主目標として活動してきた。そして、2000 年 1 月 1 日に発展途上国の履行期限を過ぎたことにかんがみ、2000 年 3 月に札幌で開催された第 10 回 IPEG 会合では、APEC 地域内の TRIPS 協定完全履行を達成すること、及びすべての APEC メンバーが TRIPS 協定を遵守することを盛り込んだ共同声明案が合意採択された。この声明案は一部修正されて、2000 年 5 月の CTI で採択されたのち、2000 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合で、共同声明として正式に採択された。

TRIPS 協定の履行に一応の成果を得て、今後のポスト TRIPS 環境での活動を方向付けるために、IPEG は、知的財産権政策の対話の深化、国際的に調和された知的財産制度の確立等の議論を促進させるための新たな共同行動計画を策定した。この新共同行動計画は、2001 年 2 月の CTI にて承認され、以下の 9 項目の新共同行動計画に基づく IPEG の活動が、2001

年3月の第12回 IPEG 会合より開始された。

- ・知的財産政策に関する対話の深化
- ・簡易・迅速な権利取得へのサポート
- ・知的財産権に関連する手続の電子処理化
- ・新分野における知的財産権の適切な保護
- ・知的財産制度運用の改善のための協力
- ・知的財産権の権利行使のための効果的な制度の確立
- ・APEC 各エコノミーにおける知的財産の資産としての管理の促進
- ・公衆の意識高揚
- ・知的財産権保護の確保を通じた技術移転の円滑化

共同行動計画の改訂に併せて、APEC 大阪行動指針の「目的」及び「ガイドライン」の改訂についても IPEG にて合意した。この「新目的」及び「新ガイドライン」は、一部修正の上、2001年5月のCTIにおける同指針見直し作業の中で承認された。

【過去の開催実績（第1-5回：IPR Get-together、第6-30回：IPEG 会合）】

回数	開催時期	開催場所	内容
1	1996年 4月	シンガポール (シンガポール)	共同行動の解説文書である「イニシャルソート」と各メンバーの実施計画の報告書である「マトリックスレポート」のフォーマットを議論し、ほぼ原案どおり合意した。
2	1996年 5月	フィリピン (セブ)	当面のスケジュールと各項目の取りまとめエコノミーについてまとめた共同行動の実施のためのワークプランについて、議長提案を一部修正の上、採択した。
3	1996年 8月	日本 (東京)	「大阪行動指針」の具体的実施のための「共同行動プログラム」について合意した。また、同プログラム中で、短期中期長期の全体計画に加えて、97年末までの具体的な作業計画と取りまとめエコノミーについても合意した。
4	1997年 2月	タイ (プーケット)	各共同行動に関して、周知商標やエンフォースメント制度の調査実施などの具体的行動について合意した。
5	1997年 7月	台湾	各共同行動に関して、調査結果のホームページへの掲載や IP 情報モールの設置などについて合意した。また、本会合の名称及び位置付けについて、名称を Intellectual Property Rights Experts Group Meeting (IPEG 会合) とすること及び CTI の下のサブグループとし、知的財産権に関する APEC 活動を広く所管することに合意した。
6	1998年 3月	オーストラリア (キャンベラ)	各共同行動に関して、周知商標の保護に関する質問票への回答、知的財産権行政システムに関する情報交換結果の APEC ホームページへの掲載などについて合意した。

回数	開催時期	開催場所	内容
7	1998年 8月	シンガポール (シンガポール)	各共同行動に関して、商標電子出願システムの検討や、電子商取引に関する知的財産権関連事項についての情報交換などについて合意した。
8	1999年 2月	日本 (福岡)	各共同行動に関して、周知商標あるいは周知商標に類似の商標を取り消す手段に関する調査実施、チェックリストを用いてのTRIPS協定履行状況調査の実施などについて合意した。
9	1999年 7月	メキシコ (グアダハラ)	各共同行動に関して、TRIPS履行状況に進展があったメンバーを対象にチェックリストによる調査を実施し、2000年にTRIPS履行宣言を行うことに合意した。
10	2000年 3月	日本 (札幌)	各共同行動に関して、「TRIPS協定履行共同宣言案」を合意採択した。さらに、民間セクターからの提案をきっかけとし、商標保護の共同勧告を採択した。また今後の新しい共同行動計画について、政策対話の深化と継続的な技術協力を活動の二つの柱としていくこと等について合意した。
11	2000年 7月	韓国 (済州島)	本会合とは別に、民間セクターの出席を得て「IPR エンフォースメントに関する会合」を初めて開催した。本会合では、新共同行動計画を概括合意した。新しい共同行動計画策定は、APECのサブフォーラムの中で先陣を切るものである。
12	2001年 3月	オーストラリア (シドニー)	本会合から、新共同行動計画に基づく活動を開始した。従来の共同行動計画に加え、知的財産関連制度への参加支援、知的財産制度の国際調和、知的財産資産管理の促進、技術移転等の議論を開始した。
13	2001年 7月	台湾	各新共同行動に関して、地理的表示の保護に関する調査、サーチ・審査協力の実施におけるインターネットの利用についての意見交換の実施、展示会での模倣品展示防止のためのAPEC統一ガイドライン作成につき議論を行うなどについて合意した。
14	2002年 3月	香港	IPEG議長として、これまで3期6年連続して務めてきた我が国に代わり台湾が任命された。また、我が国より、エンフォースメント・ベストプラクティスの修正版を紹介し、APEC IPR サービスセンターネットワークの構築を提案した。
15	2002年 7月	米国 (ロサンゼルス)	我が国より、IPR サービスセンターの設立、エンフォースメント・ガイドラインについて再修正提案を行い、いずれも継続協議となった。

回数	開催時期	開催場所	内容
16	2003年 3月	ニュージーランド (クライストチャーチ)	IPR サービスセンターについて、設置を全エコノミーに必ず設置するか、自主的なものとするかが焦点となり、両論併記の形でCTIに提出した。また、我が国よりAPECにおける知的財産権保護に関する包括的戦略を提案し、CTI、SOM 会合等において更なる議論を行うこととなった。
17	2003年 7月	カナダ (バンクーバー)	我が国より、「アジア産業財産ネットワーク (AIPN)」の紹介を行い、他のエコノミーからもワークロード問題に対処する必要性につき改めて確認がなされた。
18	2004年 4月	中国 (北京)	IPEG 議長として、台湾に代わり韓国が任命された。日本、台湾、香港、シンガポールより、知的財産の重要性に関する公衆への啓発活動についての報告がなされた。
19	2004年 8-9月	タイ (プーケット)	我が国よりAIPNの高度化に関する紹介を行った。また、知的財産保護強化に向けた努力を説明するIPRポリシー・プロセス・マッピングについて、各エコノミーからの追加的な情報提供を要求した。
20	2005年 2月	韓国 (ソウル)	我が国より、昨年の閣僚会合で合意したIPR政策進捗マッピングと包括戦略のフォローアップについて報告した。
21	2005年 8月	フィリピン (マニラ)	我が国より、日・米・韓の共同提案であるAPEC模倣品・海賊版対策イニシアチブの概要について説明し、同イニシアチブに基づき作成中であるモデルガイドラインについて議論した。
22	2006年 2月	ベトナム (ハノイ)	IPEG 議長として、韓国に代わりシンガポールが任命された。我が国から特許審査ハイウェイ構想について紹介したところ、議長から強い関心が示された。
23	2006年 8月	メキシコ (グアダハラ)	APEC 模倣品・海賊版対策イニシアチブとモデルガイドラインについて重点的に議論を実施した。
24	2007年 1月	オーストラリア (キャンベラ)	我が国より特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブを提案した。APEC 閣僚・首脳会合の成果とすることを目指し支持を求めたところ、韓国及び米国が共同提案国となることを表明した。
25	2007年 6月	台湾	特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブは、共同提案国である韓国、シンガポール、米国のほか、メキシコ、台湾、カナダ、ベトナム、ペルーが支持を表明し、CTIへ報告された。

回数	開催時期	開催場所	内容
26	2008年 2月	ペルー (リマ)	IPEG議長として、シンガポールに代わり香港が任命された。 2007年9月に承認された特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブについて、他庁の審査結果の利用に関する調査を提案し、承認を得た。
27	2008年 8月	ペルー (リマ)	特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブに関する審査協力の実務に関する調査について、調査票が承認され、調査開始が決定した。
28	2009年 2月	シンガポール (シンガポール)	特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブの一環として行った他庁特許審査結果の活用方法に関する調査の調査結果を発表した。また、我が国より、グローバル知的財産基盤制度の構築に向けた知的財産人材育成機関間協働に関する予備的な提案を実施した。
29	2009年 7月	シンガポール (シンガポール)	特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブの一環として行った他庁特許審査結果の活用方法に関する調査の調査結果を発表した。また、我が国より、グローバル知的財産基盤制度の構築に向けた知的財産人材育成機関間協働に関する予備的な提案を実施した。
30	2010年 3月	日本 (広島)	IPEG議長として、香港に代わりメキシコが任命された。我が国より提案したグローバル知的財産基盤制度の構築に向けた知的財産人材育成機関間の協働「iPACイニシアチブ」について合意した。また、APEC協カイニシアチブに基づいた、他庁審査結果活用に係る申請様式を単一のウェブサイトに掲載する提案についても合意した。

第5節 新たに生じた国際的な議論の動向

1. 発展途上国の経済発展と知的財産

(1) 国連ミレニアム・サミット

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、国連ミレニアム宣言が採択された。本宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。2001年には、この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）がまとめられ、2015年までに国際社会が達成すべき8つの課題と、18のターゲット、48の指標が掲げられた。

(2) WTO ドーハラウンド（ドーハ開発アジェンダ）

① ドーハラウンドの立ち上げ

1995年1月にウルグアイ・ラウンドの結果として世界貿易機関（WTO）が設立され、貿易の文脈で知的財産の国際約束としてTRIPS協定が盛り込まれた。その後、グローバル化が進む中、世界経済の状況は大きく変わり始め、従来のモノだけでなく、サービスや知的財産に関する新しい経済ルールの策定や、貿易自由化によって発展途上国が利益を受けられる経済の仕組みが必要となった。そうした中、2001年11月、カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議においてドーハ閣僚宣言が採択され、ドーハラウンド（ドーハ開発アジェンダ）と呼ばれる新ラウンドの立ち上げが合意された。

② 開発をめぐる問題

ドーハラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその中心的課題に位置づけられている。これはドーハでの第4回WTO閣僚会議に先立つ、シアトルでの第3回WTO閣僚会議において、発展途上国の反発からラウンドの立ち上げに合意できなかったことを受け、新ラウンド立ち上げのために、開発問題を重視する発展途上国の意向を重視した結果といえる。具体的には、ドーハ閣僚宣言において、実施問題、発展途上国に対する特別かつ異なる扱い、能力構築等が検討・作業項目として合意された。特に実施問題は、発展途上国が既存のWTO協定上の義務履行が困難であるとして、義務の緩和・免除を求めている問題である。

③ 知的財産に関する実施問題

知的財産に関する実施問題としては、TRIPS協定第66条第2項に規定されている、後発発展途上国への技術移転措置のインセンティブ¹等、第4回WTO閣僚会議において解決され

¹ 先進国は、後発開発途上国への技術移転のために自国企業及び機関に対して提供したインセンティブに関し、2002年末までにTRIPS理事会に報告書を提出すること、及び、報告書を毎年更新し、TRIPS理事会において年次レビューを行うことに合意した。

た問題もある一方、未解決の実施問題として今後の検討課題とされた問題も存在する。すなわち、「TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) の関係」や「地理的表示の追加的保護の拡大」といった問題は、TRIPS 理事会や WTO 事務局長主催の非公式協議等様々なレベルで議論が継続されている¹。

④議論の状況

ドーハ閣僚宣言を受けた新ラウンド交渉は、2002 年から本格的に開始された。当初の交渉期限である 2005 年 1 月を見据えつつ交渉が行われたが、加盟国間の意見対立から交渉期限は度々延長されている。しかし、世界的な緊急経済危機の影響を受けた保護貿易主義の台頭に対する懸念から、2009 年 7 月のラクイラ・サミット (イタリア) における G8 及び新興国による共同宣言において、2010 年内の交渉妥結に向けて取り組むことについて一致するなど、合意に向け様々な取組が継続して行われている。

(3) WIPO 開発アジェンダ

①開発フレンズからの開発アジェンダ策定提案

1998 年に設置された知的財産分野の開発協力に関する常設委員会は、WIPO の開発協力活動に関する報告を行い、その後の活動の方向性について加盟国間で意見交換を行う場として活用されていたが、2004 年の WIPO 加盟国総会において、ブラジル・アルゼンチン等 (計 14 か国の開発フレンズ) は、ミレニアム開発目標を掲げる国際連合の専門機関として、WIPO は更に開発問題に積極的に取り組むべきであると指摘し、WIPO の「開発アジェンダ」策定を提案した。これを受けて、開発関連問題を議論し、2005 年 WIPO 加盟国総会での検討に付する報告書作成のため、開発アジェンダに関する会期間政府間会合 (IIM) の開催が決定された。

開発フレンズが行った「開発アジェンダ策定提案」においては、WIPO の目的及び任務としての開発の重要性を明確化するため WIPO 設立条約を修正すること、SPLT 等の条約に技術移転等の明確な開発支援規定を導入すること、技術協力に関して多年度にわたる一貫したプログラム・計画を策定すること等が挙げられていた。

②IIM での議論

2005 年 4 月、6 月及び 7 月にそれぞれ IIM が開催され、主に開発フレンズ提案や地域グループ、加盟国による提案について議論が行われたが、最終的な合意には至らなかった。これを受けて、2005 年 WIPO 加盟国総会において、議論継続のため、新たに開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会 (PCDA) を組織し、2006 年 WIPO 加盟国総会へ報告等を行うことが決定された。

¹ 第 2 章第 5 節 2.、第 2 章第 5 節 4. 参照。

③PCDA での議論

2006年1月の第1回PCDAでは、既に提案されていたアフリカグループ提案に加え、新たにチリ、コロンビア、米国及び開発フレンズから提案又は追加提案が行われ、提案事項は111項目に上った。WIPO加盟国総会へ具体的な提言を行う必要性から、議長の下、「A. 技術支援及び能力構築」「B. 規範設定、柔軟性、公共政策及びパブリックドメイン」「C. 技術移転、情報通信技術及び知識へのアクセス」「D. アセスメント、評価及び影響研究」「E. 権限及び管理を含む組織事項」「F. その他」の6項目に各提案を整理することが合意されたものの、第1回PCDAでは提案を整理するに至らなかった。

2006年6月の第2回PCDAでは、111提案項目のうち多数国が支持表明をした項目に優先度を付けつつ、全提案項目の議論を継続するという議長案が提示されたものの、ブラジル及びアルゼンチンが、提案項目の優先度付けに反対として議長案を完全に拒絶し、議論が頓挫した。

2006年のWIPO加盟国総会では、議論の継続については異論なく、議論の方法について、議長主催の非公式レベルの協議が数次にわたり開催され検討が進められた。最終的に、(i) PCDAのマンデートを1年延長し、PCDAを2回開催すること、(ii) 1回目にこれまで合意が得られつつある項目について、2回目にそれ以外の項目について、それぞれ議論を行うこと、また、(iii) 提案項目の整理を行った上で、(iv) 合意が得られた提案項目に係る「行動」について2007年総会に勧告を行う、という内容で合意が得られた。

2007年2月の第3回PCDAでは、111提案項目のうち、合意が得られつつある40項目について議論がなされた。アフリカ・後発開発途上国（バングラデシュ等）を中心とした発展途上国において、具体的な成果をWIPO加盟国総会への勧告案としてまとめたいとする意識が高く、議長がグループ間の意見集約を巧みに行った結果、40項目単独の取りまとめに反対していたブラジル・アルゼンチンの意見を押し切り、A-Fの6クラスタの下に24項目に整理統合した勧告案が取りまとめられ、総会に報告することとされた。

2007年6月の第4回PCDAでは、111提案項目のうち、加盟国間の見解の相違が大きい残された71項目について議論がなされた。当初より合意が困難であると予想されていたこともあり、開発フレンズから事前に妥協路線の修正案が提示された。精力的調整が行われた結果、最終的に71項目を、A-Eの5クラスタの下、21項目に整理統合し、前回取りまとめた24項目とあわせて総会に勧告することが合意された（クラスタFは総会勧告における今後の活動として盛り込まれた）。

また、今後の活動として、「開発と知財に関する委員会」（CDIP）を新たに設立し、(i) 前回及び今回PCDAで合意した提案項目の実施に関する作業計画を策定すること、(ii) 関連するWIPO組織と調整の上、実施状況を監視、評価、議論して報告すること、(iii) CDIP及び総会によって合意された知的財産と開発に関連する事項を議論すること、をマンデートとすることが合意された。さらにPCDA議長がWIPO国際事務局・加盟国と協議の上、作業計画案を作成し第1回CDIPに提出することとされ、そこには実施に必要な予算・人員等の見積りも盛り込むこととされた。

2007年WIPO加盟国総会では、PCDAにおいて合意された45項目からなる開発アジェンダ

の勧告、CDIP の設置が採択された。また、上記 45 の勧告のうち、人的・財政的措置を要しない 19 の勧告は即履行することとされ、残り 26 の勧告は PCDA 議長が加盟国及び事務局と協議の上、人的・財政的見積りをして作業計画原案を作成し、第 1 回 CDIP に提出することとされた。

④CDIP での議論

2008 年 3 月の第 1 回 CDIP では、26 の勧告に関する作業計画原案、19 の勧告の履行に関する事務局による現状報告、更に開発フレンズ、韓国、中欧諸国グループからも作業計画提案がなされ、それをベースに質疑・審議が行われた。しかし、作業計画原案には人的・財政的見積りがなされておらず、先進国を中心に十分な情報提供が要請され、議論の深まりはなかった。最終的に、本会合では 26 の勧告のうち 5 つ、19 の勧告のうち 1 つが議論の対象となるにとどまった。

なお、発展途上国より作業の遅延に対して不満が表明され、協議の結果、次回会合（2008 年 7 月）までの間に非公式会期間会合を 2 回開催して議論を継続し、問題ない作業計画から事務局に見積りを出させて次回 CDIP で議論し、問題がある作業計画は見積りを出さずに次回 CDIP で再度正式に議論することとされた。

第 1 回非公式会期間会合では、19 の勧告のうち 5 つの実施具体策について議論されたものの、十分な出席者が得られなかった。そのため、第 2 回非公式期間会合は開催されず、第 2 回 CDIP で正式に議論されることとなった。

2008 年 7 月の第 2 回 CDIP では、45 の勧告のうち、第 1 回 CDIP 及び会期間非公式会合において議論された 11 項目について、先進国は、WIPO の既存の活動や開発アジェンダのほかの勧告に関する活動との間で重複が生じている、人的・財政的見積りについて必要な根拠数字が示されていないなどと指摘し、第 2 回会合では作業計画の大枠合意までにとどめ、人的・財政的資源については計画予算委員会で議論すべきと主張し、必要な人的・財政的資源を含めた作業計画の承認を求める発展途上国と対立した。活動内容の重複、人的・財政的資源の詳細について後日議論を行うことを前提に 11 項目（いずれも技術支援関連）の作業計画の承認がなされた。また、残りの 34 項目については、技術支援に関する 1 項目と規範設定に関する 3 項目が議論の対象となるにとどまった。

2008 年 9 月の WIPO 加盟国総会では、第 2 回 CDIP で了承された 11 項目の実行のため追加要求された人的・財政的資源に関する 2009 年補正計画予算の必要な修正を伴った作業計画に関する事務局報告が提示された。45 の勧告のうち、特に追加の人的・財政的資源が不要である項目の早期実施、及び、追加の人的・財政的資源が必要な項目に係る資源の割当てを求める発言が多くなされたが、最終的に、人的・財政的資源の割当てに関する議論は WIPO の通常のプロセスである次回計画予算委員会（2009 年）で検討を行うことで合意に至った。

2009 年 4-5 月に開催された第 3 回 CDIP では、勧告を迅速かつ効率的に実施する目的で、事務局より各勧告項目から類似の活動内容をテーマで括ってプロジェクトを構成した上で作業計画を議論するという、「テーマ別アプローチ」が提案され、(i) まず、実施活動に

合意するために各勧告を議論する、(ii) 次いで、可能な範囲で、類似又は同一の活動を扱う勧告を一つのテーマに括る、(iii) 適当な場合には、実施をプロジェクト形式にて行う、という「3原則」を確認した上で、実施内容が承認されていない7つの勧告項目について主に議論を行い、これらを3つのテーマ別プロジェクトに括ることで幅広い合意が得られた。これらのプロジェクトの実施に必要な人的・財政的資源は、通常の計画予算審議に付し、必要な修正を経た後に、2010年1月から開始することとされた。

加えて、勧告実施の監視、評価及び報告のための調整機構につき、アフリカグループ及びパキスタンから口頭で提案がなされ、調整機構の議論が開始された。新たな提案を受け付けた上で、次回会合で議論を継続することとされた。

2009年9月に開催された計画予算委員会では、今後実施される予定の開発アジェンダ関連プロジェクトのための予算の割当てが承認され、WIPO加盟国総会へ勧告された。WIPO加盟国総会でも予算の承認に伴い、右記予算の割当ても採択された。

2009年11月には、第4回CDIPが開催され、勧告の実施のための作業計画の検討(テーマ別アプローチ)が行われ、既に幅広い合意が得られていたプロジェクトに係る修正作業文書のうち、2つのプロジェクトについては承認がなされたが、1つのプロジェクトについては合意に至らず、第5回CDIPにおいて再度議論するとの前提で、可能な部分からの実施が了承された。

また、新たに議論が開始されたテーマ別プロジェクトのうち、2つのプロジェクトについては採択されたものの、「知財と技術移転」については、内容の重要性にかんがみて、上記「3原則」に則って審議を行うべきとの主張に加え、一部の発展途上国で構成される同志国から新たな提案文書を準備している旨の主張がなされた結果、当該文書への各国からのコメントを受け付けた上で、第5回CDIPにおいて改めて議論することとされた。

勧告実施の監視、評価及び報告のための調整機構については、発展途上国による共同提案¹と先進国による提案について、精力的に議論が行われたものの、合意には至らず、第5回CDIPで議論することとされた。

⑤ 経済発展のための知的財産活用経験共有データベース (WIPO E-SPEED データベース²) 提案

2008年9月のWIPO加盟国総会の一般演説で、日本より、特に発展途上国における知的創造サイクルの促進のため、ビジネスと知的財産との関連に係る成功事例の発展途上国との情報共有提案を行った。この提案はWIPOウェブサイトにおいて、整理・蓄積された、複数観点の分類体系を設け、知的財産とビジネスの連携成功事例を入手できるワンストップ・サービスをWIPOが提供するものである。数次のCDIPでの議論を経て、2009年11月に開催された第4回CDIPにおいて同提案が採択された。

(4) 経済連携協定 (EPA) ・ 自由貿易協定 (FTA) 締結の推進

近年、我が国はアジアにおける経済統合の実現を見据え、アジア諸国を中心にEPAやFTA

¹ 提案国は、アルジェリア、ブラジル、パキスタン及びインド。

² WIPO “Experience-Sharing on Intellectual Property Exploitation for Economic Development” Database

の締結を積極的に推進している。このような動きの中で知的財産分野については EPA の範囲に含めて交渉を行っている。知的財産分野での交渉において我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、(i) 十分、効果的かつ無差別的な知的財産保護、(ii) 知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、(iii) 十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。

①日・シンガポール EPA

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(2002年1月署名、2002年11月発効)。日・シンガポール EPA は、我が国初となる EPA である。知的財産に関する章が設けられ、日本とシンガポールに同一の発明に関する特許出願を行った出願人が、日本における特許審査の結果に係る情報を英語訳とともにシンガポール知的財産庁に提出すれば、簡易な手続かつ安価な料金でシンガポールの特許を取得できるようにすること(2002年8月に実現)等が盛り込まれている。

②日・メキシコ EPA

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(2004年9月署名、2005年4月発効)。「物品の貿易」章において、TRIPS 協定に規定する蒸留酒の地理的表示の保護についてお互いに保護を行うこと等が規定されている。

③日・マレーシア EPA

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(2005年12月署名、2006年7月発効)。本協定では、それまで特許出願を登録時まで公開していなかったマレーシアにおいて、特許出願日から18か月後の出願公開制度を導入することや、特許審査迅速化のため、マレーシアに優先審査・早期審査制度を設けること、及び商標について不正使用防止のため外国周知商標を保護すること等を規定している。

④日・フィリピン EPA

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(2006年9月署名、2008年12月発効)。本協定では、産業財産権の出願その他の行政手続について、フィリピン知的財産庁に提出される書類上の署名についての公証義務の原則禁止など手続の簡略化が規定されたほか、フィリピンでの産業財産権の取得容易化や侵害物品の水際差止め対象権利を TRIPS 協定レベルの商標、著作権から特許権、実用新案権、及び意匠権にも拡大することを規定するなど、エンフォースメントの強化が図られた。

⑤日・チリ EPA

「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(2007年3月署名、2007年9月発効)。本協定では、TRIPS 協定上は任意規定となっている商標の出願又は登録に対する異議申立の機会を確保することを義務化した。また、侵害物品の水際差止め

対象権利を TRIPS 協定レベルの商標、著作権の侵害輸入品から特許権、実用新案権、及び意匠権にも拡大するとともに、輸出品も差止め対象とすることとし、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑥日・タイ EPA

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(2007年4月署名、2007年11月発効)。本協定では、タイ国外において公知となった発明及び意匠、並びにインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失することを規定し新規性阻却事由を拡大しており、あわせて、外国周知商標を保護する規定を盛り込んでいる。また、国境措置の強化や、権利の侵害を非親告罪化し、刑事制裁対象権利の範囲を拡大するなど、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑦日・ブルネイ EPA

「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(2007年6月署名、2008年7月発効)。本協定では、知的財産の保護がビジネス環境整備の要素として位置づけられたほか、両国間の協議の枠組みとしてビジネス環境整備小委員会が設置された。

⑧日・インドネシア EPA

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(2007年8月署名、2008年7月発効)。本協定では、特許審査・審判結果の提供に基づく早期審査、類似意匠の保護・部分意匠の保護、外国周知商標の保護の導入等の規定により、知的財産の保護強化が図られている。また、税関における侵害物品の差止め対象を輸出品にも拡大し、積み戻し禁止対象に著作権侵害物品も含めることにより国境措置を強化したほか、刑事制裁の対象を、特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権及び植物の新品種に関連する権利にまで拡大するなど、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑨日・ASEAN 包括的 EPA

「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」(2008年4月署名、2008年12月発効)。本協定では、知的財産を経済的協力の一分野に位置づけ、経済的協力に関する活動の検討及び実施を規定し、知的財産協力のための日・ASEAN 共通目標を設定した。

⑩日・スイス EPA

「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」(2009年2月署名、2009年9月発効)。本協定は我が国にとって欧米先進国との間の初の EPA であり、知的財産分野については、幅広い分野における知的財産の保護及び強化並びに模倣品・海賊版対策を含む権利行使の規定について、従来 EPA を上回る内容を規定している。

⑪日・ベトナム EPA

「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(2008年12月署名、2009年10月発効)。本協定では、特許の優先審査制度の導入等の規定により、知的財産の保護強化が図られている。また、知的財産権の侵害訴訟において、実際の経済的損害の証明が事案の性質上著しく困難な場合は、裁判所が相当な損害額の認定権限を有する旨を規定するなど、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑫その他

2010年4月末時点で、韓国、インド、オーストラリア及びペルーと、EPAの締結に向け交渉を行っている。

2. 遺伝資源と知的財産をめぐる国際論争

(1) 生物多様性条約 (CBD) の成立

従来より、発展途上国は、先進国に対して劣後に置かれている産業技術力と異なり、発展途上国に豊富に存在している遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに対して、これまでの国際ルールの下で十分な保護が与えられていないことについて強い不満を持っていたが、1992年の国連環境開発会議、いわゆる地球サミットにおいて、CBDが署名され、遺伝資源については各国が主権的権利を有することが認められた。2010年1月末時点で、193か国・地域が加盟している(米国は未加盟)。CBDは、(i)生物多様性の保全、(ii)生物資源の持続可能な利用に加え、(iii)遺伝資源の利用に基づく利益の公正かつ衡平な配分を目的とし、遺伝資源の取得のためには、提供国から遺伝資源入手のための事前の情報に基づく同意や遺伝資源の提供者と利用者が相互に合意する条件で契約を締結することを求めている。

(2) CBD 成立後の議論

CBDには、特許権その他の知的財産権がCBDの実施において影響を及ぼす可能性のあることを認識する旨の規定があり、CBDの成立を受け、発展途上国は様々な国際会合の場において、遺伝資源等の知的財産としての保護を強化し、知的財産制度はCBDの目的に配慮するよう変更されるべきであるとの主張を行うようになった。

①CBD 関連諸会合における議論

a. ボン・ガイドライン

CBDでは、2年に1度、締約国会議(COP)が開催されているが、1996年に開催されたCOP3では、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の配分についてCOPとしてどのように取り組むべきかについて、CBD事務局等により提言がなされるなど、現在まで続く「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」に関する議論の萌芽が見られた。

ABSについての本格的な議論は、1998年のCOP4(スロバキア)において、発展途上国から法的拘束力のある制度を創設すべきであるとの主張がなされたことにより始まった。こ

うした発展途上国の主張に対し、先進国は、ABS については当事者間の契約によるべきものであるとの主張を行い意見が対立、COP4 では結論に至らなかったものの、2000 年の COP5 (ケニア) において、先進国、発展途上国の妥協点として、国際的な任意のガイドラインの原案を COP6 (オランダ) に提出すること、そのための作業部会として、ABS に関するアドホック作業部会 (ABS 作業部会) を設置し、集中的な議論を行うことが決定された。2002 年 4 月に開催された COP6 では、ABS 作業部会での議論等、それまでの交渉の成果として、任意のガイドラインである、遺伝資源の利用とその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関する「ボン・ガイドライン」が策定された。

b. ABS に関する国際的枠組みの策定に向けた議論

しかし、発展途上国は、CBD には、利益配分のための具体的な枠組みについて何ら規定されておらず、任意のガイドラインでは、先進国企業による発展途上国の遺伝資源の不正利用を防止する手立てが確保されていないと批判するとともに、国際的に法的拘束力のある枠組みを策定する必要があると主張し、ボン・ガイドラインが合意された直後、2002 年 8-9 月に開催された、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) において発出される行動計画に盛り込むことを要求した。これに対し、我が国、EU 等の先進国は、「ボン・ガイドラインの成果を判断することができない段階において、新たな国際的制度を構築する交渉の必要性には合意できない」と反対した。最終的には、「法的拘束力」との文言は落とされたものの、国際的枠組みの策定について CBD の枠内で議論を行うことが盛り込まれた。国際的枠組み策定の方針は、2004 年の COP7 (マレーシア) において、COP の決定として正式に合意された。

2006 年の COP8 (ブラジル) では、今後の活動指針について議論され、知的財産関係では、CBD の目的の一つである国際的枠組みが議論され、その措置の一つとして特許出願時における遺伝資源及び関連する伝統的知識の出所等の開示義務制度の必要性について議論された。国際的枠組み全体については、「COP10 (2010 年予定) までに早期にその作業を完了させる (complete its work)」、とした決議が採択された。2008 年の COP9 (ドイツ) では、COP10 に向けた ABS の作業計画に関する議論が主に行われ、COP10 までに 3 回の ABS 作業部会を開催することが合意された。

国際的枠組みの議論においては、枠組みに法的拘束力を持たせるべきかという法的性質に関する議論のほか、枠組みの目的、ABS の対象範囲、遵守のための措置、遺伝資源へのアクセス及び利益配分の仕組み等について議論を行っており、2010 年 10 月名古屋において開催予定の COP10 までの作業完了に向けて、2009 年 4 月、11 月と 2 回の ABS 作業部会が開催され国際的枠組みの検討作業が行われている。知的財産との関連では、遵守のための措置の一つとして、遺伝資源を利用した発明の特許出願の際に、遺伝資源の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠を開示すること、これらの規定に違反した場合の罰則として、特許を無効とすることを盛り込むべきであるとの主張が発展途上国からなされ、議論が行われている。

②WIPOにおける議論

こうした発展途上国の主張は、CBD 締約国会議のみならず、WIPO や WTO の場においても行われている。WIPO では、2000 年 9 月の WIPO 加盟国総会において、知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）の設置が合意された。IGC では、2001 年の第 1 回会合以来、15 回の会合を開催し、遺伝資源等の保護に関する各国の経験の共有、遺伝資源を利用した発明の特許出願における出所等の開示、そして我が国が提案を行った「誤った特許付与」を防止するための特許審査用遺伝資源データベースの構築等について議論が行われてきた。2009 年 9-10 月の WIPO 加盟国総会では、次期 2 年間（2010-2011 年）の会合において、遺伝資源等の保護に関して国際的な法的文書を作成すべくテキストに基づく議論を行うことが合意されている。しかし、保護対象となる遺伝資源の定義や範囲等の基本的事項について、各国の認識に依然として隔たりがあるため、今後の交渉において更なる議論を行う必要がある。

③WTO における議論

一方、WTO では、現在のドーハ・ラウンドの作業として、TRIPS 協定と CBD との関係を TRIPS 理事会などで検討することが求められており、発展途上国は、TRIPS 協定は、CBD の目的を達成するために、遺伝資源の出所/原産国等の開示の義務化や罰則として特許無効を盛り込む改正の議論を開始すべきであると主張しているが、我が国、米国等の先進国は TRIPS 協定と CBD の関係に何ら矛盾はなく、TRIPS 協定の改正の必要はないと反論している。

また、ドーハ・ラウンドの議論の対象ではあるが、一括受諾項目とされていない地理的表示の追加的保護について、議論を求める EU、スイス等は、2008 年に、一括受諾項目である多数国間通報登録制度の創設問題と併せ、TRIPS 協定と CBD の関係を含めた 3 つの問題を並行して議論すべきであるとの提案を WTO に対して提案した。我が国、米国等は、一括受諾項目である多数国間通報登録制度創設問題と、TRIPS 協定と CBD の関係及び地理的表示の追加的保護の拡大問題は並行して議論すべき項目ではなく、個別に議論すべきであると反論し、議論が膠着している状況である。

④その他の国際会議における議論

遺伝資源と知的財産をめぐる議論は、これらの国際会合にとどまらず、遺伝資源や生物資源が話題となる多くの会合で取り上げられている。

国際連合食糧農業機構（FAO）では、1983 年の総会において採択された「食料と農業のための植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」において、「遺伝資源は制限無しに利用されるべき」としていたが、CBD の成立により遺伝資源の主権を各国が保有することとなったのを受け、1994 年から食料農業分野における遺伝資源の取扱いに関する議論を開始し、2001 年の FAO 総会において「食料農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（2004 年発効。我が国は未加盟。）を採択した。

世界保健機関（WHO）においては、新型インフルエンザのワクチン開発のためのインフルエンザの検体提供に関して、2007 年 11 月に設置された新型インフルエンザ会合において

議論が行われているが、一部発展途上国は、検体は CBD 上の遺伝資源であるから、検体の共有が義務づけられるのであれば、利益の共有も同様に義務づけられるべきと主張し、公衆衛生の観点から検体を提供すべきであるとする先進国と対立した。2008 年 12 月に開催された会合においては、検体共有と利益共有の関係について、「全ての加盟国が、対等の立場に立って検体と利益を共有することにコミットし、共同で行動すること」で一致した。2010 年 4 月末時点で、検体を提供する際の標準的素材移転契約の在り方について、知的財産の扱いを含めて議論が行われている。

また、1961 年に発効した南極条約においても、研究の自由の観点から遺伝資源の利用が問題になりつつある。さらに、こうした多国間交渉に加え、我が国の進める経済連携協定交渉においても、一部発展途上国から知的財産との関連で遺伝資源の保護を求められるなど、遺伝資源と知的財産をめぐる議論については、今後更なる展開が予想される。

3. 医薬品と特許権

(1) 背景

HIV/AIDS 等の感染症の蔓延が、発展途上国、特にサハラ砂漠以南のアフリカ諸国において深刻であり、公衆衛生上の重大な脅威となっているにもかかわらず、発展途上国国民が医薬品を入手できないのは、特許権により医薬品価格が高く設定されているからであるとの批判が、発展途上国や NGO 等から主張され、国際的な関心が高まっていた。

(2) ドーハ宣言

こうした中、2001 年 11 月にドーハ（カタール）にて開催された第 4 回 WTO 閣僚会議では、医薬品関連の特許に対する強制実施権許諾の容認、必須医薬品を特許対象の例外とすること及び医薬品の並行輸入の容認等を主張する発展途上国に対し、TRIPS 協定を改正するような法的拘束力のある宣言は受け入れることはできないとする先進国が対立した。我が国は、TRIPS 協定と公衆衛生施策との関係について、TRIPS 協定の枠組みを損なうことなく、医薬品開発へのインセンティブの確保と発展途上国が直面している深刻な感染症問題への対応とが両立する解決を目指すべきとの姿勢で交渉に臨んだ。主要国首席交渉官による会合や、首脳間での議論も行われた結果、最終的に、この問題に対する国際的な関心の高さに配慮し、「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」（ドーハ宣言）が採択された。この宣言は、「TRIPS 協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を採ることを妨げるものではない」旨確認する一方で、加盟国の TRIPS 協定の遵守義務を強調しており、TRIPS 協定上の権利義務関係に影響を与えず、かつ、全体として発展途上国側の主張と先進国側の主張のバランスをとったものである。

しかし、TRIPS 協定第 31 条 (f) の規定では、強制実施権の許諾は主として加盟国の国内市場への供給のために認められるとしており、強制実施権下で製造された医薬品の輸出入行為は上記規定に抵触するおそれがあった。このため、国内の医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国において、ドーハ宣言に基づいて強制実施権を許諾したとして

も、必要な医薬品を輸入することはできないとの懸念から、ドーハ宣言は、TRIPS 協定の強制実施権を自国内の公衆衛生上の問題解決に効果的に使用することができないという問題が指摘され、TRIPS 理事会は当該問題の解決策に関し、2002 年末までに一般理事会に報告することを求められた。

(3) ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施に関する決定

TRIPS 理事会では、2002 年末の一般理事会への報告に向けて交渉が行われ、問題解決のための法的メカニズム（TRIPS 協定を改正するか、解釈了解を設けるか、協定の義務免除を行うか）、強制実施権により製造される医薬品の輸入国・輸出国資格、WTO への通報制度、医薬品の供給対象国以外への流用を防止するためのセーフガード措置等について議論を行い、これらについては各国とも柔軟性を示し始め、決定案がほぼ合意された。しかしながら、決定案の対象となる疾病の範囲が不明確であると米国が反対し、ドーハ宣言における「HIV/AIDS、結核、マラリアその他の感染症」との記載は、あくまでも例示であり、ほかの疾病も含まれるとする発展途上国と対立し、最終的に折り合いがつかず、2002 年末の一般理事会では、TRIPS 理事会議長より報告期限の延長を要請し、結論は翌 2003 年に持ち越されることとなった。

2003 年の TRIPS 理事会では、本件について各国から新たな提案がなされるということではなかったが、決定案の対象疾病範囲について不安視する米国製薬企業と発展途上国との信頼醸成が、本決定の合意のためには必要であるとの認識が共有された。こうした状況を受け、2003 年 8 月 30 日の一般理事会での決定案採択に際し、一般理事会議長より、本決定による制度は、公衆衛生保護を目的としており商業的政策的な利用のためのものではなく、強制実施権の下製造された医薬品の還流防止手段をとることができる旨の声明が発表され、関係者間の安心感、信頼感を高めることで、上記 TRIPS 理事会の決定案が変更なく採択され、最終的な合意に至ることとなった。この決定、「ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施についての決定」（パラグラフ 6 についての決定）により、強制実施権を活用し、特許が付与された医薬品を製造能力が不十分又は欠如している国へ供給することを目的とし、一定の条件¹のもとで、他国の「公衆衛生」の問題に対処する上で必要な医薬品を製造及び輸出することが認められることとなった。この決定のもと、2008 年 9 月、2009 年 9 月の 2 度にわたり、ルワンダを輸入国として、カナダにて製造された HIV/AIDS 薬が輸出されている。

(4) TRIPS協定改正議定書

パラグラフ 6 についての決定は、その有効期限について、決定の手続を TRIPS 協定に反映するための TRIPS 協定改正が発効するまでとしており、TRIPS 理事会に対し、2003 年末

¹ ①輸入国が医薬品の生産能力を有していないか、又は不十分であり、必要とする医薬品の名称と必要量を明らかにした上で、更に、輸出国において強制実施権が認められること、②輸出国の強制実施権の下での製造は、必要量のみ、その全てを必要とする輸入国に輸出することとし、製品のラベルやマークによって、本決定による制度の下での製造品であることを表示するため、包装や薬の色や形を変えて区別した上で、ウェブサイト（強制実施の許諾を受けた者は）、これら製品の特徴に関する情報を掲載すること、③TRIPS 理事会にその条件を含めて強制実施を通報すること、これら 3 点を条件としている。

からそのための作業を開始することを要請していた。この要請を受け、TRIPS 理事会議長による公式、非公式協議を含めた累次にわたる交渉が開催され、各国の意見を聴取するための努力が行われた。各国からは、改正の内容に関し、パラグラフ 6 についての決定を、修正を行わずそのまま TRIPS 協定に反映すべきか否か、パラグラフ 6 についての決定採択時に一般理事会議長によりなされた声明を改正内容に盛り込むべきか否か等について、様々な見解が示された。2004 年 12 月には、アフリカ諸国より TRIPS 協定改正案が TRIPS 理事会に対して提出されたが、一般理事会議長の声明に言及がないことや、一般理事会における決定文書の削除や修正が行われている点について先進国より懸念が表明され、改正内容や改正の反映方法をめぐる先進国、発展途上国間の意見の懸隔を埋めることは困難であった。

しかしながら、2005年12月13日より予定されていた第5回香港閣僚会議を前にTRIPS協定改正に係る議論に結論を出すべきとの認識は、各国が共有しており、2005年11月末より集中的に議論が行われた結果、パラグラフ6についての決定について実質的な変更を行わず、一般理事会議長による声明については改正内容に反映することなく、一般理事会議長が再度読み上げることで合意が成立し、2005年12月6日のWTO一般理事会において、上記パラグラフ6についての決定を恒久的な規定としてTRIPS協定に反映するためのTRIPS協定改正に関する議定書が採択された。議定書は、加盟国の3分の2の受諾により発効することとされており、当初の受諾期限は2007年12月1日であったが、加盟国の受諾状況を踏まえて2度にわたって期限が延長されており、現時点での受諾期限は2011年12月31日である。我が国は、2007年6月の国会承認を受けて、2007年8月31日にWTO事務局長に対し受諾書を寄託したが、2010年3月末時点での受諾国数は28か国・地域とEUに限られており、発効に至っていない。

(5) WHO における議論

公衆衛生問題を所管する国連の専門機関である、WHO においても、知的財産権と公衆衛生の関係について議論が行われてきた。2003 年 5 月の WHO 総会において、ブラジル等の発展途上国の提案により「知的財産権、イノベーションと公衆衛生に関する委員会 (Commission on Intellectual Property Rights, Innovation and Public Health, CIPIH)」を設置することが要請され、発展途上国に影響を与えている疾病に対する新薬及びその他の製品研究開発のための適切な資金調達やインセンティブ・メカニズム等、知的財産権、イノベーションの公衆衛生上の問題に関し、2 年間かけて報告書を取りまとめることとなった。CIPIH では、知的財産権は医薬品アクセス改善の障害となっていると主張する発展途上国側意見と、知的財産権は新薬開発のための貴重なインセンティブであり、適切に保護されるべきであるとする先進国側意見が対立した結果、少数意見についても賛成、反対意見の両論併記という形で 2006 年によく最終報告書が取りまとめられた。

報告書の取りまとめを受け、2006 年 5 月の WHO 総会において、最終報告書に挙げられた医薬品アクセスと知的財産権の問題を解決するためとして、世界戦略とその行動計画を作成するための作業部会、「公衆衛生、イノベーションと知的財産権に関する政府間作業部会 (IGWG)」を設置し、2 年間かけて検討し、2008 年の WHO 総会に世界戦略及び行動計画を提

出することが合意された。

この決定に基づき、2006年12月、2007年11月、そして2008年4月と3回にわたるIGWGが開催され、発展途上国に影響を与えている疾病に関する研究開発の基盤確保を目的とした中期的な枠組みを作成すべく、世界戦略とその行動計画策定のための議論が行われた。知的財産に関しては、伝統的知識（伝統医療）の知的財産としての保護、医薬特許の反競争的行為への競争法の適用促進、公衆衛生問題を踏まえた特許性判断のガイドラインの検討、模造医薬品とその取締り強化、治験データ保護の医薬品アクセスへの影響評価等について議論が行われた。IGWGでは最終的な合意を得ることはできなかったが、2008年のWHO総会でも議論が行われ、世界戦略が合意された。行動計画については、発展途上国における知的財産の利用・管理及び情報共有・能力強化等の推進等に係る部分において、WHOを実施主体に含めるべきと主張する発展途上国と、実施主体は政府のみとすべきと主張する米国、我が国をはじめとする先進国の間で意見が対立したが、最終的に、政府のみとすることで合意が成立し、2009年のWHO総会で採択されるに至った。

4. 産地名の保護をめぐる議論

(1) 地理的表示とは

「地理的表示」とは、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示がその生産地の地理的環境に由来して、商品についての品質や評判を想起させる表示を指すものとされている。TRIPS協定では、商品の地理的な原産地について、「公衆を誤認させる」方法での使用を防止することを規定しており、更に、ぶどう酒及び蒸留酒に関する地理的表示については、ほかの産品に比べて強力な保護（追加的保護）が特別に与えられている。すなわち、ぶどう酒及び蒸留酒については、「公衆を誤認させる」場合でなくとも商品の非原産地の表示を表示することは認められない。例えば、シャンパン（フランスのシャンパーニュ地方産出の発泡ぶどう酒）という地理的表示を例に挙げると、シャンパーニュ地方産出ではない発泡ぶどう酒に「シャンパン」と銘打つことは、シャンパン「風」、シャンパン「型」等の表示を伴うことにより原産地について公衆が誤認することがないとしても、基本的には認められない。我が国は、不正競争防止法、商標法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒団法）等により、ぶどう酒及び蒸留酒に関する地理的表示を保護している。

(2) 多数国間通報登録制度の創設

TRIPS協定では更に、ぶどう酒の地理的表示に関する通報及び登録制度の創設について、TRIPS理事会で議論することが条文に盛り込まれていた（いわゆるビルトインアジェンダ）。この問題については、2001年の第4回WTO閣僚会議（ドーハ）において新たなラウンド、ドーハ・ラウンドの立ち上げが合意された際に、蒸留酒の地理的表示と併せて、一括受諾項目として認められたものであり、TRIPS理事会の特別会合にて議論が行われている。第4回閣僚会議では、2003年9月の第5回閣僚会合（メキシコ・カンクン）までに交渉することとされていたが、制度への参加、法的効果・結果等をめぐり主要国間に意見の相違が見

られ、未だ結論に至っていない。現時点では、主に以下の3つの提案が議論の俎上に挙げられている。

①共同提案（日本、米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド等が提案）

WTO に各国の地理的表示を通報登録するデータベースを作成する。各国内での法的効果は各国が決定することができ、制度への参加は任意である。

②EC 提案（スイス及び東欧諸国等が支持）

WTO に通報登録された地理的表示に対して、制度参加国は、18 か月間は異議を申し立てることが可能であるが、異議申立がなされなかった地理的表示は登録され、制度への参加/非参加にかかわらず WTO 全加盟国において、強制的な保護及び反証可能な推定としての法的効果を与えられる。

③香港提案

WTO に通報登録された地理的表示に対して、TRIPS 協定の地理的表示の定義を満たしていることについて反証可能な推定としての法的効果を与えられる。その他の事由に関しては、各国の判断により通報登録された地理的表示を保護するか否かについて決定することができ、制度への参加は任意である。

(3) 追加的保護の拡大

2001 年の第 4 回閣僚会議では、EC、スイス等が、ぶどう酒及び蒸留酒についてのみ認められた追加的保護を、その他の産品に対しても同様に保護する「追加的保護の拡大」について強く主張した結果、ドーハ・ラウンドの一括受諾項目とはされなかったものの、第 4 回閣僚会議の閣僚宣言において、「地理的表示の追加的保護の対象産品拡大について TRIPS 理事会で検討し、2002 年末までに取るべき適切な措置について貿易交渉委員会に報告を行う。」こととされた。

これを受けて、累次にわたって TRIPS 理事会非公式会合を開催し、追加的保護の拡大による生産者や消費者への影響といった各論点についての見解が各国から示されたが、保護水準をめぐって各国の対立は激しく、結論に至ることはなかった。2004 年からは、WTO 事務局次長の主催で追加的保護の拡大に関して技術レベル会合、2005 年からは、WTO 事務局長の友人という位置づけで事務局次長が加盟国と協議するという形式で、ヨークサ WTO 事務局次長の主催により実施問題に関する専門家協議を開催し、解決に向けた議論が行われたが、追加的保護の拡大を求めてテキスト案を提出した EC、スイス等に対し、米国、オーストラリア等は、追加的保護の拡大はドーハ・ラウンドの交渉項目ではなく、テキスト案に基づく議論は時期尚早であると反対するなど、主要国の対立は深く解決に至っていない。

2005 年の第 5 回閣僚会議においても、「TRIPS 協定と CBD の関係」と併せ、“協議を強化する”という書き振りで閣僚宣言に盛り込まれたが、結局、一括受諾項目とされることはなく、TRIPS 理事会、事務局次長主催の各種会合においても上記のとおり議論に進展が見

られないこと等から、EC、スイス等の追加的保護の拡大を求める諸国は、ブラジル、インド等、遺伝資源の特許に関する出願における出所/原産国等の開示の義務化を求める諸国と共同で、それぞれの要求項目の一括受諾項目としての交渉化を獲得すべく、2008年5月30日に、これら2つの項目と多数国間通報登録制度の創設という TRIPS 協定に係る3つの項目について、すべて一括受諾項目として同様に扱うべきとする非公式提案をラミーWTO 事務局長に提出した。こうした動きに対抗するため、米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド等の追加的保護の拡大に反対する諸国は、3つの項目について同様に扱うことは、ドーハ・ラウンドの議論の進展を妨げるものであるとして反対する提案を、2008年6月6日に非公式提案として提出した。

その後、2008年7月に、EC、スイス、ブラジル及びインド等は、上記非公式提案を正式文書としてWTOに提出、3項目の交渉項目化を強く主張した。現時点では、WTO加盟国の約3分の2が同提案に参加しており、こうした動きを受け、ラミーWTO 事務局長による大使級非公式協議が数次にわたり開催され、追加的保護の拡大の必要性や商標法等への影響など技術的な議論が行われている。

